

平成 25 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

1	議案第 163 号 三重県地球温暖化対策推進条例案について	1
2	議案第 175 号 三重県環境基本条例の一部を改正する条例案について	1 1
3	議案第 183 号 工事請負契約について（桑名市五反田事案恒久対策（分-3） 工事）	2 3

◎ 所管事項説明

1	高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況に ついて	2 7
2	新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定について	3 1
3	新県立博物館の開館に向けた取組について	6 5
4	三重県大気環境の保全に関する流入車対策について	7 9
5	人権問題に関する県民意識調査結果（概要）について	8 3
6	食材の不適切表示について	9 3
7	廃棄物系バイオマスに係る再資源化等事業化検討について	9 5
8	RDF 焼却・発電事業について	9 9
9	産業廃棄物の不適正処理事案について	10 3
10	三重県飲酒運転根絶に関する基本計画（仮称）中間案について	10 7
11	各種審議会等の審議状況について	11 1
別冊 1	新県立博物館の活動と運営 Vol.5（中間報告）	
別冊 2	三重県飲酒運転根絶に関する基本計画（仮称）（中間案）	

平成 25 年 12 月 12 日
環 境 生 活 部

1 議案第 163 号 三重県地球温暖化対策推進条例案について

1 条例制定の背景

三重県では、これまで三重県地球温暖化対策推進計画に基づき、各種の地球温暖化対策に取り組んできましたが、2009年度実績では、1990年度と比べてオフィスや店舗等の民生業務その他部門からのCO₂排出量は約78%、民生家庭部門は約26%と大きく増加しており、また、産業部門は、県内におけるCO₂排出量の約6割を占めており、効果的な対策が課題となっています。

これらの状況を鑑みて、エネルギーの利活用等を含めた総合的な観点から、地球温暖化対策を推進するための新たな条例を制定する必要があるため、三重県環境審議会から新しい条例のあり方について答申をいただきました。

2 条例の基本的な考え方（三重県環境審議会の答申）

- ・ 県、事業者及び県民の個別並びに相互の連携によって総合的かつ計画的に推進されるものであること
- ・ 県、事業者及び県民が経済活動や日常生活の変革を図っていくなど、公平な役割分担の下で自主的かつ積極的に推進されるものであること
- ・ 県民生活の向上、産業の発展及び就業の機会の増大その他の三重県経済の持続的な成長を図りつつ、推進されるものであること

3 三重県地球温暖化対策推進条例案の特徴

(1) 総合的・体系的な規定

従来「三重県生活環境の保全に関する条例」では、地球温暖化対策に係る体系的な規定はなく、地球温暖化対策に係る直接の規定としては、大規模工場（省エネ法の第1種、第2種エネルギー管理指定工場）に係る「地球温暖化対策計画書」の策定・提出義務のみでした。

これに対し、新たに制定する三重県地球温暖化対策推進条例では、長期的・総合的な観点から地球温暖化対策を進めることを目的に、①事業活動における地球温暖化対策、②建築物における地球温暖化対策、③資源の有効利用、④森林の整備及び保全、⑤地球温暖化への適応など、地球温暖化対策に関する事項を体系的に規定しています。

(2) 指針の作成

事業者の地球温暖化対策指針、建築物における地球温暖化対策指針を県が策定し、事業者等による自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促していきます。

(3) 新たな考え方の規定

新たな考え方として、地球温暖化への適応について条例に規定し、県は適応に関する情報の発信に努めていきます。

4 条例案の概要

第1章 総則	(第1条) 目的 (第2条) 定義 (第3条) 県の責務 (第4条) 事業者の責務 (第5条) 県民の責務
第2章 事業活動における地球温暖化対策	(第6条) 事業者の地球温暖化対策に関する指針の策定等 (第7条) 地球温暖化対策の目標の設定等 (第8条) 地球温暖化対策計画書の作成等 (第9条) 地球温暖化対策実施状況報告書の提出
第3章 建築物における地球温暖化対策	(第10条) 建築物における地球温暖化対策
第4章 資源の有効利用	(第11条) 廃棄物等の発生抑制等 (第12条) 再生可能エネルギー源の利用
第5章 森林の整備及び保全	(第13条) 森林の整備及び保全
第6章 地球温暖化への適応	(第14条) 地球温暖化への適応
第7章 地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興等	(第15条) 地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興等 (第16条) 地球温暖化対策に関する普及啓発 (第17条) 催しにおける地球温暖化対策
第8章 雑則	(第18条) 指導及び助言 (第19条) 報告等 (第20条) 勧告 (第21条) 公表 (第22条) 委任

5 施行期日

平成26年4月1日

6 その他

今回の条例制定に併せて、「三重県生活環境の保全に関する条例」の一部改正を行います。

・第8条(温室効果ガス等の排出抑制)及び第9条(地球温暖化対策計画書の作成等) 削除

三重県地球温暖化対策推進条例案について

生活環境の保全に関する条例における規定の概要

公害防止のための規定、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るための措置等を定め、生活環境の保全を図ることを目的とした条例であり、一部の規定において、温室効果ガス等の排出抑制が位置付けられている。

項目	主な内容
事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な環境保全活動の推進 温室効果ガス等の排出抑制（地球温暖化対策計画書制度等） 自動車等の使用に伴う環境負荷の低減 焼却行為等の制限 日常生活等における水質汚濁の防止
工場等における公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙等の排出の規制 大気汚染物質の総排出量規制 建設作業等に関する規制 地下水採取の規制 土壌及び地下水汚染に関する規制
環境の美化等	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化の促進 放置自転車の撤去

地球温暖化対策推進条例案における規定の概要

地球温暖化問題について、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的かつ積極的な地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした条例であり、地球温暖化対策を総合的・体系的に整備し、「地球温暖化への適応」という新たな考え方も規定している。

項目	主な内容
【第2章】 事業活動における地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> 第6条 事業者地球温暖化対策指針の策定等（県の義務） 第7条 地球温暖化対策の目標の設定等（事業者の努力義務） 第8・9条 地球温暖化対策計画書制度（大規模事業者の義務） <p>（地球温暖化対策計画書制度） 温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等であって、規則で定めるものを設置する者は、規則の定めるところにより、温室効果ガスの排出の状況、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置等を定めた計画書を作成し、知事に提出しなければならない。 ★生活環境の保全に関する条例からの移行。（対象を国、県、市町にも拡大） ★新たに実施状況報告書を義務化。 ★計画書・実施状況報告書の未提出者等には勧告・公表を行う。</p>
【第3章】 建築物における地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> 第10条 建築物地球温暖化対策指針の策定（県の義務） 建築物の新築時等における温室効果ガスの排出の抑制（建築主の努力義務）
【第4章】 資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 第11条 廃棄物等の発生抑制等（県、事業者、県民の努力義務） 第12条 再生可能エネルギー源の利用（県、事業者、県民の努力義務）
【第5章】 森林の整備及び保全	<ul style="list-style-type: none"> 第13条 森林の整備及び保全（県の努力義務）
【第6章】 地球温暖化への適応	<ul style="list-style-type: none"> 第14条 地球温暖化による影響に適切に対処するための情報提供（県の努力義務）
【第7章】 地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興等	<ul style="list-style-type: none"> 第15条 教育及び学習の振興等（県、事業者、県民の努力義務） 第16条 普及啓発（県の努力義務） 第17条 催しにおける地球温暖化対策（催し開催者の努力義務）

地球温暖化対策に特化した新たな条例の体系的な整備

新たな条例制定の背景

- ★産業部門のCO₂排出量は、原単位では一定の削減が見られているものの、依然として県内における排出量の約6割を占めており、今後も継続的かつ実効的な取組が求められている。
- ☆2009年度は1990年度と比べて、オフィスや店舗等の民生業務その他部門からのCO₂排出量は約78%、民生家庭部門は約26%と、大きく増加していることから、効果的な取組が求められている。

地球温暖化対策に特化した条例を体系的に整備し、より長期的・総合的な観点からの地球温暖化対策を推進することが必要である。

条例の基本的な考え方

- 一 県、事業者及び県民の個別並びに相互の連携によって総合的かつ計画的に推進されるものであること。
- 二 県、事業者及び県民が経済活動や日常生活の変革を図っていくなど、公平な役割分担の下で自主的かつ積極的に推進されるものであること。
- 三 県民生活の向上、産業の発展及び就業の機会の増大その他の三重県経済の持続的な成長を図りつつ、推進されるものであること。

三重県地球温暖化対策推進条例案

右提出する。

平成二十五年十一月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県地球温暖化対策推進条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
 - 第二章 事業活動における地球温暖化対策（第六条—第九条）
 - 第三章 建築物における地球温暖化対策（第十条）
 - 第四章 資源の有効利用（第十一条・第十二条）
 - 第五章 森林の整備及び保全（第十三条）
 - 第六章 地球温暖化への適応（第十四条）
 - 第七章 地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興等（第十五条—第十七条）
 - 第八章 雑則（第十八条—第二十二条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地球温暖化対策が喫緊の課題であることに鑑み、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）第三条に定める基本理念にのっとり、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的かつ積極的な地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）において使用する用語の例による。

（県の責務）

第三条 県は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進するものとする。

2 県は、市町、事業者及び県民と協働して地球温暖化対策を推進するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動における地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うとともに、県が推進する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第五条 県民は、その日常生活における地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うとともに、県が推進する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

第二章 事業活動における地球温暖化対策

（事業者の地球温暖化対策に関する指針の策定等）

第六条 知事は、事業者がその事業活動における地球温暖化対策を行うために必要な事項に関する指針を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(地球温暖化対策の目標の設定等)

第七条 事業者は、前条の指針を踏まえ、その事業活動における地球温暖化対策に係る目標及び措置を定め、当該目標を達成するための事業活動の継続的な改善を行うとともに、当該地球温暖化対策を公表するよう努めなければならない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第八条 温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等であつて規則で定めるものを設置する者は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の状況、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置その他の事業活動における地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により地球温暖化対策計画書を提出した者は、当該地球温暖化対策計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の地球温暖化対策計画書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出があつたとき、又は前項の規定による変更後の地球温暖化対策計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策実施状況報告書の提出)

第九条 前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、地球温暖化対策計画書(同条第二項の規定により変更後の地球温暖化対策計画書を提出した者にあつては、当該変更後の地球温暖化対策計画書。第十九条及び第二十条において同じ。)に基づく地球温暖化対策の実施の状況を記載した報告書(第十九条及び第二十条において「地球温暖化対策実施状況報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

第三章 建築物における地球温暖化対策

第十条 知事は、建築物の新築、増築又は改築を行う者(以下この条において「建築主」という。)がその建築物における温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な事項に関する指針を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 建築主は、前項の指針を踏まえ、その建築物における温室効果ガスの排出の抑制を図るよう努めなければならない。

第四章 資源の有効利用

(廃棄物等の発生抑制等)

第十一条 県、事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用その他の資源の有効な利用に努めなければならない。

(再生可能エネルギー源の利用)

第十二条 県、事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他の規則で定めるエネルギー源をいう。)の利用に努めなければならない。

第五章 森林の整備及び保全

第十三条 県は、森林の有する二酸化炭素を吸収し、及び固定する機能を確保するため、森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）と連携して、森林の整備及び保全に努めなければならない。

第六章 地球温暖化への適応

第十四条 県は、地球温暖化への適応（地球温暖化による影響に適切に対処することをいう。）に関する情報の提供に努めなければならない。

第七章 地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興等

（地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興等）

第十五条 県は、地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興に努めなければならない。

2 事業者は、従業員に対し、地球温暖化対策に関する教育を実施するよう努めなければならない。

3 県民は、地球温暖化対策に関する学習の機会に自主的に参加するよう努めなければならない。

（地球温暖化対策に関する普及啓発）

第十六条 県は、事業者及び県民の地球温暖化対策に関する理解を深めるための普及啓発に努めなければならない。

（催しにおける地球温暖化対策）

第十七条 催しを行おうとする者は、その催しに際し、公共交通機関の利用の促進その他の温室効果ガスの排出の抑制に係る取組を行うよう努めなければならない。

第八章 雑則

（指導及び助言）

第十八条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、市町等、事業者及び県民の地球温暖化対策について、必要な指導及び助言をすることができる。

（報告等）

第十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況報告書を提出した者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第二十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- 一 地球温暖化対策計画書を提出しない者
- 二 地球温暖化対策計画書に虚偽の記載をして提出した者
- 三 地球温暖化対策実施状況報告書を提出しない者
- 四 地球温暖化対策実施状況報告書に虚偽の記載をして提出した者
- 五 前条の規定による報告又は資料を提出しない者
- 六 前条の規定による報告又は資料に虚偽の記載をして提出した者

（公表）

第二十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場

合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならぬ。

(委任)

第二十二條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、附則第二項中三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号）第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 三重県生活環境の保全に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 温室効果ガス等の排出抑制等（第八条―第十条）」を「第二節 削除」に改める。

第二条第四号を次のように改める。

四 削除

第四条の見出し中「市町」を「市町等」に改め、同条第一項を次のように改める。

県は、市町と協働して生活環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

第四条に次の一項を加える。

3 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成される民間の団体と協働して生活環境の保全に取り組むよう努めるものとする。

第二章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第八条から第十条まで 削除

提案理由

地球温暖化対策が喫緊の課題であることに鑑み、三重県環境基本条例第三条に定める基本理念にのっとり、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的かつ積極的な地球温暖化対策の推進を図る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 削除</p> <p>第三節～第五節（略）</p> <p>第三章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 削除</p> <p>五～十一（略）</p> <p>（県と市町等との協働）</p> <p>第四条 県は、市町と協働して生活環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成される民間の団体と協働して生活環境の保全に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第二節 削除</p> <p>第八条から第十条まで 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 温室効果ガス等の排出抑制等（第八条～第十条）</p> <p>第三節～第五節（略）</p> <p>第三章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。</p> <p>五～十一（略）</p> <p>（県と市町との協働）</p> <p>第四条 県は、市町に対し、県と協働して生活環境の保全に努めることを求めるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第二節 温室効果ガス等の排出抑制等</p> <p>（温室効果ガス等の排出抑制）</p> <p>第八条 何人も、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護を図るため、温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）及び特定フロン（オゾン層を破壊する物質であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に努めなければならない。</p> <p>（地球温暖化対策計画書の作成等）</p> <p>第九条 温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等であって規則で定めるものを設置する者（国、県及び市町を除く。）は、規則で定めるところに</p>

より、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（以下この条において「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により地球温暖化対策計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

第十条 削除

2 議案第175号 三重県環境基本条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

昨年度、行財政改革の取組の一環として全庁で条例の一斉点検・見直しを実施し、環境基本条例についても点検を行った結果、「自然と人との共生」の視点が不足しているなど、条例制定後の状況変化をふまえた見直しが必要と判断しました。

これを踏まえ、近年の環境行政を取り巻く時代潮流への対応をより明確にし、循環型社会、低炭素社会及び自然共生社会づくりを総合的かつ計画的に進めていくため、「三重県地球温暖化対策推進条例」の制定にあわせて、目的、基本理念等について規定を整備します。

2 改正内容

主な改正内容は、以下のとおりです。

(1) 目的（第1条）

自然と人との共生を確保することを条例の目的において明確化します。

(2) 基本理念（第3条）

「自然と人との共生」（第1項、第3項）、「低炭素社会」の実現（第2項）及び「地球環境保全における地域の取組の重要性」（第4項）について明確にするため規定を追加します。

(3) 県と市町等との協働（第7条）

県と市町との協働及び事業者、県民、民間団体との協働の規定を追加します。

(4) 施策の策定等に係る基本方針（第8条）

目的及び基本理念の改正に合わせた体系的な整備を図るため、以下の内容を明記します。

- ① 循環型社会を実現するための「資源の循環的な利用等」（第2号）
- ② 低炭素社会を実現するための「温室効果ガスの排出抑制」（第3号）
- ③ 自然共生社会を実現するための「自然と人との共生の確保」（第4号）

(5) 環境の保全に関する具体的な施策（第14条～第25条）

目的及び基本理念の改正に合わせた体系的な整備を図るため、次の3つの社会について明示して再整理します。

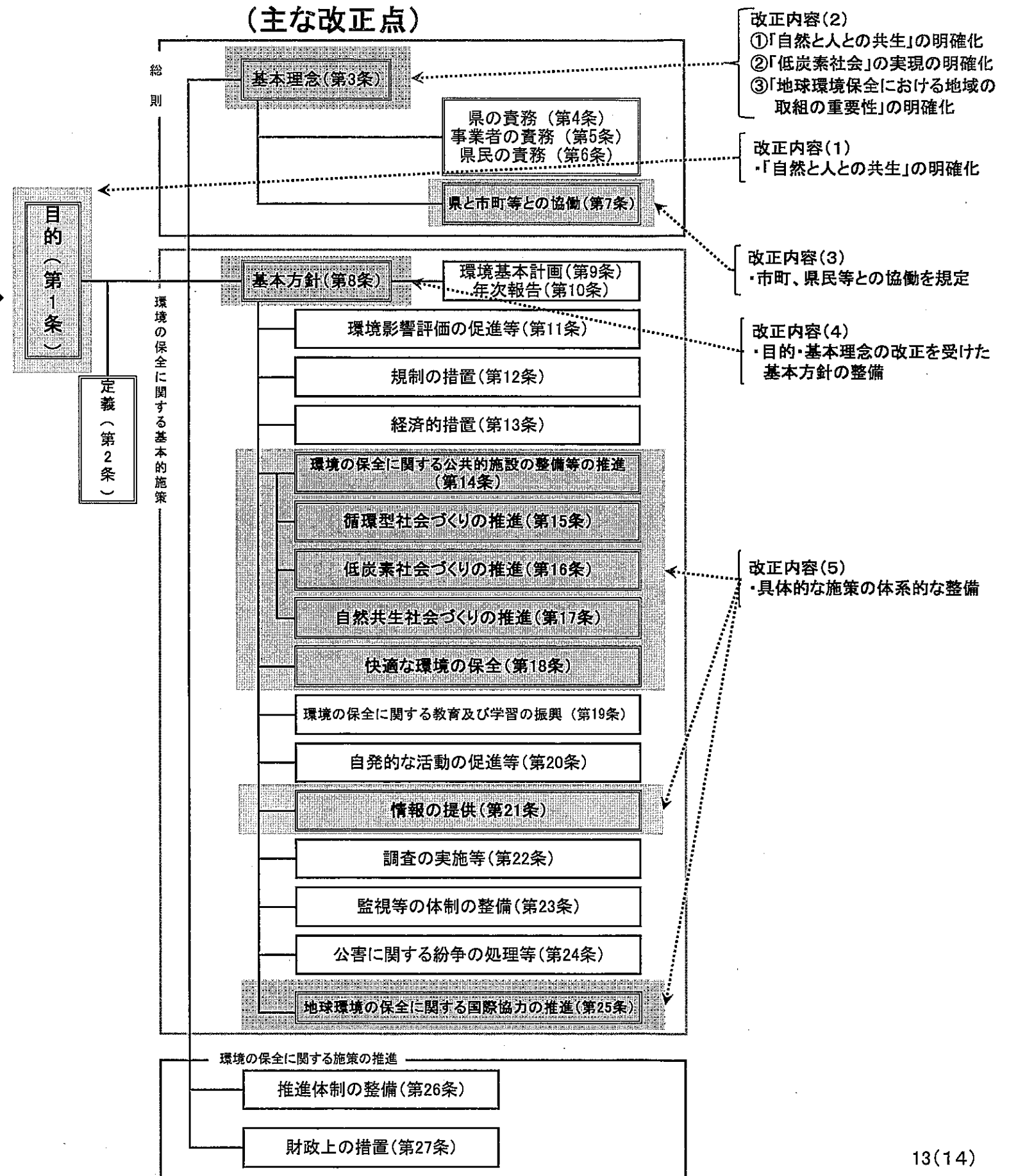
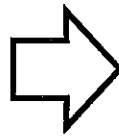
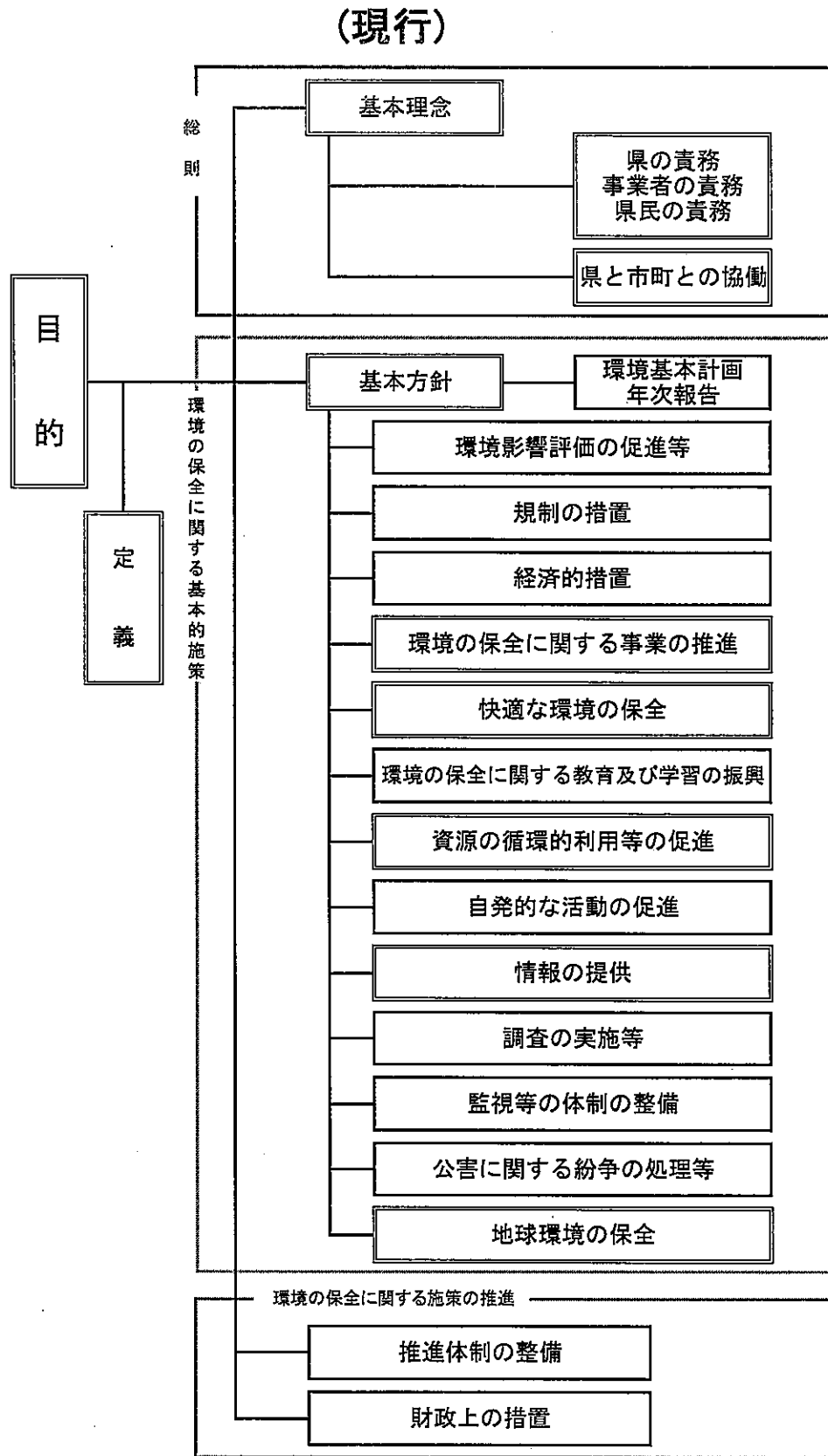
- ① 循環型社会づくりの推進（第15条）
- ② 低炭素社会づくりの推進（第16条）
- ③ 自然共生社会づくりの推進（第17条）

3 施行日

公布の日から施行します。

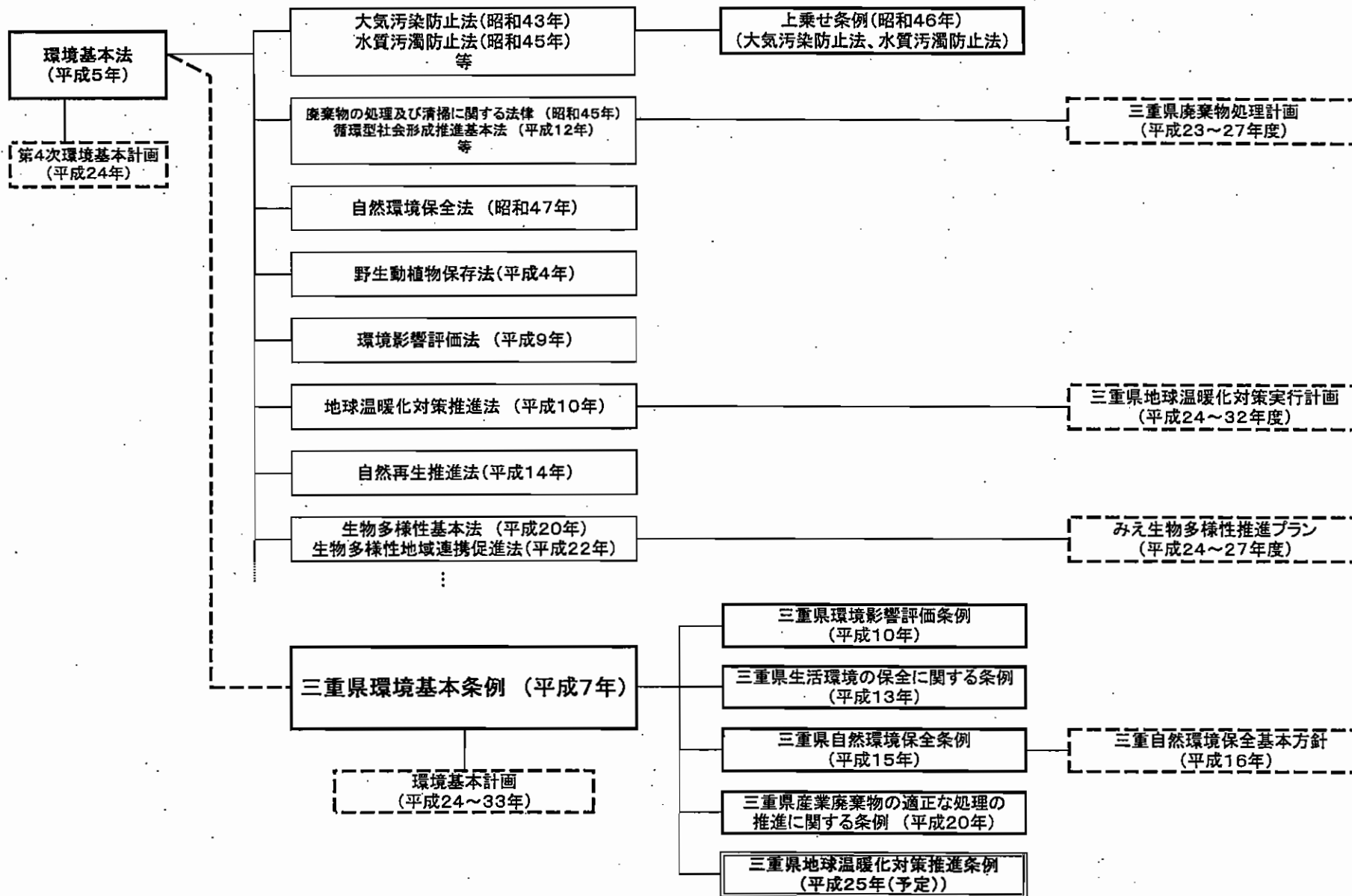
三重県環境基本条例体系図

資料



※ :今回改正する主な条項

関係する主な法令と三重県条例等



○三重県環境基本条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 環境の保全に関する基本的施策 (第八条)</p> <p>— 第二十五条 —</p> <p>第三章 環境の保全に関する施策の推進 (第二十六・第二十七条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 環境の保全に関する基本的施策 (第八条)</p> <p>— 第二十三条 —</p> <p>第三章 環境の保全に関する施策の推進 (第二十四・第二十五条)</p> <p>附則</p>
<p>私たち三重県民は、県土に育まれてきた豊かな自然環境と先人たちの残してきた歴史的文化的な遺産や生活環境を誇りに思い、再び四日市公害の轍を踏まないとの決意を持って、健全で恵み豊かな環境を県民共有の財産として保全し、これから生まれる子供たちに引き継ぐことを目指すものである。</p> <p>さらに、私たちは、人は環境の創造物であるとともに環境の創出者であり、多様な生態系の中で生きていくことを理解し、私たち自身の営みによって地域の環境のみならず地球の環境を傷つけている現状を深く反省し、安全で安心できる恵み豊かな環境を念願し、生命の尊厳を深く自覚しつつ、参加と協働の精神を高く掲げ、私たちの経験と技術を生かして世界の人々と共に環境を守ることを決意した。</p> <p>そもそも、私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に残していく義務を負っている。</p>	<p>私たち三重県民は、県土にはぐくまれてきた豊かな自然環境と先人たちの残してきた歴史的文化的な遺産や生活環境を誇りに思い、再び四日市公害の轍を踏まないとの決意を持って、健全で恵み豊かな環境を県民共有の財産として保全し、これから生まれてくる子供たちに引き継ぐことを目指すものである。</p> <p>さらに、私たちは、人は環境の創造物であるとともに環境の創出者であり、多様な生態系の中で生きていくことを理解し、私たち自身の営みによって地域環境のみならず地球環境を傷つけている現状を深く反省し、安全で安心できる恵み豊かな環境を念願し、生命の尊厳を深く自覚しつつ、参加と協働の精神を高く掲げ、私たちの経験と技術を生かして世界の人々と共に環境を守ることを決意した。</p> <p>そもそも、私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に残していく義務を負っている。</p>
<p>この認識の下に、私たち三重県民は、持続的発展が可能な社会を構築し、生態系の均衡を保持し、快適な環境を確保するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持継承するために、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町等との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたって自然と人との</p>	<p>この認識の下に、私たち三重県民は、持続的発展が可能な社会を構築し、生態系の均衡を保持し、快適な環境を確保するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持継承するために、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町等との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文</p>

共生を確保するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、及び県民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 この条例において「自然と人との共生」とは、自然と社会経済活動その他の活動を調和させることにより、自然と人との良好な関係で共存できる状態をいう。

3 (略)

4 (略)

5 この条例において「循環的な利用」とは、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第一百十号)第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。

6 この条例において「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百十七号)第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。

7 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、県民が健康で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出の抑制その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、全てのものの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、地域における多様な生態系の均衡を維持し、及び回復し、並びに自然が有する自らを再生しようとする能力を発揮できるようにするとともに、自然と人との触れ合いを保つことにより、自然と人との共生並びに県民生活に欠くことのできない安らぎと潤いのある快適な環境を確保することを目的として、全てのものの英知を集

化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 (略)

第三条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

(基本理念)

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎと潤いのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。

<p>めて行われなければならない。</p> <p>4 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものの事業活動及び日常生活において推進されるとともに、県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県は、基本理念にのっとり、県の区域を越えた広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら最大の努力をし、及びその事業活動に係る環境の保全に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(県と市町等との協働)</p> <p>第七条 県は、市町と協働して環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成される民間の団体(以下「民間団体」という。)と協働して環境の保全に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(施策の策定等に係る基本方針)</p> <p>第八条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項について、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利</p>	<p>4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら最大の努力をするとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(県と市町との協働)</p> <p>第七条 県は、市町に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。</p> <p>(施策の策定等に係る基本方針)</p> <p>第八条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。</p> <p>一 (略)</p>

用並びに廃棄物の発生抑制及び適正な処理が推進されること。

三 温室効果ガスの排出が抑制されること。

四 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、自然と人との触れ合いが保たれることにより、自然と人との共生が確保されること。

五 (略)

六 歴史的文化的な環境が保全されること。

七 (略)

(環境の保全に関する公共的施設の整備等の推進)

第十四条 県は、緩衝地帯、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための公共的施設の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(循環型社会づくりの推進)

第十五条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制及び適正な処理が推進されるようにするため、必要な措置を講ずることにより、循環型社会づくりを推進するよう努めるものとする。

(低炭素社会づくりの推進)

第十六条 県は、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化の促進のため、必要な措置を講ずることにより、低炭素社会(気候に悪影響を及ぼさない水準において大気中の温室効果ガスの濃度が安定した社会をいう。)づくりを推進するよう努めるものとする。

(自然共生社会づくりの推進)

第十七条 県は、生態系の維持又は回復、希少野生

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

三 (略)

四 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。

五 歴史的文化的な遺産が保全されること。

六 (略)

(環境の保全に関する事業の推進)

第十四条 県は、緩衝地帯の設置その他の環境の保全上の支障を防止するための事業及び下水道等の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、環境への負荷の低減を図るための施設の整備等に努めるものとする。

動植物の種の保護、水と緑に親しむことができる生活空間の保全その他自然と人との共生の確保に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずることにより、自然共生社会（自然と人との共生が確保された社会をいう。）づくりを推進するように努めるものとする。

（快適な環境の保全）

第十八条 県は、歴史的文化的な環境、良好な景観その他の快適な環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する教育及び学習の振興）

第十九条 （略）

（快適な環境の保全）

第十五条 県は、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的な遺産、良好な景観その他の快適な環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する教育及び学習の振興）

第十六条 （略）

（資源の循環的な利用等の促進）

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（自発的な活動の促進）

第二十条 県は、事業者、県民又は民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（次条において「自発的な活動」という。）が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第二十一条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに自発的な活動その他の環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 （略）

（調査の実施等）

第二十二条 （略）

（監視等の体制の整備）

第二十三条 （略）

（公害に係る紛争の処理等）

第二十四条 （略）

（地球環境の保全に関する国際協力の推進）

（情報の提供）

第十九条 県は、環境の保全に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 （略）

（調査の実施等）

第二十条 （略）

（監視等の体制の整備）

第二十一条 （略）

（公害に係る紛争の処理等）

第二十二条 （略）

（地球環境の保全）

第二十三条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資するため、必

<p>第二十五条 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、事業者、県民、民間団体等と協力し、開発途上にある海外の地域の環境の保全に資するための情報の提供その他の地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(推進体制の整備)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第二十七条 (略)</p>	<p>2) 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、事業者、県民、民間団体等と協力し、開発途上にある海外の地域の環境の保全に資するための情報の提供その他の地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(推進体制の整備)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第二十五条 (略)</p>
---	--

附 則

- 1 (略)
- 2 三重県自然環境保全条例(平成十五年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。
 - 2 第二条第二項を次のように改める。

第二条に次の一項を加える。
 - 3 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成される民間の団体(第二十九条において「民間団体」という。)と協働して自然環境の適正な保全に取り組むよう努めるものとする。
- 第二十九条中「県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体」を「事業者、県民又は民間団体」に改める。

○三重県自然環境保全条例の一部を改正する三重県条例案新旧対照表（附則第二項関係）

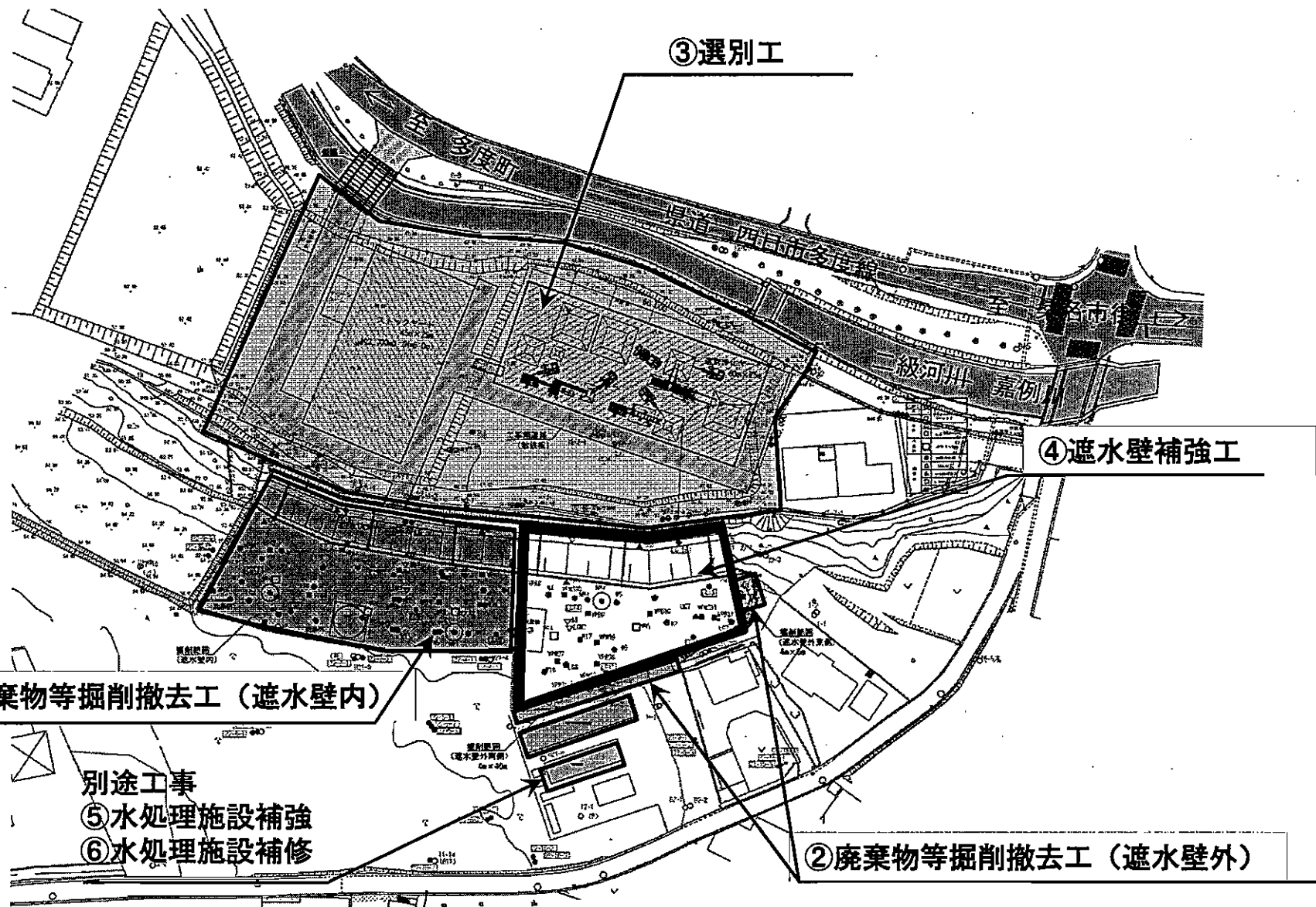
改 正 案	現 行
<p>（県等の責務及び協働）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 県は、市町と協働して自然環境の適正な保全に関する施策の推進に努めるものとする。</p> <p>3 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成される民間の団体（第二十九条において「民間団体」という。）と協働して自然環境の適正な保全に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>（自然環境の保全活動の促進）</p> <p>第二十九条 県は、事業者、県民又は民間団体の自然環境の保全に資する自主的な活動を促進するため、技術指導等を行う人材の育成、情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（県等の責務及び協働）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 県は、市町に対し、県と協働して自然環境の適正な保全が図られるように努めることを求めるものとする。</p> <p>（自然環境の保全活動の促進）</p> <p>第二十九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体の自然環境の保全に資する自主的な活動を促進するため、技術指導等を行う人材の育成、情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p>

3 議案第 183 号

工事請負契約について（桑名市五反田事案恒久対策（分－3）工事）

議案番号 第 183 号		工 事 請 負 契 約 に つ い て	
工事名	桑名市五反田事案恒久対策（分－3）工事		
施工場所	桑名市五反田 地内		
契約金額	3,075,300,000 円（消費税等（8%）含む）		
請負者 住所氏名	津市丸之内 24 番 16 号 大成・中村・河建特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社三重営業所 所長 中嶋俊嗣		
契約工期	議決日から平成 29 年 9 月 29 日まで		
工事内容	共同企業体構成員		
廃棄物等掘削撤去工			
掘削工 V=32,100m ³	四日市市あかつき台二丁目 1 番地の 192		
土留鋼管矢板打込 253 本	株式会社中村組		
選別工 V=16,366m ³	代表取締役 中村 利一郎		
遮水壁補強工			
オールケーシング 139 本	四日市市南小松町 1213 番地		
鋼矢板打込 277 枚	河建興業株式会社		
周辺環境・作業環境対策工 1 式	代表取締役 河北 光一		
復旧工 1 式			
契約方法	一般競争入札		
入 札 状 況	年月日	平成 25 年 9 月 26 日	評価値 0.43757 (最高値 0.43757 最低値 0.42847)
	業者数	6 社	最低 2,989,350,000 円（消費税等（5%）含む） 2,847,000,000 円（消費税等抜き）
			最高 2,994,600,000 円（消費税等（5%）含む） 2,852,000,000 円（消費税等抜き）
回数	1 回	予定 価格	3,333,179,850 円（消費税等（5%）含む） 3,174,457,000 円（消費税等抜き）

桑名市五反田事案恒久対策（分-3）工事概要



1 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について

1 設置の経緯

- ・ 県内の高等学校募集定員における公私比率は、平成13年度から、それまで80:20としていた比率を改め、公私がそれぞれ独自に募集定員案を提示して協議を行い策定することとし、毎年度「三重県公立高等学校協議会」（以下、「公私協」という。）で協議してきました。
- ・ 平成26年度の全日制募集定員は、公私協の協議により、県立高校が13,065人、私立高校が3,715人で、比率を78.0:22.2（重なり0.1%）としました。
- ・ 県内の中学校卒業生数は、平成25年3月卒業生が18,120人であるのに対し、平成33年3月卒業生は15,742人（予測）と、約2,400人減少します。今後の高等学校募集定員総数の大幅な減少が想定されることを踏まえ、高等学校教育における公立と私立の役割を精査し、その将来的なあり方を展望しつつ、中長期的な公立・私立の募集定員比率等について検討するため、県教育委員会と環境生活部が連携し、公私協のもとに、「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」（以下、「検討部会」という。）を設置しました。（検討部会の委員構成は別紙のとおり）

2 開催状況

（1）第1回検討部会（6月4日）

今後の中学校卒業生数の推移予測、全日制高等学校募集定員の地区別公私比率等を資料として、公私比率等の検討に係る課題について意見交換を行いました。

<主な意見>

- 県立高校と私立高校の設置の趣旨、役割などの理念的な事項、及び入学者選抜制度が異なること等について共有して協議を進めるべきである。
- 私立高校のほとんどが普通科のみである一方、県立高校には普通科のほかに農業学科、工業学科などの専門学科もあるので、そのことを踏まえて検討すべきではないか。

(2) 第2回検討部会（9月20日）

今後の公私比率等の検討に係る課題について整理し、中長期的な公私比率等のあり方について意見交換を行いました。

<主な意見>

- 公立・私立双方が、公教育を担い続けているということを前提に、県民・生徒・保護者から理解を得られるよう、公私比率のあり方を考えていく必要がある。
- 募集定員の公立と私立の比率が、地域ごとでかなり異なるので、今後の公私比率もその状況を踏まえて考えていく必要がある。
- 三重県の教育の質を向上させるために、公立・私立ともに1クラスの人数を減らす方向で考えていくことが望ましい。

(3) 第3回検討部会（11月14日）

公立と私立の募集定員の比率や中学校卒業生等の進路状況が地域ごとにかなり異なることから、中長期的な公私比率のあり方の方向性を地域ごとに示していくという考え方について、協議を行いました。

<主な意見>

- 公私比率のあり方の方向性を地域ごとに示すという考え方はよいと思うが、募集定員の欠員を充足できるようにするという視点だけではなく、生徒の教育環境を充実するという視点も示さなければならない。
- 地域ごとの比率の方向性だけでなく、公立・私立双方の学校が、学校の魅力化に取り組むべきであるということも示していく必要がある。
- 地域ごとに方向性を考えるとしても、募集定員総数の策定は、これまでの方法を継承していくべきである。
- 中長期的な公私比率のあり方の方向性を地域ごとに示していくという考え方に大きな異論はないと考えるので、次回は、公立と私立が切磋琢磨して特色化を図っていくこと等も加えて、さらに具体的な方向性について協議したい。

3 今後の方向性

第4回検討部会（12月中旬予定）で協議をまとめ、その内容を公私協に報告します。

公私協では検討部会のまとめについて、さらなる協議を行い、平成27年度以降の生徒募集定員の策定に生かしていきます。

平成25年度 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会委員

	所 属 及 び 名 前
学識経験者	三重大学 教授 森脇 健夫
県立高等学校長代表	津東高等学校 校長 岩間 知之
県私学協会代表	海星中・高等学校 校長 西田 秀樹
公立小中学校長代表	桑名市立陵成中学校 校長 星野 邦隆
公立学校教員代表	津市立高茶屋小学校 教諭 枝松 かおり
私立学校教員代表	高田高等学校 教諭 芳川 賢史
県PTA連合会代表	会長 安藤 大作
私立学校保護者代表	私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 前川 賢一
市町等教育委員会代表	津市教育委員会 教育長 中野 和代
経済団体代表	百五銀行 相談役 飯田 俊司
県中小企業診断協会代表	会長 大竹 美光

2 新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定について

1 経緯

「三重の文化振興方針」策定（平成20(2008)年3月）後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、幅広い観点から10年先を見据えた本県の文化振興のあり方を検討し、新たな方針を策定するため、本年7月に第1回三重県文化審議会を開催して調査審議を開始しました。

2 三重県文化審議会の開催経過

これまでの開催経過は、次のとおりです。

- | | | |
|-----------|-----------------|---------------------------------|
| 7月24日（水） | 第1回 三重県文化審議会 | ・新しい文化振興方針（仮称）の基本的な枠組み、部会の設置 など |
| 8月23日（金） | 第1回 文化交流ゾーン検討部会 | ・めざす姿、ミッション、具体的な連携方策 |
| 10月25日（金） | 第2回 文化交流ゾーン検討部会 | ・施設の運営手法のあり方 |
| 11月6日（水） | 第2回 三重県文化審議会 | ・「新しいみえの文化振興方針（仮称）」骨子（たたき台） |

※ 第2回審議会及び第2回検討部会の主な意見は別添3のとおりです。

3 「新しいみえの文化振興方針（仮称）」骨子（たたき台）の概要

「新しいみえの文化振興方針（仮称）」骨子（たたき台）の概要は別添1のとおりです。

4 文化交流ゾーンのあり方

文化交流ゾーンのめざす姿、ミッション、施設の運営手法のあり方などの検討案は別添2のとおりです。

5 「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」等の結果概要

今後の文化行政のあり方を検討するにあたり、その基礎資料とするため、県民の皆さんと市町を対象に調査を実施しましたが、その概要（ポイント）は、別添4のとおりです。

6 今後のスケジュール

引き続き、文化審議会を開催して調査審議を進めるとともに、検討内容について、随時、ご報告します。

「新しいみえの文化振興方針（仮称）」骨子（たたき台）の概要

I はじめに

- ・伊勢と熊野を有することが本県のオリジナリティであり、アイデンティティの源泉でもある。
- ・10年後、20年後も三重県民として誇り高く生きていくために、私たちは、いま改めて、自らのアイデンティティをしっかりと確認する必要がある。
- ・県民の皆さんの心の豊かさを育み、幸福実感を高めていくために、変わりゆくものと変わらないものをしっかりと見据えながら、感覚を研ぎ澄まし、心を込めて文化政策を展開していく。

II 方針策定の主旨等

1 方針の策定主旨

「三重の文化振興方針」（以下「現行方針」）策定（平成20（2008）年3月）後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、10年先を見据えた本県の文化振興に係る新たな方針として策定する。

(1) 文化を取り巻く環境

- ・情報通信手段の多様化や情報のグローバル化は、地域文化にも大きな影響を与えつつある。文化の画一化が進むとともに、少子高齢化や過疎化の影響により担い手が不足し、地域文化の独自性が失われる恐れがある。
- ・文化には、個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割や、人びとの感性や創造力を高め、心の豊かさを育むエネルギー源としての役割が期待される。

(2) 社会情勢の変化

①国の文化政策の動向

- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」の策定（平成23（2011）年2月閣議決定）
- ・「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定（平成24（2012）年6月公布・施行）

②経済情勢の変化

- ・世界経済の状況
平成24（2012）年に急激な景気後退の懸念はいったん緩和したものの、依然として各国の政策措置に支えられた、不安定さを抱えた状態にある。
- ・日本経済の状況
東日本大震災による一時的な落ち込みを除けば、平成24（2012）年半ばまで緩やかな上向きの動きを維持したが、同年半以降、世界経済の減速等を背景に、景気は弱い動きとなった。

③東日本大震災の発生

- ・復旧・復興の過程において、文化芸術が心の安らぎや勇気を与えるとともに、復興への歩みを進める人びとの心の支えとなることが再確認されるなど、改めて文化の果たす役割、意義への期待が高まっている。

(3) 本県の文化行政を取り巻く環境の変化

①みえ県民カビジョンの策定（「文化」が幸福実感に果たす役割）

- ・文化そのものや文化活動は、自らのアイデンティティの認識や相互理解の促進、共感の醸成を通じて、人びとの幸福実感を高めるものと考えられる。
- ・県の文化政策は、県民の皆さんの幸福実感を高めるために、どのようなことができるのか、いま改めて意義が問われている。

②本県の財政状況

- ・「みえ県民カビジョン・行動計画」の計画期間中の財政見通し（一般会計）では、要調整額（財源不足額）を284億円程度、また、27(2015)年度末地方債残高を1兆4千億円弱と見込んでいる。

③三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成

- ・平成26(2014)年4月の三重県総合博物館の開館を機に、「文化交流ゾーン」の魅力を高め、より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場を形成することが求められる。

2 方針の対象範囲と期間

(1) 方針の対象範囲

- ・文化振興は「文化」のためだけのものではなく、あらゆる施策のイノベーション（革新）につながるものであるという認識のもと、芸術、文化財、伝統芸能など「文化芸術振興基本法」が対象としている範囲に加え、生涯学習振興、景観づくり、地域づくり、伝統工芸を含めた産業振興、観光振興など文化振興の目的にそって幅広くとらえる。

(2) 方針の期間

平成26年度からおおむね10年（平成35年度まで）を対象期間とする。

Ⅲ みえの文化振興の方向性

1 みえの文化の現状と課題

(1) みえの文化の特長

①日本の精神文化の源流—伊勢と熊野

- ・「伊勢へ七度（ななたび）、熊野へ三度（さんど）」という言葉があるように、伊勢と熊野は古くから信仰を集めてきた。
- ・いずれも伊勢や熊野の地であることに意味があったものと思われるが、

古くから、「文化の力」で栄えてきた場所は中央から離れていることが多い。本県が中央から離れていることも独自性を発揮できる要因の一つであると考えられる。

②地域性豊かな文化

- ・本県は変化に富んだ美しい自然に恵まれており、多様な気候・風土のもとでのくらしの営みから、地域性豊かな文化が育まれてきた。

③交流による発展

- ・古代以降、全国から多くの人びとが訪れ、互いに影響し合う文化交流が行われる中で、多様な文化を受け入れて、新しい文化を生み出し、育んできた。

(2) 現行方針の主な成果と課題

※別添参考資料を参照

2 文化振興施策の展開にあたって

今後、本県においては、次の3点に留意しながら文化振興施策を展開していく。

(1) 環境変化への対応

- ・文化を取り巻く環境の変化を注視することはもちろんのこと、変化のもたらす負の部分にも目を配り、文化に期待される役割を意識しながら、その時々状況に応じて適切な施策を講じるよう努める。

(2) 長所の伸張、課題の解決

- ・みえの文化の特長を生かして、さらに県民の皆さんが誇りと愛着を感じ、幸福を実感できるようなみえを創っていく。
- ・文化振興は長期的な視点に立って推進すべきものであることをふまえ、現行方針のうち、踏襲すべき点は踏襲したうえで、残された課題の解決に向けて取り組む。

(3) 広域自治体としての県の役割とさまざまな主体との関係

(県民の皆さんとの関係)

- ・県内各地には、さまざまな文化的な活動を行っている団体や文化振興を支える組織がある。
- ・文化の担い手は県民の皆さんである。県は、県民の皆さんが自らの意思で、主体的に文化にふれ親しんだり、文化を支えたりすることができるような環境の整備や風土づくりに取り組む。

(市町との関係)

- ・県・市町を通じて財政状況が厳しい中で、より効果的・効率的に文化振興を進めるためには、県と市町が適切に役割を分担し、それぞれがその役割をしっかりと果たしていかなければならない。
- ・広域自治体としての県には、専門性や広域性に基づく役割や、対象の規模

や性質等をふまえて補完的・先導的に果たすべき役割があると考えられる。今後、具体的な文化振興施策の企画・実施にあたっては、そのような広域自治体としての県の役割を十分にふまえるものとする。

IV 方針の基本目標、施策の方向性

● 基本目標

- (1)文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する
- (2)郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する
- (3)多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

● 施策の方向性

基本目標の実現に向けて、次の6つの方向で施策を展開する。

- (方向性1) トップを伸ばす
- (方向性2) 次代を育てる
- (方向性3) 磨いて伝える
- (方向性4) 拠点をつなぐ
- (方向性5) かけ合わせて生み出す
- (方向性6) 効果的に発信する

V 施策の具体的な展開のあり方

各「施策の方向性」のねらいと取組例は下のとおり。

【方向性1】 トップを伸ばす

(ねらい)

県内で活動する個人・団体の目標になるとともに、みえの文化の素晴らしさを広く県内外に発信するキーパーソンを育てる

(取組例)

三重県でトップレベルの文化芸術活動を行う個人・団体のさらなるレベルアップを図る

【方向性2】 次代を育てる

(ねらい)

特にこれからを担う若い世代が文化に触れる機会を増やすことで、10年後の本県を担う人間性の豊かな人材の育成に資する

(取組例)

子どもたちが文化施設を訪れ、文化にふれ親しむ機会をより多く作るなど文化芸術活動の裾野を広げる

【方向性3】 磨いて伝える

(ねらい)

今ある文化資源に光りをあて、さらに磨きをかけて次代に伝えることで、未来の県民の皆さんが自らの地域に誇りと愛着を感じられるようにする

(取組例)

地域の歴史・文化遺産や生活文化にさらに磨きをかけて継承するとともに、地域においてより活用されるようにする

【方向性4】 拠点をつなぐ

(ねらい)

文化施設の集積を生かして、「文化交流ゾーン」を、より多くの人を訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めるとともに、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場とする

(取組例)

「文化交流ゾーン」を構成する文化施設が、芸術性の高い場の提供とともに、おもしろくて、楽しい空間づくりを行うなど拠点機能を強化することに加え、事業や運営における連携を一層強化する

【方向性5】 かけ合わせて生み出す

(ねらい)

ものづくりや観光に文化の側面から新たな価値を加え、活性化するまた、新たなみえの文化を創造するとともに、広域的に連携することで、みえの文化の魅力を高める

(取組例)

- ・文化資源を活用することにより、デザイン面などの商品開発や観光地のさらなる誘客につなげる
- ・多様な文化を受け入れ、交流し、創発する中で新たなみえの文化の創造につながるようなチャレンジを支援する
- ・県立の文化施設が県内外の文化施設と展示や調査研究における連携を一層強化する

【方向性6】 効果的に発信する

(ねらい)

県民の皆さんに郷土の魅力を再発見してもらう

また、県外（海外を含む）の方々にみえの文化の魅力を伝え、体感してもらい、さらに好きになってもらう

(取組例)

ターゲットとコンテンツを明確にし、それぞれに相応しい手法（広報媒体）でみえの文化に係る情報を発信する

VI 「文化交流ゾーン」のあり方

※別途、文化交流ゾーン検討部会で調査・審議中

VII 方針の推進にあたって

- (1) 関係部局等との連携による事業の推進
- (2) 方針の進行管理

「新しいみえの文化振興方針（仮称）」骨子（たたき台）の構成イメージ

文化を取り巻く環境

- <不易：文化に期待されるもの>
- 個人や地域におけるアイデンティティの基盤
 - 感性や創造力を高め、心の豊かさを育むエネルギー源
- <流行：環境の変化>
- 情報通信手段の多様化、情報のグローバル化

みえの文化の現状と課題

- <みえの文化の特長>
- 日本の精神文化の源流—伊勢と熊野
 - 地域性豊かな文化
 - 交流による発展
- <「三重の文化振興方針」の主な成果と課題>
- 方向1～広げる、高める～
(成果) 県民が多様な文化にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供
(課題) 施設間における事業連携の推進
 - 方向2～守る、伝える～
(成果) 国史跡斎宮跡の調査等を通じて、地域の歴史学習やまちづくり活動を支援
(課題) 観光振興や地域の活性化につなげるため、地域と連携した活用策の検討
 - 方向3～つながる、発信する～
(成果) 日本まんなか共和国等他府県との広域連携の中で文化分野の連携・交流を促進
(課題) 三重の多様な文化の魅力を効果的に発信するため、広域連携の仕組みを活用
 - 方向4～創造する、生かす～
(成果) 歴史街道やまちかど博物館等、地域の文化資源を生かしたまちづくりを支援
(課題) 施設・文化団体だけではなく、市町、学校等幅広い関係者との関係の構築、各部の所管する施策との連携の推進
 - 方向5～支える～
(成果) 各館が拠点機能を発揮し、特色ある取組を展開
(課題) 「文化交流ゾーン」の構築の推進

広域自治体としての県の役割やさまざまな主体との関係にも留意

- 環境変化への対応
- 良い所を伸ばす、課題を解決する

「みえ県民カビジョン」の基本理念

県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

方針の基本目標

- ①文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する
- ②郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する
- ③多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

基本目標の実現に向けて、次の6つの方向で施策を展開

施策の方向性1 トップを伸ばす

<ねらい> 県内で活動する個人・団体の目標になるとともに、みえの文化の素晴らしさを広く県内外に発信するキーパーソンを育てる

施策の方向性2 次代を育てる

<ねらい> 特にこれからを担う若い世代が文化に触れる機会を増やすことで、10年後の本県を担う人間性の豊かな人材の育成に資する

施策の方向性3 磨いて伝える

<ねらい> 今ある文化資源に光りをあて、さらに磨きをかけて次代に伝えることで、未来の県民の皆さんが自らの地域に誇りと愛着を感じられるようにする

施策の方向性4 拠点をつなぐ

<ねらい> 文化施設の集積を生かして、「文化交流ゾーン」を、より多くの人を訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めるとともに、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場とする

施策の方向性5 かけ合わせて生み出す

<ねらい> ものづくりや観光に文化の側面から新たな価値を加え、活性化する。
また、新たなみえの文化を創造するとともに、広域的に連携することで、みえの文化の魅力を高める

施策の方向性6 効果的に発信する

<ねらい> 県民の皆さんに郷土の魅力を再発見してもらう
また、県外（海外を含む）の方々にみえの文化の魅力を伝え、体感してもらい、さらに好きになってもらう

重点

文化交流ゾーンのあり方について

1 文化交流ゾーンのめざす姿、ミッション

(1) めざす姿(案)

三重県の文化振興と生涯学習の中核的な拠点として、県内各地域の「文化と学び」をリードするとともに、子どもからお年寄りまで、より多くの県民が気軽に訪れ、様々なジャンルの優れた文化芸術の鑑賞や参加、学習、交流を通じて、訪れるたびに、新たな発見や感動、さらなる学習意欲が引き出され、人と地域の夢や希望の実現に寄与することができる場

(2) ミッション(案)

- ・三重の文化の持つ多様な魅力を県内外に総合的かつ効果的に発信するとともに、日本や世界の文化を体感できる機会を提供する。
- ・県の文化振興・生涯学習の中核として、市町や地域のニーズを踏まえた支援と事業展開により、県内各地域の「文化と学び」の向上に寄与する。
- ・芸術性や専門性の高いサービスに加えて、誰もが楽しみ、学び、交流することができる場を提供することにより、より多くの県民の知的好奇心・向上心を刺激するとともに、新たなみえの文化の創造につながるようなチャレンジを支援する。
- ・集積による利点を活かして、多様な分野の文化芸術に同時にふれる機会を提供するとともに、異なるジャンルの文化芸術を一つのテーマの中で組み合わせた企画の実施により新たな価値を創造する。

2 文化交流ゾーンを構成する施設の運営手法

(1) 文化交流ゾーンを構成する施設の運営に係る3つの基本的な考え方

- ①県民サービスの向上に向けて、各施設の独自性を生かしつつ、一体的に組織運営や事業を行えること
- ②経営の自由度を高め、柔軟な発想や創意工夫が生かされるとともに、経営努力が反映される運営手法とすること
- ③学芸業務等の専門性の高い業務については、継続性・専門性・計画性を担保できる運営手法とすること

(2) 「文化交流ゾーンを構成する各施設の今後の組織のあり方(例示)」

施設の運営手法は、①指定管理者制度(全部指定、一部指定)、②直営、③地方独立行政法人化の3つがあり、この組み合わせにより、以下のような4つの組織のあり方が考えられる。これらは基本的な枠組みを示したものであり、組み合わせによっては対象範囲の調整と詳細な制度設計が必要である。

なお、それぞれのパターンについて図示すれば、(別紙)のとおりである。

1 指定管理(全部指定)

- ・現在指定管理者制度を導入している総合文化センター(文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター。以下同じ)とそれ以外の施設を一括して指定管理の対象とする。
- ・指定管理業務には学芸業務・司書業務を含む。

2 指定管理(一部指定)

- ・現在指定管理者制度を導入している総合文化センターとそれ以外の施設を一括して指定管理の対象とする。
- ・指定管理業務には図書館、博物館及び美術館の学芸業務・司書業務を含まない。
- ・県直営部門との間で、より一体的な組織運営等が可能となるよう、指定管理者との間で「(仮)経営会議」を設置する。同会議では、例えば、毎月、両組織の経営層等による諸調整、館長レベル及び担当者レベルの連絡調整を実施する。

3 指定管理+直営=現在の組織運営を一部改善

- ・現在指定管理者制度を導入している総合文化センターにのみ指定管理者制度を導入し、それ以外の施設は施設管理(清掃、警備等)も指定管理の対象とせず県直営とする。
- ・「(仮)経営会議」の設置については、上記2指定管理(一部指定)と同じ。

4 指定管理+独立行政法人(+直営)

- ・現在指定管理者制度を導入している総合文化センターに引き続き指定管理者制度を導入し、制度改正により地方独立行政法人化が可能となる博物館及び美術館を地方独立行政法人とする。
なお、この場合、図書館は県直営にする場合と、総合文化センターとともに指定管理の対象にする場合の2つの選択肢がある。
- ・「(仮)経営会議」の設置については、上記2指定管理(一部指定)と同じ。

3 文化交流ゾーンを構成する施設の具体的な連携方策

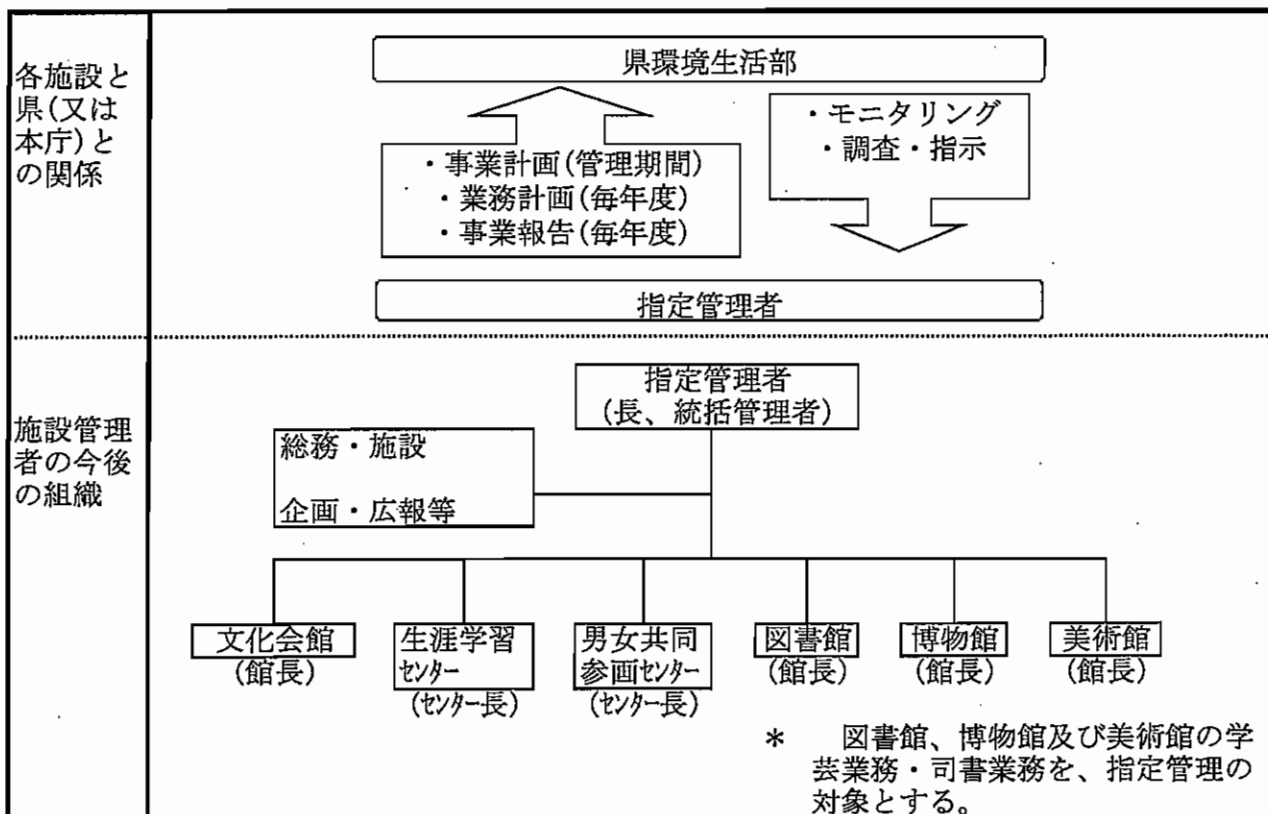
運営手法(組織のあり方)をふまえ、引き続き、検討する必要がある。

<参考：県内部のワーキンググループによる検討(H24年度)>

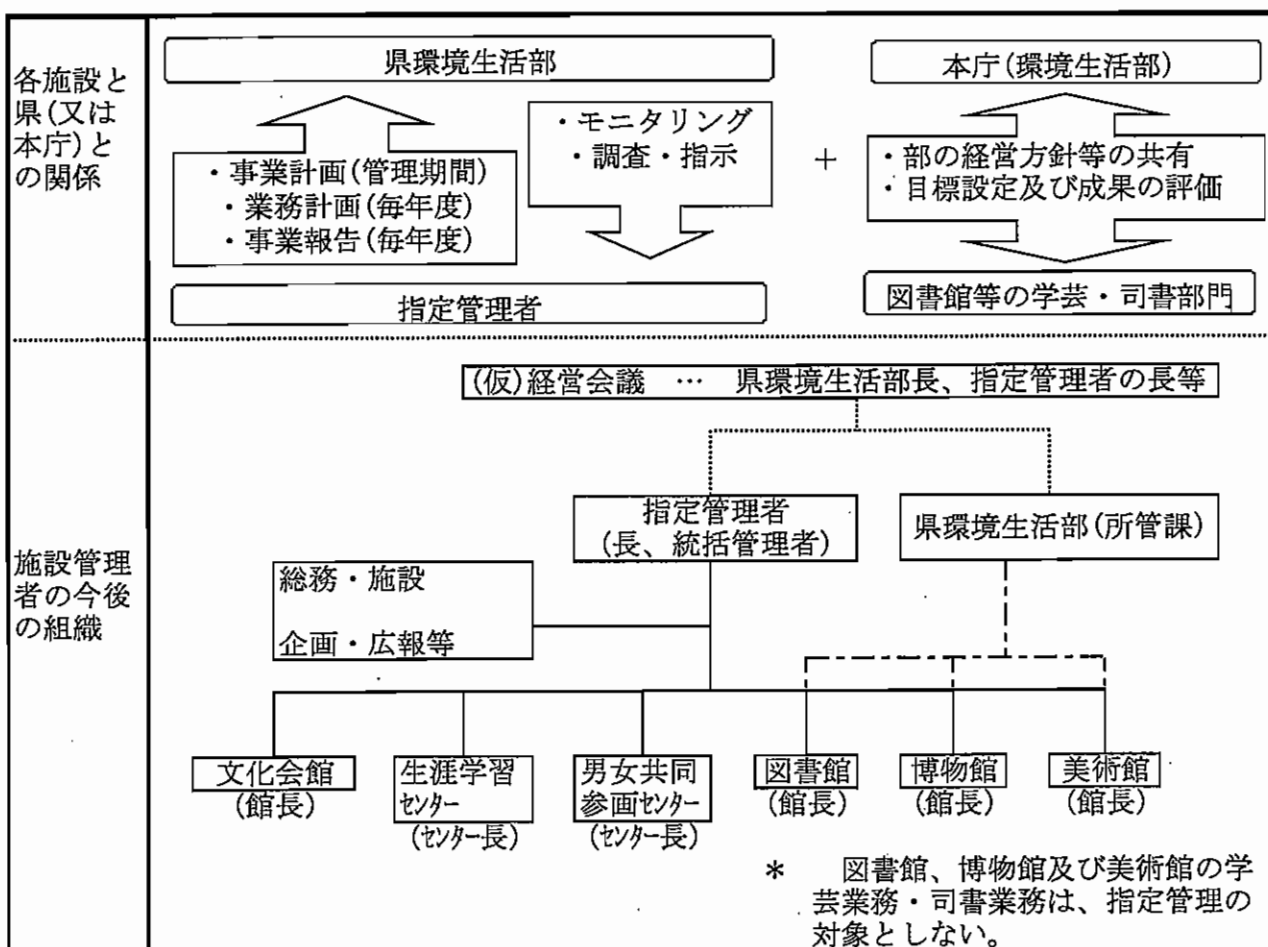
類 型	内 容	具体的な連携方策例
I 基本的な施設 間連携（相互 協力）	(1) 事業(長期的な視 点から行うもの、 単年度のもの)	連携事業の実施(統一テーマによる企画展等の実 施、各施設の機能や場所の相互活用)
	(2) 広報	広報における相互協力(他施設の取組を紹介する コーナーの設置等)
	(3) 施設の管理運営	利用者サービスの向上(駐車場の効率的な利用の ための調整等)
II 「文化交流ゾ ーン」の展開 に向けた連携	(1) 一体感の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信力の強化(一体的な広報、グッズ開発、 共通デザイン・標語・キャラクターの採用等) ・相互利用の促進(観光ツアーコース、学校遠足・ 社会見学プログラムの企画、共通チケットによ る割引制度の導入、巡回バスの運行など施設間 アクセスの利便性向上、プロムナード整備や散 策ルートの設定等) ・地域との連携(地域の商店や関連施設との連携、 地元デーの実施等)
	(2) 全県域への事業 展開	<ul style="list-style-type: none"> ・移動展、アウトリーチ活動の計画的な実施(施 設間の調整、プランの作成等) ・バスツアーの企画運営

◇文化交流ゾーンを構成する各施設の今後の組織のあり方(例示)

1 指定管理(全部指定)

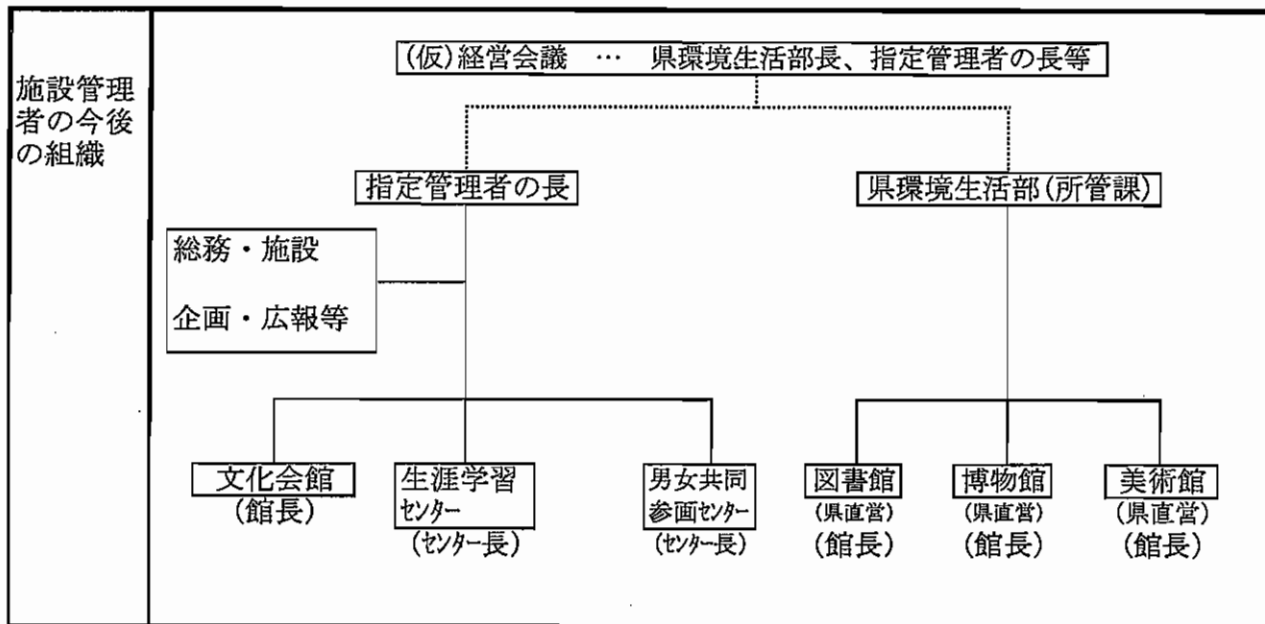


2 指定管理(一部指定)

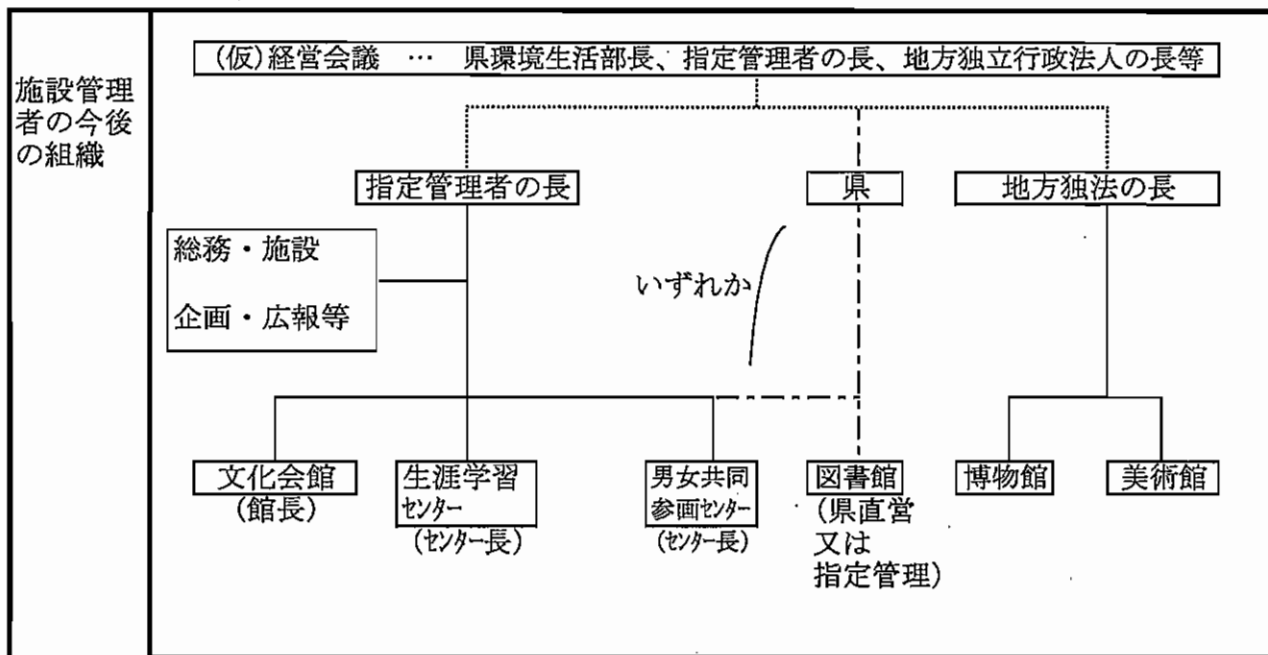


*なお、基本形は上記のとおりであるが、指定管理業務の対象範囲については幅がある。

3 指定管理+直営 = 現在の組織運営を一部改善



4 指定管理+独立行政法人(+直営)



第2回審議会及び第2回検討部会の主な意見

第2回審議会（11月6日開催）

(1) 審議事項1 「新しいみえの文化振興方針（仮称）」骨子（たたき台）について
(指導者など専門人材の育成)

- ・ 指導者、トップを育てるとあるが、大学との協賛あるいは国との連携という形で、今後、具体的に進めていく必要があるのではないか。
- ・ 指導者とはどういうものなのか明確に定義しておいた方がいい。
- ・ 劇場法に基づく指針において、専門人材の育成を進めていくことが位置づけられているので、もう少しその辺を書き込んではどうか。
- ・ 人材育成については、文化を担うプロと、それを支えるマネジメントのプロの双方が必要であり、どちらが欠けてもいけない。

(方針における基本的な理念)

- ・ さすがは三重県と言われるような、また、方針を読んだ若い人たちが奮い立つような、新しい世界観・ビジョンを提示できたらいいと思う。
- ・ 伊勢と熊野にはいずれにも「循環」の発想がある。「信仰」という切り口ではなく、循環の思想を取り入れることはできないか。
- ・ 「新しいみえの文化」と書かれているが、それをどのように創っていくのか、今一度、みえの文化そのものを再発見することも必要ではないか。

(その他)

- ・ そもそも「文化の価値やおもしろさ」を知らないことが問題であり、行政として「文化の価値やおもしろさ」を啓発・普及する取組を行うべきではないか。
- ・ 文化芸術振興を通じて、例えば「教育」や「福祉」など現在の日本や三重県における社会的課題の解決に取り組んでいくというスタンスを打ち出せないか。

(2) 審議事項2 施策の具体的な展開のあり方について

(トップを伸ばす、次代を育てる)

- ・ 三重県にゆかりのあるアーティストはいるが、県から離れていて三重県で発表する機会がない。県のために何かしたいという人はいるので、この機会にその力を合わせて発信力を高め、もっと関心をもってもらう。それが次世代を育てることもつながるのではないか。
- ・ 毎年全国レベルで活躍している子どもたちがいるが、そういう情報がなかなか出てこない。そのような子どもたちの活躍を称えたり、伝えたりする取組などを施策の中で具体的に表現してはどうか。

- ・ これからの行政にとっては、子どもたちに真に豊かな文化環境を提供することが一番重要である。交通事故者より自殺者が多い現状をふまえ、税金を使って文化行政を行うならば、公益性をしっかりと考えて取り組むべきである。
- ・ 市町と連携して、例えば、県内すべての児童・生徒を対象に、ある学年になると年に一度は必ず文化鑑賞や文化体験の機会を与えることも考えられるのではないか。

(方針骨子（たたき台）のまとめ方)

- ・ 施策の方向性については、総花的・網羅的でダイナミズムがないのではないか。
- ・ 方針骨子（たたき台）は少し長いので思い切って絞り込んでどうか。また、施策の方向性の見出しなどは、言葉遊びではなく、もっと素直に書くことも必要ではないか。

第2回検討部会（10月25日開催）

(施設の運営手法のあり方)

- ・ 「一体的」をどの程度にするかによって組織の在り方についても、いろいろなパターンがある。指定管理（全部指定）、あるいはすべて地方独立行政法人化するなら、「一体化」ですっきりする。ただし、制度の制約があるので、人事・予算は別にしてマネジメントで一体性を確保することも選択肢の一つである。
- ・ 組織を一体化して人事権、予算権などすべてを統括する形が望ましい。「(仮)経営会議」を設けても単なる情報交換会となってしまうと効果は薄い。
- ・ 組織の一体化ができない場合でも、各館が独自性を保ちながら、一体的なマネジメントの下で運営することは必要。

(施設の具体的連携のあり方)

- ・ 文化交流ゾーンを応援する三重県ゆかりのアーティスト組織（ボランティア）を設け、県民の活動をサポートしたらどうか。
- ・ ゾーンのどこかへ行けば、どの年齢層の人も必ず楽しめる、モザイク的に様々なプログラムが展開されている、という状態ができるとうい。

県民意識調査等の結果概要（ポイント）

I 今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査

1 調査の概要

- ・ 県内居住の 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に、調査票を郵送により発送・回収して実施した。

2 調査の内容

- ・ 「属性に関する設問」（5 問）、「『文化』に関する意識や活動に関する設問」（8 問）、「今後の県の文化行政のあり方に関する設問」（2 問）の計 15 問で構成。

3 回収結果

- ・ 有効回答数は 2,879 人であり、有効回答率は 57.58%であった。

4 調査結果の概要

< 属性に関する設問（問 1～5） >

- ・ 問 2（年齢）（p54）は、「60～69 歳（27.3%）」、「50～59 歳（22.4%）」、「40～49 歳（18.2%）」、「70 歳以上（17.4%）」、「30～39 歳（9.3%）」、「20～29 歳（5.1%）」の順であった。
- ・ 問 4（居住地域）（p54）は、「北勢地域（44.5%）」、「中南勢地域（27.2%）」、「伊勢志摩地域（13.8%）」、「伊賀地域（10.4%）」、「東紀州地域（3.8%）」の順であった。
- ・ 問 5（行ったことのある県立の文化施設）（p55）は、「三重県文化会館（62.8%）」が群を抜いているが、さらに詳細に年齢別や地域別にみても軒並み高かった。文化会館ではコンサートや演劇などさまざまな公演が行われており、訪れる機会が多いためではないかと思われる。
一方で、「行ったことのある施設はない」と回答した方も 2 割強あった。回答者を地域別にみると東紀州地域や伊賀地域の方が多ことから、やはり地理的な要因によるものではないかと思われる。

< 『文化』に関する意識や活動に関する設問（問 6～12） >

- ・ 問 7（「文化」によってもたらされる効果）（p55）は、「心の豊かさ、安らぎの実感（65.6%）」、「柔軟な考え方の涵養（47.2%）」、「地域づくり、まちづくりの推進（33.4%）」の順に多かった。全体的な傾向として、やはり人の内面に関することがより重視されているように思われる。
なお、「心の豊かさ、安らぎの実感」の回答割合は、男性より女性の方が 3.5 ポイント高く、また、年齢層が上がるほど高くなる傾向が見られた。

- ・問 8 (文化芸術にふれ親しむ方法) (p56) は、約半数の方が「主に鑑賞を行っている」と回答しており、やはり「活動」よりも「鑑賞」が主体であることが窺われる。
なお、「鑑賞、活動のどちらも行っていない」と回答した方も 2 割強あった。
- ・問 9A (昨年 1 年間に鑑賞した文化芸術) (p56) は、「メディア芸術 (映画、アニメ、コンピューターグラフィックなど) (33.2%)」、「美術 (29.4%)」、「文化財 (28.1%)」の順に多く、一方、問 9B (今後鑑賞したい文化芸術) (p56) は、「ポピュラー音楽 (27.0%)」、「クラシック音楽 (26.7%)」、「美術 (24.0%)」の順に多かった。
ただし、「音楽」は複数のジャンルに分けて聞いたが、すべて合わせると「昨年 1 年間に鑑賞した」、「今後鑑賞したい」の双方において最も多かった。
なお、「昨年 1 年間に鑑賞した」と「今後鑑賞したい」を比較して伸びが大きいのは、「伝統芸能 (歌舞伎、能、狂言など) (5.2%→17.6%) や「演劇」 (10.5%→22.1%) である。
- ・問 10AB (鑑賞・活動の妨げになること) (p57) では、「鑑賞」・「活動」とも「時間的余裕がない (鑑賞：42.3%、活動：40.3%)」と「経済的余裕がない (鑑賞：25.5%、活動：20.3%)」を選択した方が多かった。
それらを除くと「鑑賞」では「施設が身近にない (20.9%)」が、また、「活動」では「仲間がいない (13.2%)」が比較的多かった。
- ・問 12A (鑑賞にあたり現在利用している情報入手手段) (p58) は、「新聞・雑誌 (57.4%)」、「テレビ・ラジオ (56.1%)」、「県政だより・市町だより等 (49.5%)」の順に多かったが、「口コミ (39.0%)」が多いのも特徴的である。
一方、問 12B (鑑賞にあたり今後利用したい情報入手手段) (p58) は、「インターネット (42.7%)」、「県政だより・市町だより等 (37.7%)」、「新聞・雑誌 (36.4%)」の順に多かった。

<今後の県の文化行政のあり方に関する設問 (問 13・14) >

- ・問 13 (今後県が力を入れるべき文化振興施策) (p59) は、「文化にふれ親しむ機会の提供 (40.2%)」、「県内外への積極的な情報発信 (25.4%)」、「文化交流ゾーンの魅力向上 (20.2%)」の順に多かった。
「文化にふれ親しむ機会の提供」の回答割合は、男性より女性の方が 11 ポイント高く、年齢別では、すべての年齢層で一位であった。
また、「文化交流ゾーンの魅力向上」は、やはり中南勢地域での支持が高く (25.4%)、東紀州地域では低かった (15.6%)。
なお、「若い世代の創造性や感性の育成」も「文化交流ゾーンの魅力向上」とほぼ同数であり、ニーズは高いと考えられる。

- ・問 14（県民の皆さんに対する県のサポート）（p59）は、「子どもたちへの文化芸術鑑賞機会の提供（37.7%）」、「コンサートや演劇などの公演の実施（30.2%）」、「地域の伝統的文化の保存・継承・活用（27.8%）」の順に多かった。
なお、「コンサートや演劇などの公演の実施」の回答割合は、男性より女性の方が10ポイント高く、また、低年齢層の方が高い傾向が見られた。
逆に、「地域の伝統的文化の保存・継承・活用」の回答割合は、女性より男性の方が8.6ポイント高く、また、高年齢層の方が高い傾向が見られた。

Ⅱ 文化振興施策に関する市町調査

1 調査の概要

- ・県内のすべての市町（29市町）を対象に、調査票を郵送により発送・回収して実施した。

2 調査の内容

- ・「文化振興施策の対象としている『文化』」、「文化振興に関し特に力を入れている分野」、「文化振興に関する課題」、「県と市町の役割分担をふまえた上で、特に県が取り組むことが望ましいと考える施策」など計8問で構成。

3 回収結果

- ・26市町から回答を得た。

4 調査結果の概要

- ・問 4-1（文化振興に関する課題）（p61）は、「文化振興に取り組む人材が高齢化している（53.8%）」、「文化振興に取り組む人材が不足している（50.0%）」、「行政に専門知識やノウハウがない（42.3%）」の順に多かった。
また、「予算が厳しいため、十分な事業が実施できていない（30.8%）」も上位ではあるが、上記3つほど回答数は多くなかった。
- ・問 5-1（市町で取り組んでいる施策）（p61）は、「文化団体・サークルの育成・援助（80.8%）」、「文化財や地域の伝統的文化の保存・継承・活用（76.9%）」、「コンサートや演劇など公演の実施（53.8%）」の順に多かった。
- ・問 6-1（特に県が取り組むことが望ましいと考える施策）（p62）は、「指導者の養成・派遣（50.0%）」、「コンサートや演劇など公演の実施（42.3%）」、「県内外への文化に関する情報発信（34.6%）」の順に多かった。
一方、問 7-1（県と連携協働して進めたほうがよいと考える施策）（p63）は、「文化施設間の連携による事業（企画展示等）の実施（34.6%）」、「コンサートや

演劇など公演の実施（30.8%）」、「文化財や地域の伝統的文化の保存・継承・活用」及び「県内外への文化に関する情報発信」（26.9%で同率）の順に多かった。

- 「新しいみえの文化振興方針（仮称）」の策定にあたって、県と市町の役割分担や連携協働のあり方は重要な論点の一つであると認識しているが、問5から問7まで結果をとおして見ることで、次のとおり一定の傾向を確認することができる。

まず、「指導者の養成・派遣」については、現在取り組んでいる市町は少なく、県で取り組むことが望ましいと考えている市町が多かった。

<参考：自由記述から抜粋>

- ・ホール等の企画や運営、実演芸術の創造などの専門的人材の養成は、広域自治体としての県が取り組む方が効果的だと考える。

同様に「文化施設間の連携による事業（企画展示等）の実施」と「市町（県）内外への情報発信」についても現在取り組んでいる市町は少なく、県で取り組むことが望ましいと考えている市町が多く、また、問7-1の結果にあるように、県との連携協働の必要性に対する意識も高かった。

<参考：自由記述から抜粋>

- ・来年開館する県立博物館のセンター博物館としての機能を有効に活用し、市町の博物館及び民間博物館との連携を図り、企画展パッケージの作成や合同展覧会を開催することは、広域を管轄する県の取組みとして重要であると考えます。
- ・市町単独では情報発信もなかなか難しい。東京・大阪など県外に出先機関を有する県と協働することで、より効果的な情報発信が可能となる。特に東京では「三重テラス」を情報発信の基地として有効活用することができる。

「コンサートや演劇など公演の実施」については、現在取り組んでいる市町は多いが、同時に、県が取り組むことが望ましい、あるいは県と連携協働して進めたいほうが望ましいと考えている市町も多かった。

<参考：自由記述から抜粋>

- ・文化芸術鑑賞の機会を増やす努力をしているが、市単独で開催するには支出負担が大きいため実現できないようなものを、県と複数の市町が共同で開催できればと思う。

「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」等の結果概要について

県では、今後の文化行政のあり方を検討するにあたり、その基礎資料とするため、県民の皆さんと市町を対象に調査を実施しましたが、その概要は、以下のとおりです。
なお、市町調査については、p60以降に記載しています。

I 今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査

1 調査の概要

- (1) 調査地域 三重県全域
- (2) 調査対象 県内居住の20歳以上の男女
- (3) 標本数 5,000人
- (4) 抽出方法 各市町の選挙人名簿を使用した無作為抽出法による。標本数は各市町の選挙人名簿登録者数の比率によって割り当てたもの。
- (5) 調査方法 郵送による発送・回収
- (6) 調査期間 平成25年9月13日(金)～9月27日(金)

2 調査の内容

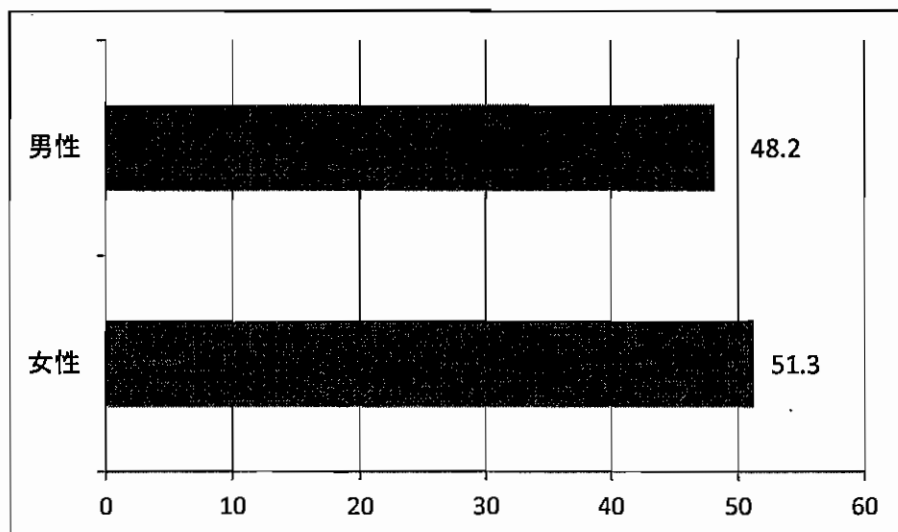
- 下記の4つの調査項目により構成(設問数15問)
- (1) 属性に関する設問(5問)
 - (2) 「文化」に関する意識や活動に関する設問(8問)
 - (3) 今後の県の文化行政のあり方に関する設問(2問)

3 回収結果

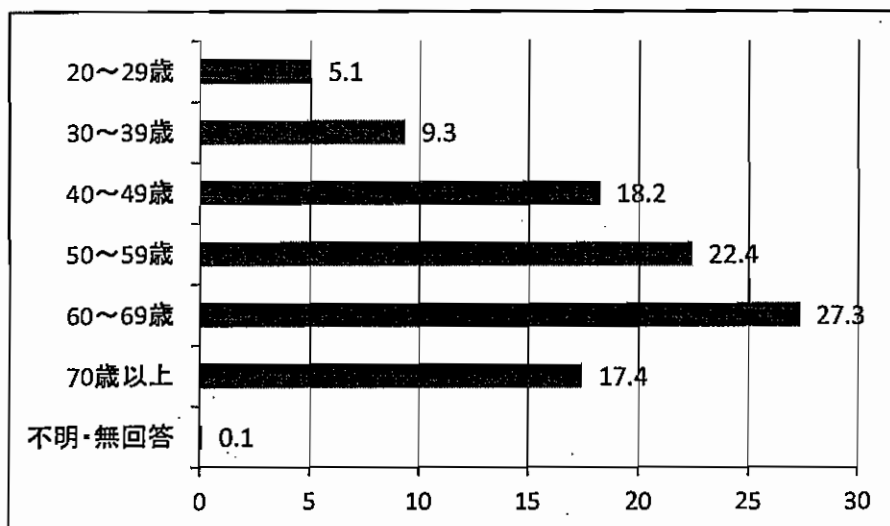
- (1) 標本数 5,000人
- (2) 実回収総数 2,880人(回収率 57.6%)
- (3) 有効回答数 2,879人(有効回答率 57.58%)
- (4) 無効回答数 1人

4 調査結果の概要

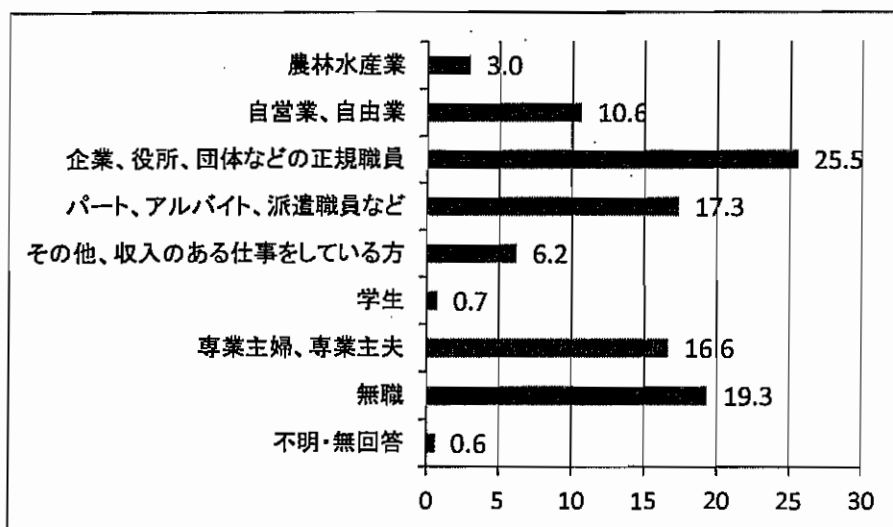
- (1) 属性に関する設問(問1～5)
問1 性別(N=2,879人、単位:%)



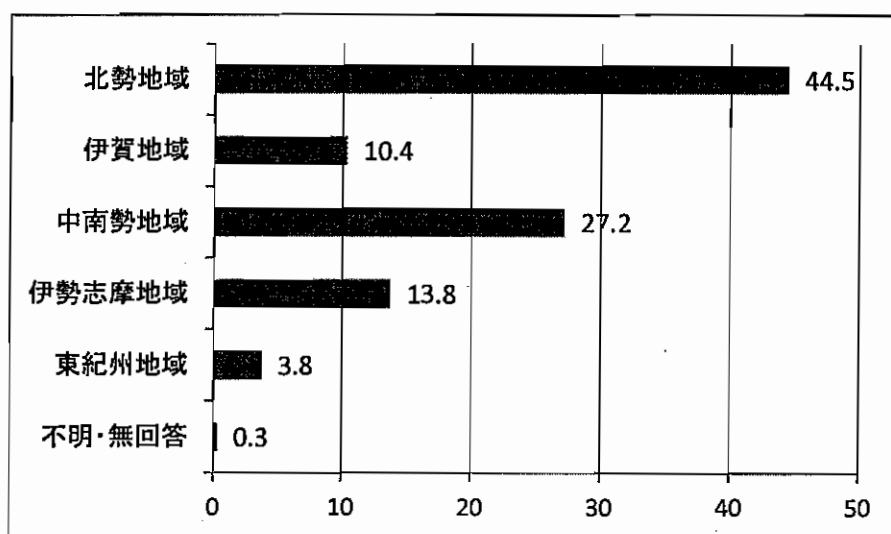
問2 年齢(N=2,879人、単位:%)



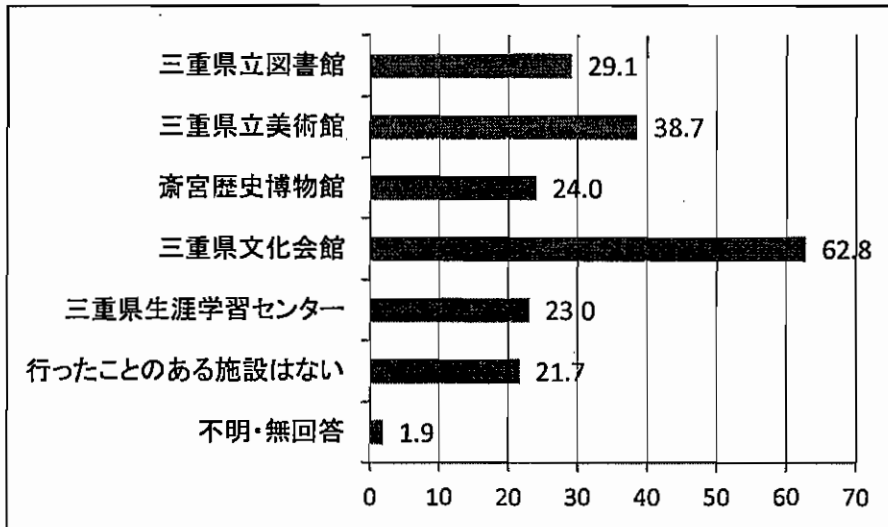
問3 職業(N=2,879人、単位:%)



問4 居住地域(N=2,879人、単位:%)

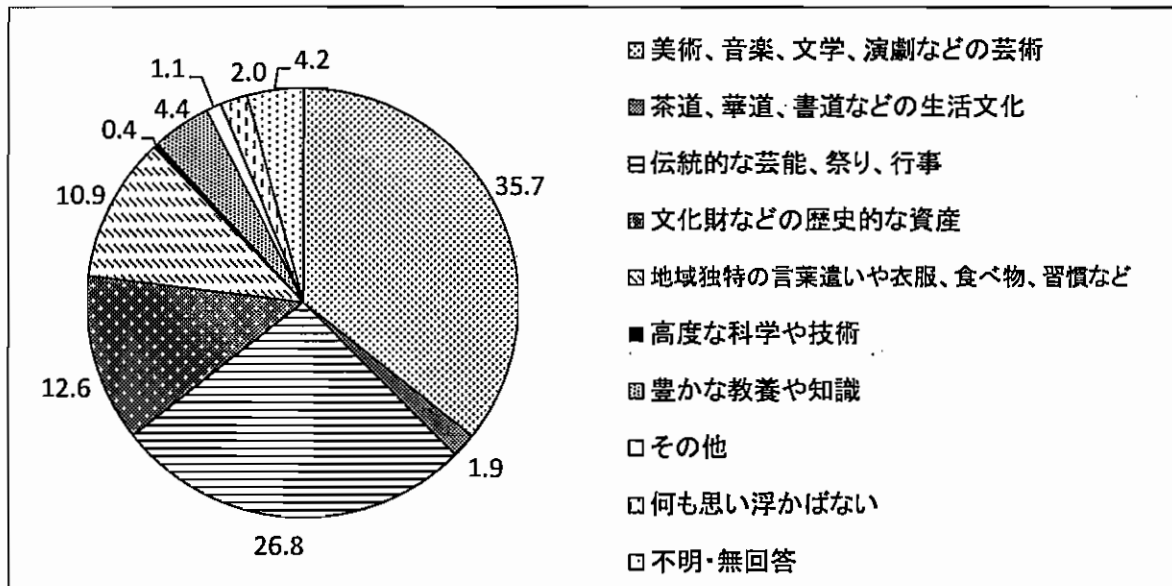


問5 これまで行ったことのある県立の文化施設(○はいくつでも)(N=2,879人、単位:%)

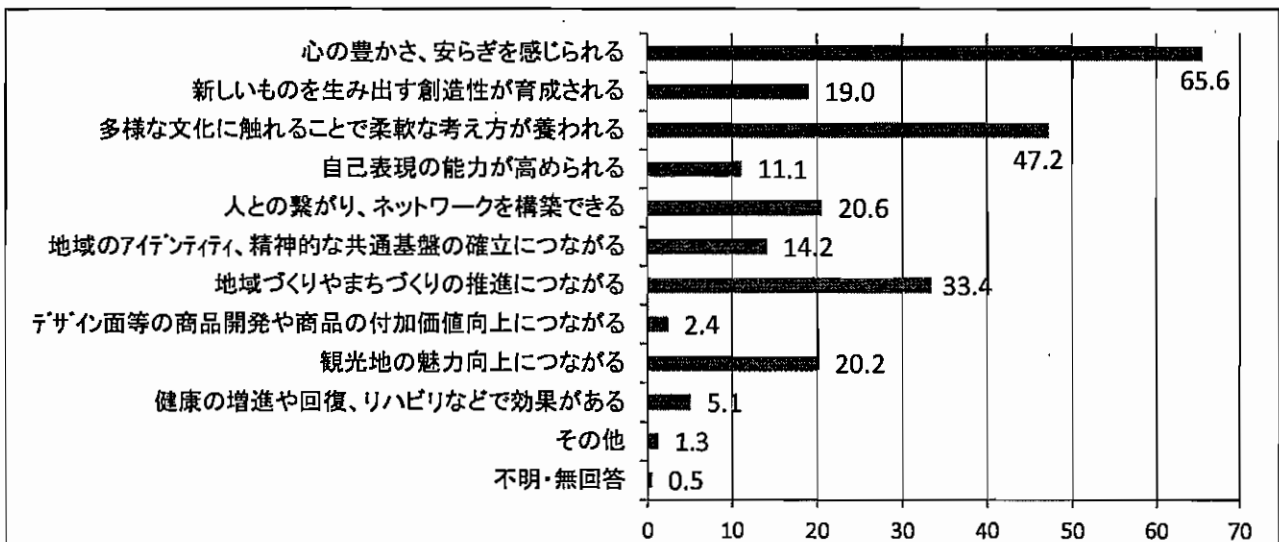


(2)「文化」に関する意識や活動に関する設問(問6~12)

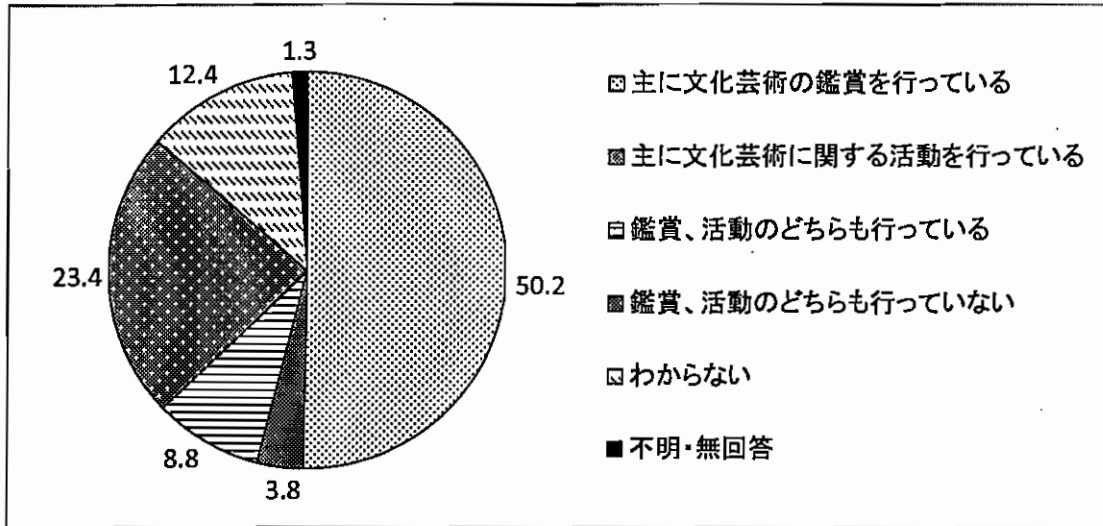
問6「文化」という言葉を聞いて、まず思い浮かべるもの(○は1つ)(N=2,879人、単位:%)



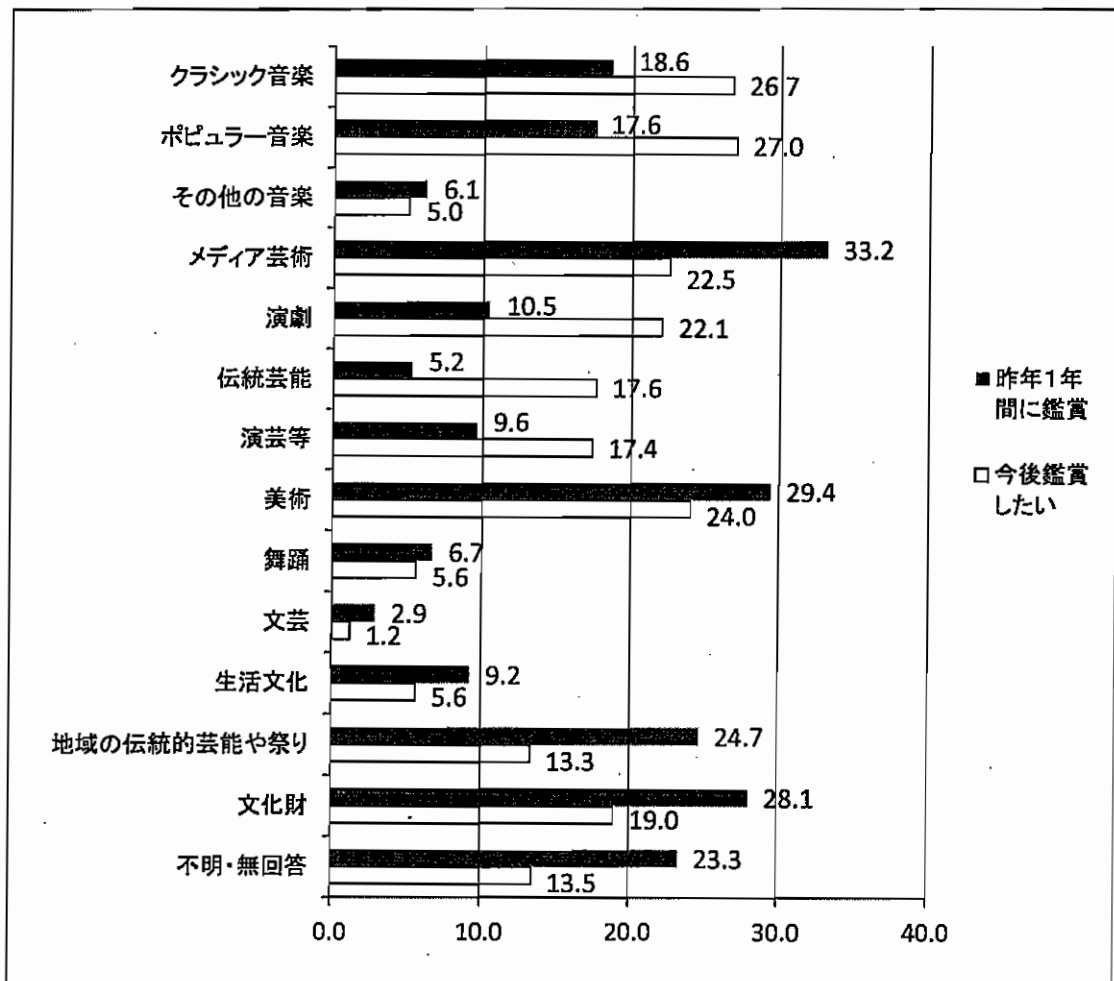
問7「文化」によってもたらされる効果と考えるもの(○は3つまで)(N=2,879人、単位:%)



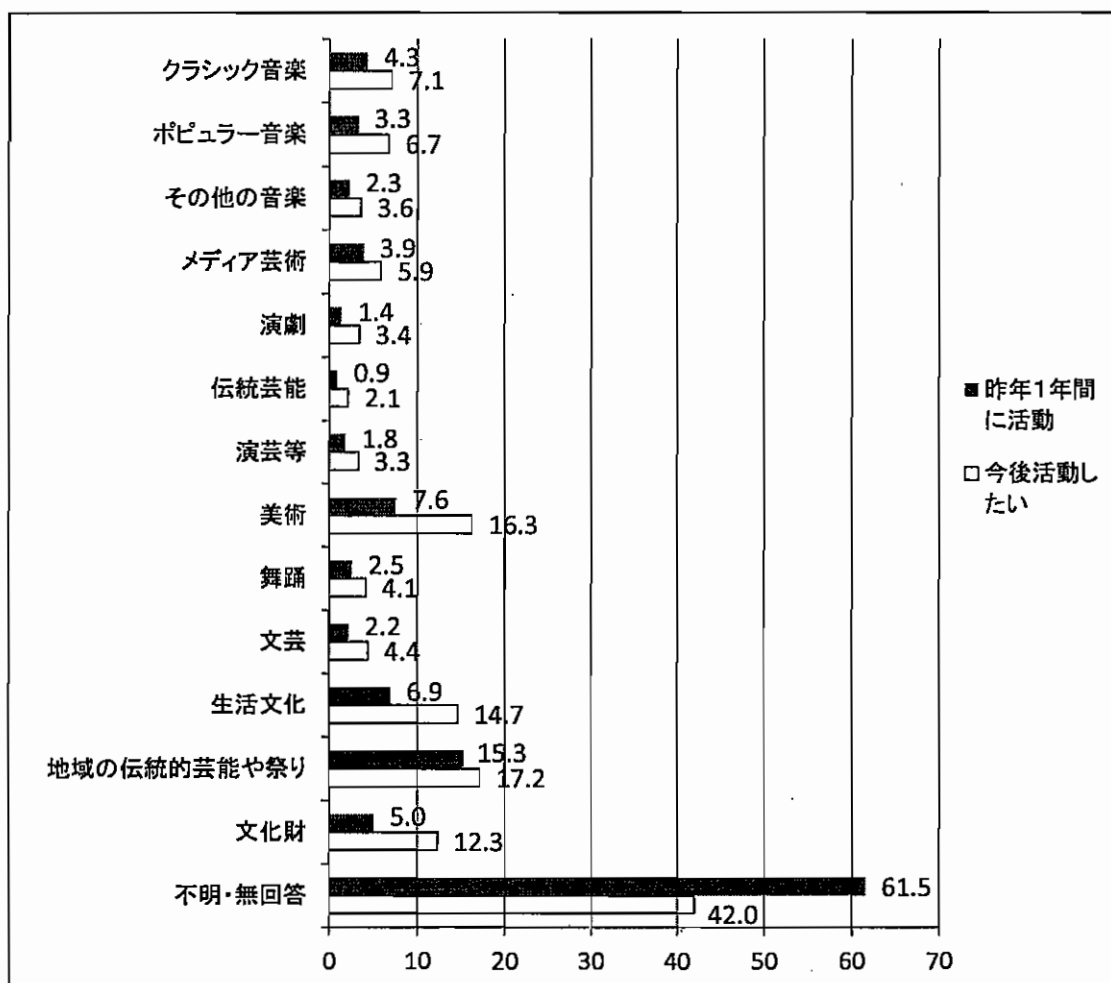
問8 日常生活で文化芸術にふれ親しむ方法(○は1つ)(N=2,879人、単位:%)



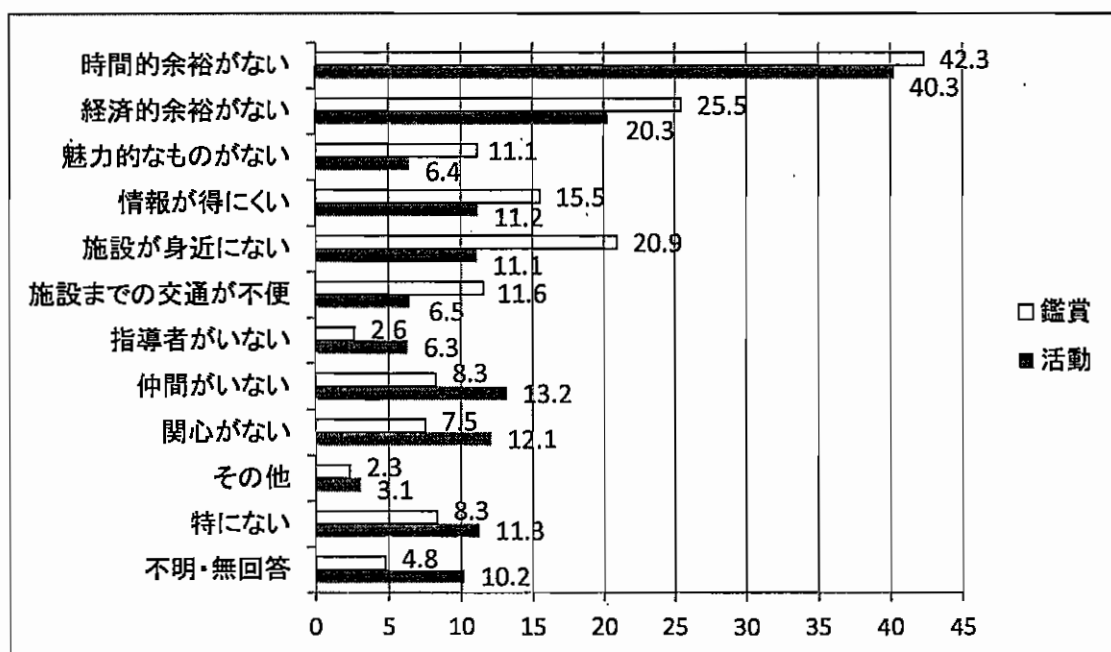
問9 A: 昨年1年間に文化施設で直接鑑賞した文化芸術(○はいくつでも)
 B: 今後、文化施設で直接鑑賞したい文化芸術(○は3つまで)
 (A、BともN=2,879人、単位:%)



問9 C: 昨年1年間に行った文化芸術活動(○はいくつでも)
 D: 今後行いたい文化芸術活動(○は3つまで)
 (C、DともN=2,879人、単位: %)

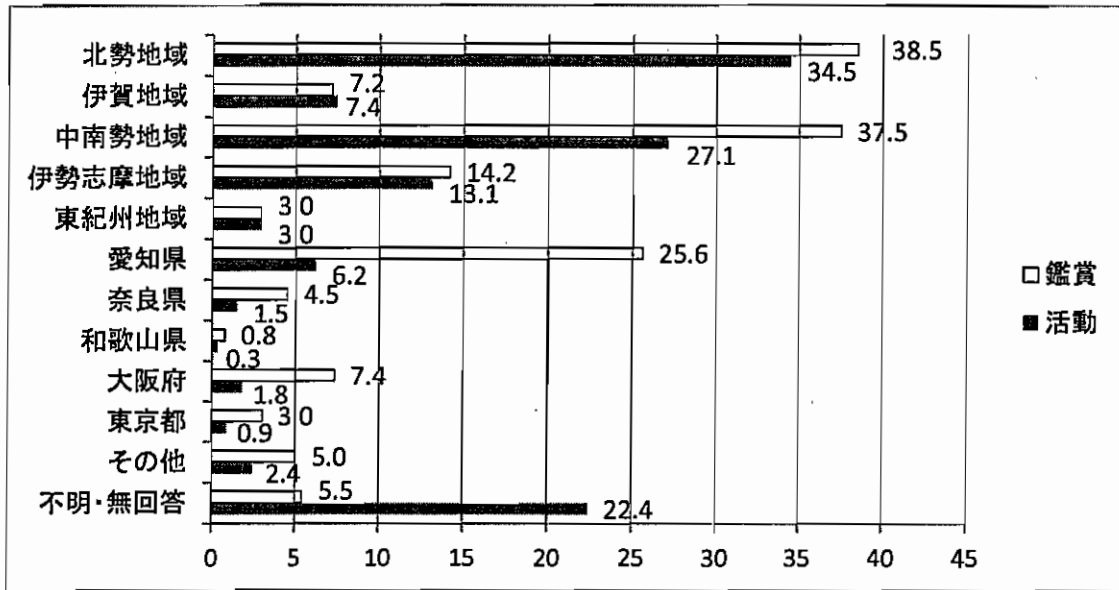


問10 A: 文化芸術の鑑賞にあたり、妨げとなること(○は2つまで)
 B: 文化芸術の活動にあたり、妨げとなること(○は2つまで)
 (A、BともN=2,879人、単位: %)



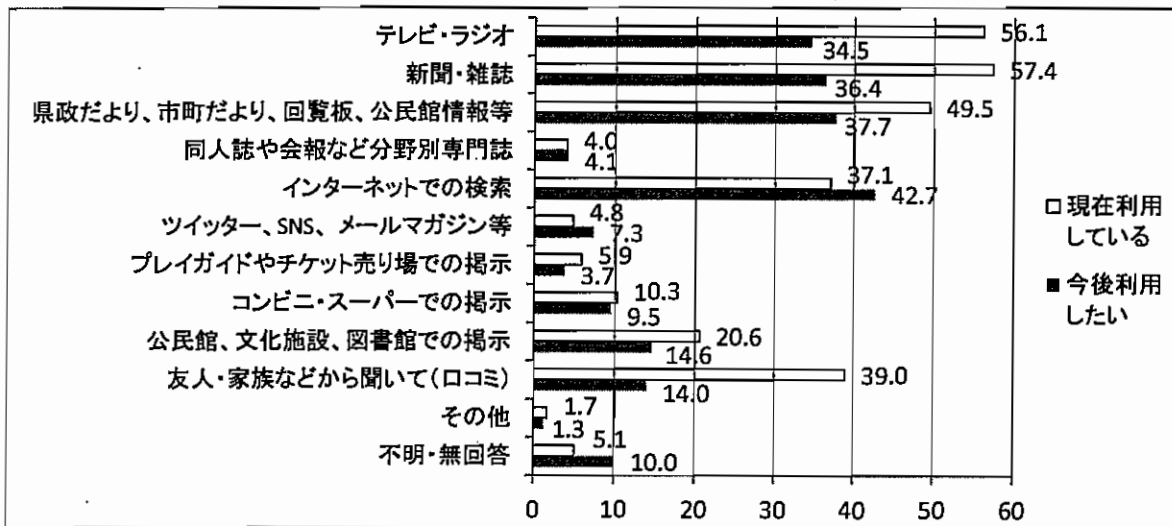
問11 A:主にどの地域で鑑賞するか(○は2つまで)

B:主にどの地域で活動するか(○は2つまで) (A、BともN=2,879人、単位:%)



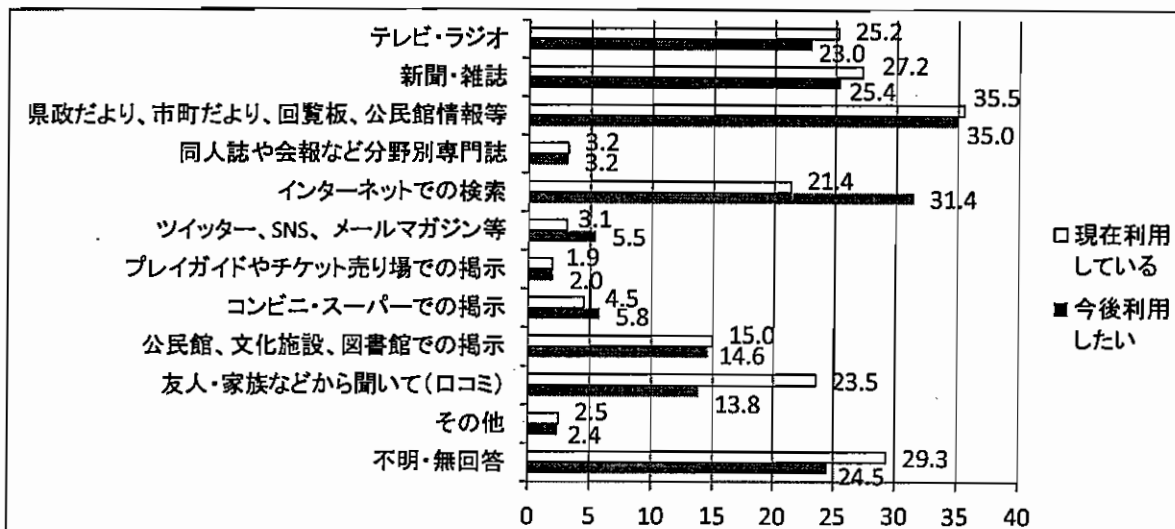
問12 A:鑑賞にあたり現在利用している情報入手手段(○はいくつでも)

B:鑑賞にあたり今後利用したい情報入手手段(○はいくつでも) (A、BともN=2,879人、単位:%)



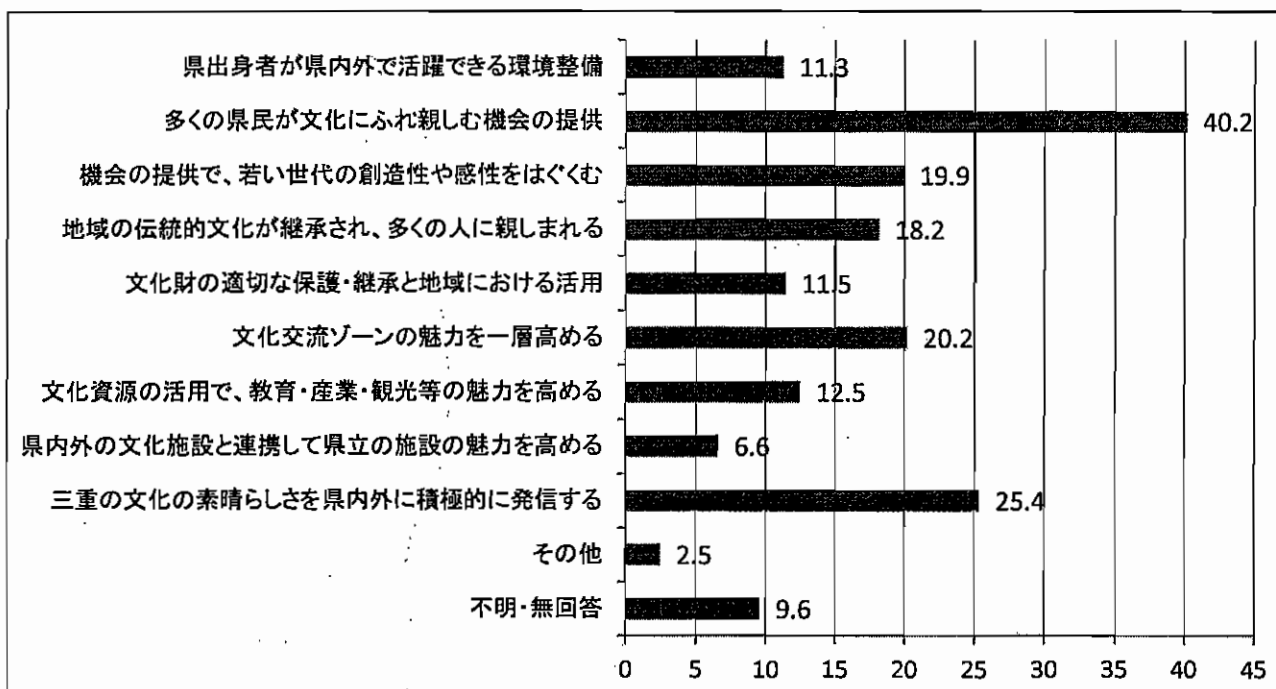
問12 C:活動にあたり現在利用している情報入手手段(○はいくつでも)

D:活動にあたり今後利用したい情報入手手段(○はいくつでも) (C、DともN=2,879人、単位:%)

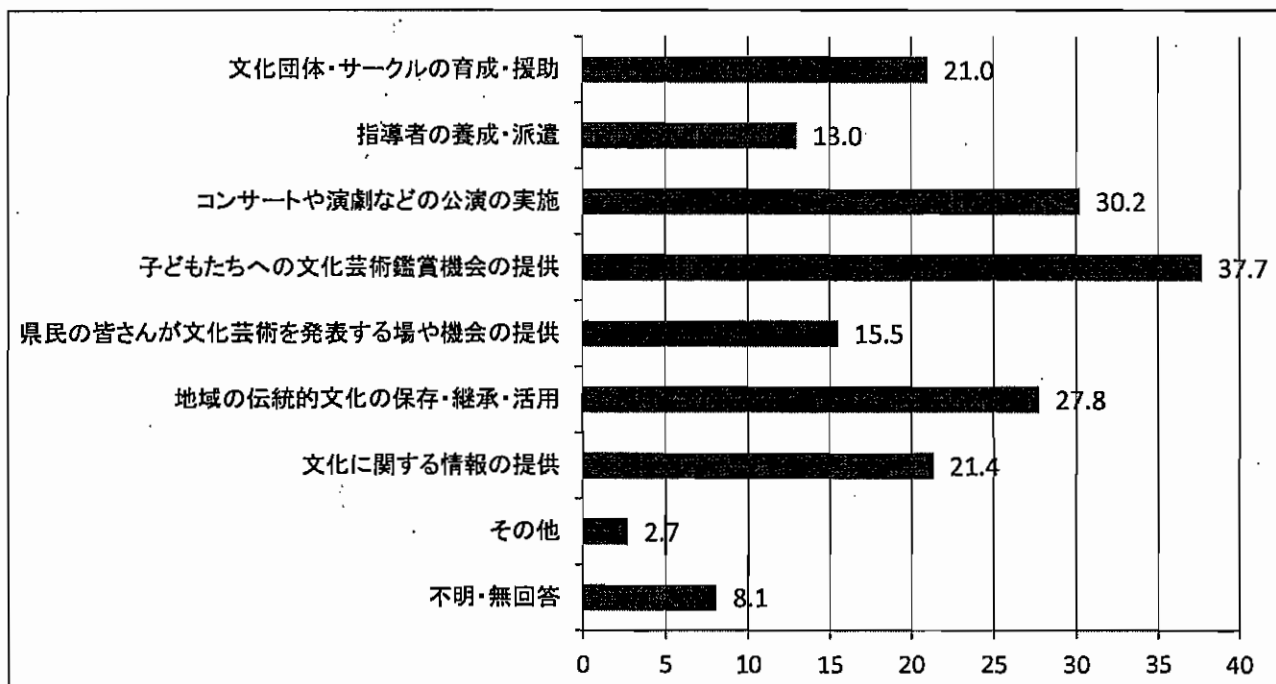


(3) 今後の県の文化行政のあり方に関する設問(問13、14)

問13 今後県が力を入れるべき文化振興施策(○は2つまで)(N=2,879人、単位:%)



問14 県民の皆さんに対して県はどのようなサポートをすべきか(○は2つまで)(N=2,879人、単位:%)



II 文化振興施策に関する市町調査

1 調査の概要

- (1) 調査対象 県内全市町(29市町)
- (2) 調査方法 郵送による発送・回収
- (3) 調査期間 平成25年9月13日(金)～9月27日(金)

2 調査の内容

「文化振興施策の対象としている『文化』」、「文化振興に関し特に力を入れている分野」、「文化振興に関する課題」、「県と市町の役割分担をふまえた上で、特に県が取り組むことが望ましいと考える施策」等全8問

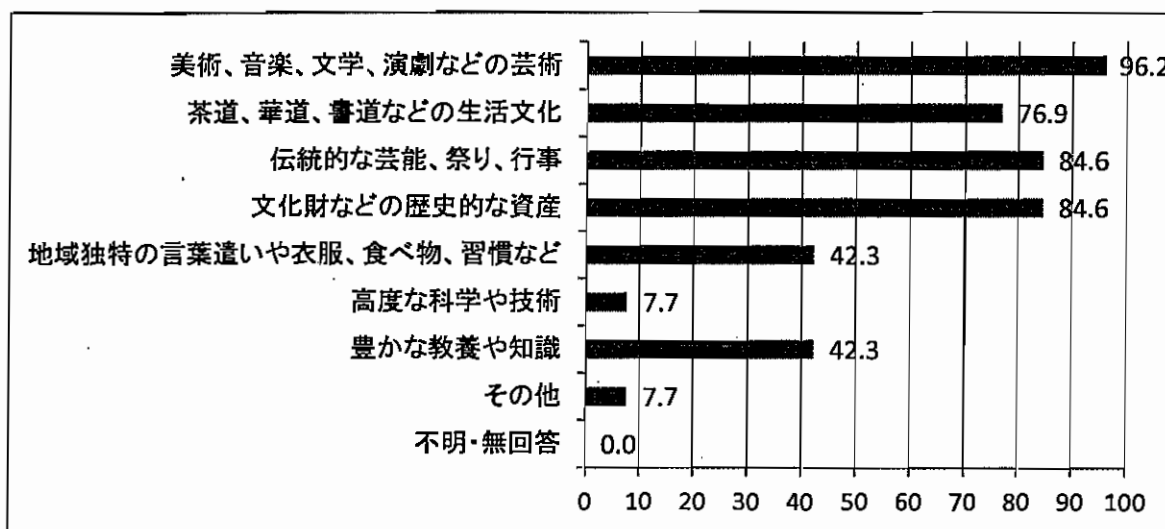
3 回収結果

- (1) 対象市町数 29市町
- (2) 回答市町数 26市町

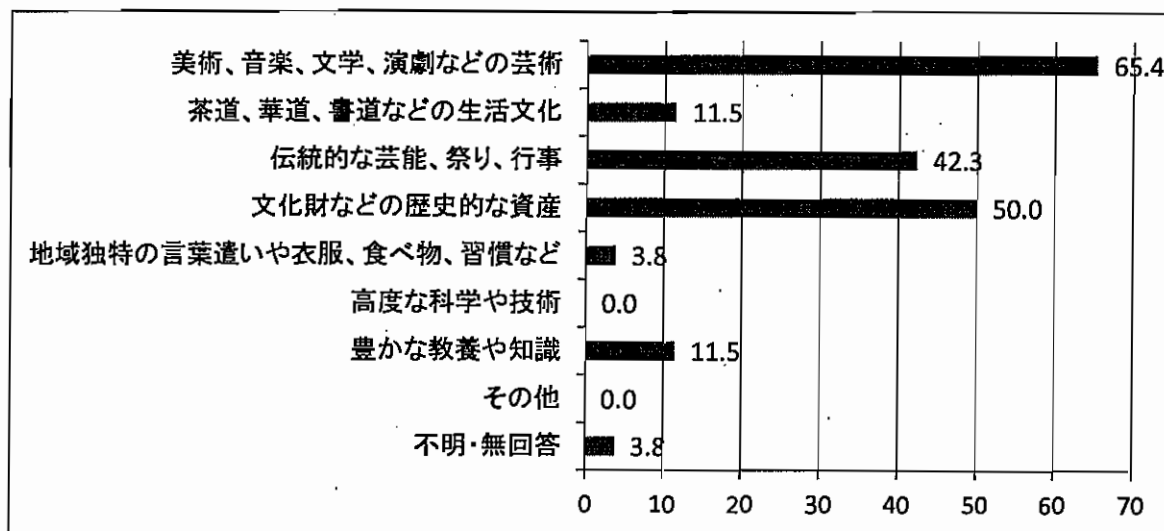
4 調査結果の概要

問1 市町名、担当部署、担当者名に問う設問(略)

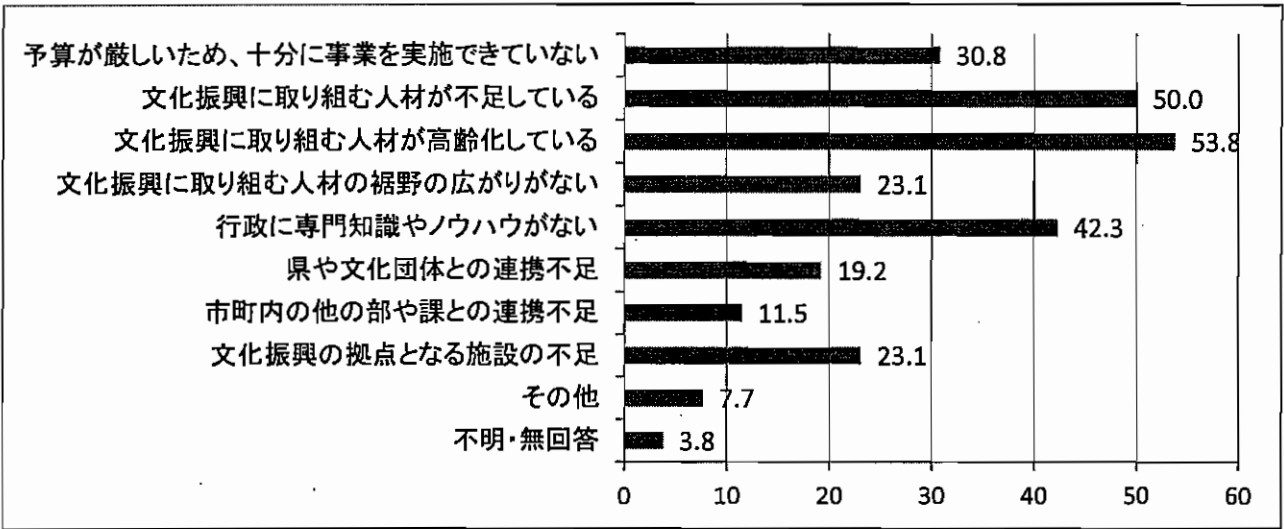
問2 市町において文化振興施策の対象としている「文化」(○はいくつでも)(N=26、単位:%)



問3 市町が文化振興に関して特に力を入れて取り組んでいる分野(○は2つまで)(N=26、単位:%)



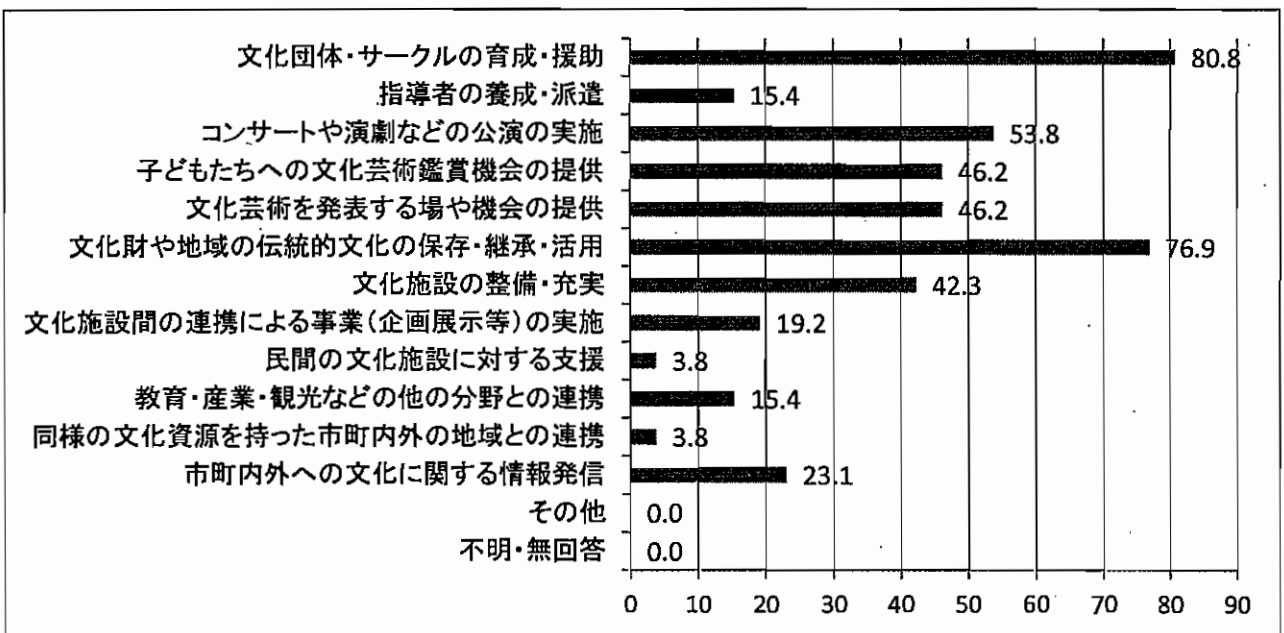
問4-1 文化振興に関する課題(○はいくつでも)(N=26、単位:%)



問4-2 問4-1で選択した課題の内容(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・ 職員の人事異動などで、長く文化振興にかかわる人材がないため、活動を広げたり、深めていく事が困難である。
- ・ 文化振興に関しては、県との連絡・調整会議等がないので、もう少し連携が必要ではないか。
- ・ 自治体の規模が小さく、他業務と兼務するため、時間的余裕がなく、専門知識を習得することや、新しい事業を展開することが難しい。
- ・ 高齢化により、会の活動ができず、文化芸術協会を脱退する会がある。近年、子どもや、親を巻き込む取り組みを協会独自に行っているが、目立った会員の増加はない。
- ・ 保存会等の人材が高齢化し、後継者がいない。
- ・ 文化芸術に関する専門知識を持つ職員がおらず、また、会館としてのノウハウが蓄積されていないため、事業の継続性が無く、事業の幅が狭い。専門職員の派遣が望まれる。

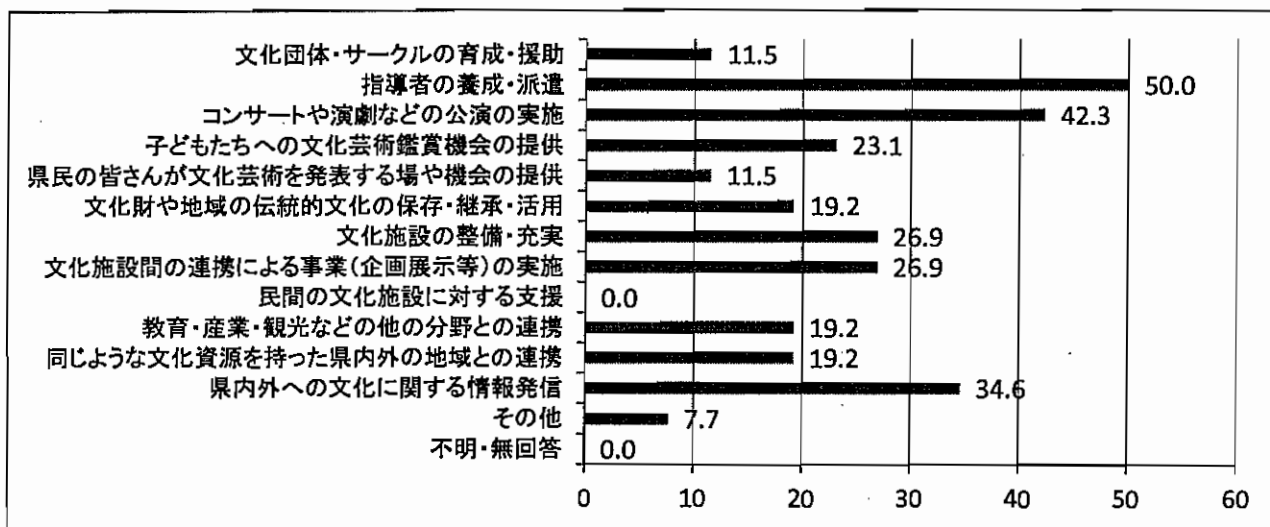
問5-1 市町で取り組んでいる施策(○はいくつでも)(N=26、単位:%)



問5-2 問5-1で選択した施策に係る特徴的な内容や効果等(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・市内各地区で大切に受け継いできた伝統芸能や趣向をこらした芸能を演じ合う「郷土が誇る芸能大会」事業と、「家族」と「絆」をテーマに、家族による音楽演奏を競い合う全国公募の「全国ファミリー音楽コンクール」事業により、「元気な産業と輝く文化のまち」をめざしている。
- ・文化ボランティアで構成するプロジェクト委員会が中心となって、「クラシック」「伝統芸術」「歌舞伎公演」などホールキャパにこだわらないオリジナリティーのある公演を、文化庁や宝くじ、各種財団などの助成金を利活用しながら、当町の負担増になることなく実施している。
- ・文化団体に対し、中央公民館の無料貸し出しを行っている。(月4回、1回2時間まで)
- ・図書館、公民館、資料館の機能を有する複合施設の整備を進めている。各館同士の連携を図り、「町や歴史を学び」、「町民同士の出会いを育み」、「各世代がつながる」施設をめざしている。
- ・文化振興事業団への委託事業として、クラシックや軽音楽など、市内で活躍するアマチュア音楽家・グループが音楽祭を開催。ジャンルの異なる演奏家が一堂に会するユニークな演奏会として好評を得ている。
- ・3年に一度を目途に、まちをあげて、さまざまな文化に関する取り組みを集中して開催する文化年を創設した。第1回目となる平成26年度に向け、現在市内外の方々を交えた会議を重ねている。
- ・豊かな文化資源や文化財を郷土の歴史を学ぶ教材として活用し、地域に点在する文化資源を多角的に情報発信するとともに、それぞれを連携させることで観光資源として生かし、地域の活性化を図っている。(学校における地域学習及び社会教育との連携強化、観光担当部局との連携による文化財情報の全国発信など)

問6-1 県と市町の役割分担をふまえた上で、特に県が取り組むことが望ましいと考える施策(○は3つまで)(N=26、単位:%)

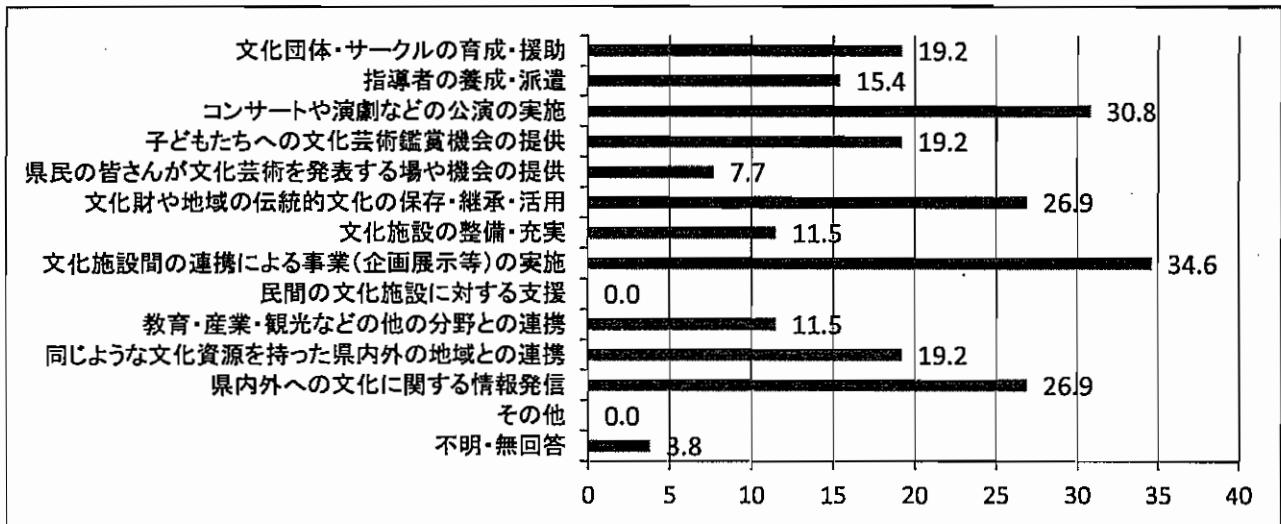


問6-2 問6-1で選択した施策について、県がとりくむことが望ましいと考える具体的な理由(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・北勢地域には県立の文化施設が無いので、南北バランスが悪く感じるため、連携を図った文化事業の実施を望む。
- ・市町が単独で行えないような大規模な公演について、県と市町が連携することで実現の可能性が広がる。
- ・市町と県との情報交換が図れるよう、文化担当者会議を開催してほしい。
- ・人材豊富な県央にて、各種分野の指導者を養成し、データベースから各自治体が要望する指導者を派遣してもらえば、遠くの自治体が時間的、経済的な負担を払わなくても、効率的だと思う。
- ・ホール等の企画や運営、実演芸術の創造などの専門的人材の養成は、広域自治体としての県が取り組む方が効果的だと考える。

- ・市町との役割分担として、県では芸術性の高い公演を実施してほしい。
- ・県内の市町間、県外への情報発信は、県がとりまとめていただくのが効率的だと思う。
- ・博物館や資料館の運営、文化振興事業団と市の連携、先進地の事例など、場合によっては相談や助言を受ける機会を設けていただければ良いと考える。
- ・各自治体が欲する指導者やアドバイザーなどの派遣に取り組んでいただきたい。
- ・他分野・県内外の地域との連携、県内外への情報発信は基礎自治体より県のほうが取り組みやすい。
- ・市内の方への文化芸術の発表の場や機会の提供は出来ているが、県内となると広報活動等が広範にわたり、また、運営やとりまとめも難しいため、県主導でしていただきたい。
- ・来年開館する県立博物館のセンター博物館としての機能を有効に活用し、市町の博物館及び民間博物館との連携を図り、企画展パッケージの作成や合同展覧会を開催することは、広域を管轄する県の取組みとして重要であると考え。
- ・市町単独では情報発信もなかなか難しい。東京・大阪など県外に出先機関を有する県と協働することで、より効果的な情報発信が可能となる。特に東京では「三重テラス」を情報発信の基地として有効活用することができる。

問7-1 県(県立施設等を含む)と連携協働して進めたほうがよいと考える施策
(〇は3つまで)(N=26、単位:%)



問7-2 問7-1で選択した施策について、県と連携協働を進めたほうがよいと考える理由や具体的な連携の方法等(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・たとえば県がコーディネーターとなって県内複数の自治体から希望公演を募り、何回かの担当レベルでの打合せを行い互いのノウハウや情報交換を重ね、徐々に具体化していき、日程開催地等を決定していく方法。「地域創造」が実施している連携プログラム事業の三重県版のようなもの。できれば県からの助成金等もあれば希望団体は増加するのでは。又、そうする事で県全域の文化の底上げにもつながる。
- ・新県立博物館での展示等に市町の文化財等を活用してほしい。
- ・県内あるいは県外ホールとの連携により企画展示、公演等の事業を行えるよう仲介してほしい。
- ・文化芸術鑑賞の機会を増やす努力をしているが、市単独で開催するには支出負担が大きいため実現できないようなものを、県と複数の市町が共同で開催できればと思う。
- ・市町を超えて、新しい成功事例や、企画途中のものなど、各地の特徴や情報の集積と整理など、効果的にバランス良く、総体的に発信ができるのは県でしか出来ないと考える。メディアやインターネットなどへの働きかけなど、海外への発信も含め、市町のレベルでは出来ない分野で、県でこそ対応できる分野があると考え。
- ・各団体の育成・援助や、情報発信は、大きな影響力のある県と、細やかな内情を把握している自治体がそれぞれの方法で取り組む方が効率的だと感じる。

- ・町単独ではできないようなスケールの企画と多くの団体が気軽に参加できるイベントの開催を期待する。
- ・県内の連携を図っていくために、市単独で取り組むには、時間及び費用的に難しいため、県に県内の会館を集めて研修会を設けていただき、参加することで連携していきたい。
- ・県内外への情報発信は、県の広報を活用させていただくことや県の文化会館へ県内の各会館の情報を掲載していただいて、県と連携し情報発信していきたい。

問8 その他、県の文化振興施策に関する意見・提案(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・市町が開催する文化事業について県域でのより充実したPRを望む。
- ・5年程前より県総合文化センターからのお声かけが発端となり、センターとの共催事業としてクラシック公演やアウトリーチを含めたピアノ、声楽、ジャズなどのワンコイン公演を実施している。本物・上質の芸術の説得力は大きく、公演実施にかかるノウハウを県文スタッフの皆様から学び、又補助金等も頂きながら徐々にお客様も定着しつつある。このようなシステムを今後も継続して実施していけたらと願っている。
- ・県・市町の職員が互いの組織、業務をより深く知るため、積極的な人事交流を実施すること。

3 新県立博物館の開館に向けた取組について

1 新県立博物館の活動と運営V o I . 5（中間報告）について

新県立博物館における活動と運営に関する仕組みづくりについては、県民・利用者の皆さんとともに試行的な取組を実施しながら検討を進め、その取組状況を平成21年度から毎年「新県立博物館の活動と運営」としてとりまとめています。

今般、最終年度となる今年度の取組状況（V o I . 5）の中間報告をとりまとめましたので、別冊1のとおり報告します。

（主な内容）

- ・平成25年度の取組概要

新県立博物館の開館に向けた各種取組（施設整備、広聴広報、調査研究活動、収集保存活動、活用発信活動など）の今年度における取組状況を記載しています。

- ・「新県立博物館の活動と運営の方針（仮称）」の検討案

運営体制や管理運営といった運営に関する方針や、開館後における調査研究、収集保存、活用発信といった活動に関する方針について、検討案を記載しています。

※活動・運営管理（博物館マネジメント）のしくみの一つである評価制度の検討状況

別紙1及び開館後における事業の検討状況別紙2について報告します。

- ・新県立博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況

2 新県立博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況について

「7項目」の取組状況について、別紙3のとおり報告します。

三重県総合博物館(MieMu)の活動と運営に係る評価のしくみについて(案)

三重県総合博物館(MieMu)が、長期にめざす姿(ビジョン)の実現に向けて、当面3年間(=計画期間)に戦略的に取り組むための計画とその評価のしくみを、以下のとおり検討しています。

ビジョン

三重は、日本列島のほぼ中央に位置し、南北に長く水深2,000mの深海から標高1,700m近くの山岳までもを含んだ多様な自然環境をもち、亜寒帯から亜熱帯までの幅広い生物種を育む日本列島の縮図のような自然を有している。
 この自然を背景に、伊勢・伊賀・志摩国と紀伊国の一部から成り立つ三重は、それぞれの地域で特色あるくらしや歴史が育まれてきた。また、三重は古くから陸海の交通の要衝にあり、都に近く、信仰と商業の拠点の拠点を有したことから、人・モノ・情報が集まり交流が生まれることで、東西文化の結節点となり、多様な文化を生みだしてきた。
 三重県総合博物館は、このような三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について、県民・利用者の皆さんとともに総合力を発揮して探究し、保全・継承し、広くその意義を伝える。このことにより、三重の特徴と素晴らしさに気づき、多様な価値観のもとで、誇りをもって地域をより良くしようとする人々が集う活気ある社会の形成を目指す。

戦略目標	戦術(案)	戦術を評価するための指標の候補			戦略を評価するための指標の候補
		アウトプット(産出量)	アウトカム(成果)		
			短期的(定量)	短期的(定性)	
1 新たな利用者のすそ野が広がり、何度も利用してもらえるために、事業内容を充実させます。	1 多様な層を獲得するため、行ってみたいくなる企画展を実施します	企画展の数	観覧者内訳 観覧者数	企画展の満足度 展覧会に対する外部評価	年間パスポート購入者数 ミュージアムパートナー登録者数
	2 基本展示を何度も利用してもらうために、展示の更新や解説を実施します	展示更新の数 展示解説の数	再来館者数	基本展示の満足度 展覧会に対する外部評価	
	3 学校利用を促進するために、館内プログラムを充実します	館内プログラムの数	利用校数 来館学年内訳	プログラムの満足度 プログラムに対する外部評価	
2 博物館の存在が広く伝わるために、開館の利点を活かして積極的な広報を展開します	4 利用者が受動的に目に入るメディアに掲載してもらうため、メディア向け説明会や内覧会をします	MieMuからマスコミへ発信数	参加社数 メディア露出回数 TVの露出時間 紙媒体での掲載面積	説明会の満足度	小学生のMieMuの知名度 一般のMieMuの知名度 MieMuの好感度(定性)
	5 利用者が受動的に目に入る広報ツール(ポスター)を活用するために、みりよく発信隊による広報活動をします	みりよく発信隊の募集 みりよく発信隊への情報提供	みりよく発信隊登録者数	登録者のMieMuへの好感度	
	6 多くの人に博物館を利用してもらうために、利用者が能動的に情報を得る広報ツールであるホームページを充実させます	ホームページの更新数	閲覧数	ホームページ内容の満足度	
	7 多くの人に博物館を利用してもらうために、利用者が能動的に情報を得るツイッターを毎日更新します	ツイッターの発信数	フォロワーの数 リツイートの数 話題に上った数	MieMuに該当するツイート話題の内容	
3 「ともに考え、活動し、成長する博物館」にするために、博物館の活動と経営への県民・利用者の参画を促進します。	9 活動への参画促進のために、ミュージアムパートナー制度を運営します	ミュージアムパートナーの募集	登録者数	登録者の満足度	参画者数 参画企業数 登録継続年数 登録継続年数の内訳 意見が実現された事業の満足度 参加回数内訳
	10 活動への企業の参画促進のために、企業との協働による事業を実施します	事業数	協賛金額	企業の連携事業の満足度	
	11 経営への参画促進のために、みんなでつくる博物館会議(分科会も含め)の実施回数	参加者数 意見の数 意見が実現された数	参加者の満足度 意見の内容		
4 博物館活動の基盤となる資料の劣化を防ぎ、将来活用できるようにするために、収蔵資料及び地域の文化財等の保存・保全に注力します	12 収蔵資料を保全するために、収蔵庫と展示室の定期清掃を行います	清掃回数	収蔵庫の虫の捕獲数 展示室の虫の捕獲数		相談者の行動の変化(定性) 保存・保全方法の改善内容(定性)
	13 地域の文化財等を保全するために、相談窓口を用意し、保存・保全環境を改善します	レファレンス窓口開設日数	相談件数 技術支援の実施数	相談対応の満足度	
5 地域にある資料の学術的価値づけとその意義を伝えるために、地域づくりに貢献できるような総合的な研究に対象を絞って集中的に取り組めます	14 地域が研究に参画するために、小中学校に調査カードを配布し一緒に調べます	調査カード配布数	調査カード回収数	調査成果の満足度	調査研究成果のオモシロさ(定性) 研究成果の認知度 参加者の行動の変化(定性) 地域の行動の変化(定性) 行政の施策の変化(定性)
	15 地域の人々が研究に参画するために、研究調査を兼ねた観察会などの事業を実施します	事業実施回数	参加者数	事業の満足度	
	16 研究成果の意義を伝えるために、発表会や企画展示、シンポジウムを開催します	事業実施回数	参加者数 意義が伝わった人数	事業の満足度	
6 経営資源を効果的に配分するために、評価制度を活用して事業を選択します	17 事業を日常的に確認し改善するために、定期および臨時の戦略会議の場をもちます	内部の戦略会議の数	確認して改善した数	改善した事業の満足度の変化 改善の効果	職員の満足度(定性) 事業のコスト・パフォーマンスの改善(定性)
	18 評価制度が有効に働いているかを確認するために、評価士に定性評価していただきます	外部評価を依頼		評価レポート	

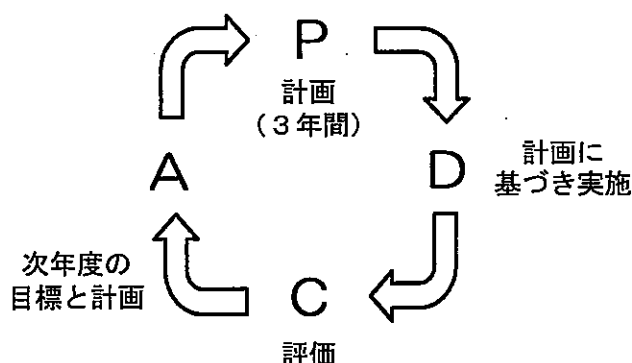
○用語

- ・戦略目標: 計画期間中、重点的に目的を持って取り組むこと
- ・戦術: 戦略目標達成のために、具体的に取り組むこと

○評価体制

- 内部評価: 内部評価委員会
- 外部評価: 博物館協議会評価部会
- 評価結果を報告、意見聴取
- みんなでつくる博物館会議・こども会議
- 博物館協議会

○マネジメントのしくみ



三重県総合博物館（MieMu）の活動と運営に係るマネジメントの実施スケジュール（案）

月	作成する報告書など	内部評価 (内部評価委員会)	外部評価		
			博物館協議会		みんなで作る博物館会議 (次年度に向けてステークホルダーが提案する場)
			評価部会	博物館協議会	
4月		評価表のデータ整理			
5月		評価表の分析			
6月		評価表の事実確認			
7月		評価表の作成 次年度の目標と計画 (中間案)の作成			
8月			評価部会 (評価表を元に、価値判断を下す)		ユニバーサルデザインなど 対象をしぼった分科会を実施
9月	①前年度の評価結果の公表 ②次年度の目標と計画(中間案) のとりまとめ 上記を次年度予算案に反映			博物館協議会 (評価結果と次年度の目標と計画に 対して意見を述べる)	
10月					
11月					こども会議 (中学生以下を対象)
12月	③本年度の取組(中間)報告の作成				
1月					
2月					みんなで作る博物館会議
3月	②「次年度の目標と計画」(最終) ③「本年度の取組報告」(最終) ※上記①②③の最終とりまとめとして 年次報告書を作成			博物館協議会 (次年度の目標と計画に対して意見を 述べる)	

開館後における諸事業について

1 交流創造活動について

(1) 考え方

三重の自然と歴史・文化に関する興味や関心、学習や調査研究、活動など、さまざまなニーズを持つ県民・利用者に対して、以下に詳しく示す三重に関するレファレンス、情報の受発信、資料の閲覧、学習交流プログラムなどの機会を提供するとともに、それらの活用を県民・利用者と館、県民・利用者相互の交流の中で育み、新たな創造や発信につなげます。

(2) 展開方法

活動の中核的な役割を担う場として、博物館内に「交流創造エリア」を設け、県民・利用者が、活発に利用し、交流できるようにします。「交流創造エリア」は、三重に関するレファレンス、情報の受発信、資料の閲覧、学習交流プログラムの4つで展開します。

① 三重に関するレファレンス

三重に関して聞きたいことを、気軽に相談を受け対応できる環境づくりを進めます。

※レファレンスの運用方針や規則を平成25年度末までに整備していきます。

② 情報の受発信

博物館がもつ情報を発信するだけでなく、県民がもつ地域における情報も受け入れて、これらの情報を博物館と県民・利用者の双方が活用できるしくみをつくります。

③ 資料の閲覧

資料閲覧のための手続きや方法を定めるなど、資料の保存環境に配慮した閲覧活用のしくみを整備します。

※資料の利用要綱（趣旨、資料等の範囲、利用の目的、利用の内容、利用条件、利用の手続き、遵守事項、弁償の義務、委任）や要領（趣旨、閲覧、借用、複製・複写（模写）、撮影、出版物掲載、その他）を平成25年度末までに整備していきます。

④ 学習交流プログラム

当館では、大きな企画展示室と交流創造エリアでの活動によって、「いつ来ても面白い博物館」であることを目指します。展示と学習交流プログラムを一体的に行うために、当面は企画展に関連した事業を優先的に行うこととします。

i) 企画展を中心に、展示と学習交流プログラムの一体的な活動を行います

博物館で、最もたくさんの人に研究成果や三重の魅力を発信できる方法は、企画展示です。その企画展示を柱として、その内容をより深めたり、違う角度から考えたりするような交流創造活動を行います。

(例)・講演会(外部講師・館長・学芸員など)

・トークショー(対談形式/講演会よりカジュアル)

・体験型ワークショップ

・担当学芸員によるギャラリートーク(企画展示室内で実施)など

ii) 基本展示の魅力を、より掘り下げて皆さんと考えます

新しい博物館の基本展示が出来上がるまで、当館の学芸員と、連携している大学・博物館・地域の皆さんが共に積み上げてきた成果があります。展示だけでは伝えきれないその魅力を、様々な事業によって展開します。

(例)・大学などとの連携シンポジウム(年1回程度)

・学芸員によるミュージアムトーク

・体験型ワークショップ

iii) 交流創造エリアを活用し、にぎわいのある空間を作ります

三重県総合博物館の特徴は、誰もが自由に使える広い交流創造エリアです。ここでの事業を積極的に展開することにより、いつ訪れても楽しい雰囲気を感じられる空間を作ります。また、博物館を活用していただいた成果を発信する活動を行い、博物館に関わることの楽しさをアピールします。

(例)・休日のワークショップエリアでの活動

・夏休み自由研究のレファレンス強化月間

・自由研究発表会(子どもたちが博物館を活用した成果)

・利用者組織によるフェスタ(博物館を活用した成果)など

iv) 県内各地で、三重の特色について学ぶ活動を行います

三重は、豊かな地域資源に恵まれた素敵な場所です。それを県内だけでなく、県外の方にも知っていただき、三重の魅力を再発見するきっかけを作ります。あわせて、観光による交流人口が県内に広がるような事業を展開し、「三重の入口」としての機能を果たします。

(例)・野外観察会

・史跡探訪会

・出張講演会 など

※学習交流プログラムの種類やその運用方針を平成25年度までに整備していきます。

2 調査研究活動における県民・利用者、様々な団体と協創・連携するしくみ

①利用者個人の研究員制度

利用者が博物館の調査研究方針に即して、個人で博物館の施設や備品を利用して研究活動、あるいは自分の住んでいる地域で活動を行うための研究員の制度を設け、広く研究員に研究への参画をよびかけます。

研究員は個別の研究課題を提案した課題、あるいは館の課題について、担当する学芸員とともに研究を実施します。研究員に対して博物館の施設や備品の

利用、および消耗品の支給には便宜を図ります。

【研究員の種類】

特別研究員：大学の元教授や元研究機関の研究者、園館の元学芸員、博士号保持者など極めて高度な専門性と実績を有していると認められる研究者、および日本学術振興会特別研究員に採用された研究者

市民研究員：上記以外の方で主に博物館の施設を利用して研究を希望する個人。独学で研究されてきた方や、興味を持っていることをさらに詳しく調べたい方が対象。

②協力団体の登録制度

さまざまな団体との連携を強固なものとするため、館への協力団体の登録制度をつくり、広く研究への参画をよびかけます。

③関連団体との連携の強化

大学や企業等と相互協力協定などを締結することにより、連携窓口をつくり連携体制を強化していきます。

④個人が気軽に調査に参加できる仕組み（レポーター制度）

地域の方が三重の自然と歴史・文化について、博物館の研究課題に対して身の回りで調査を行い、その結果を定期的に博物館に報告していただく取組を行います。

3 日常的に県民・利用者が博物館活動へ参加・参画するしくみ

県民・利用者が、日常的に博物館へ参加・参画し、博物館活動や運営をともに進めていくしくみを整備します。

①利用者参画組織（ミュージアム・パートナー（仮称））

平成18年度から活動してきた「三重県立博物館サポートスタッフ」ですが、開館に先立って、より主体的に運営を行えるような体制を、メンバーの方と博物館で準備を進めています。それぞれの興味関心に応じたグループ活動に加わるだけでなく、会員限定イベントに参加したり、メンバーによる情報誌を購読したりと、個人でも博物館とつながりを持つことができる組織となる予定です。

②ボランティア

博物館からの依頼事項に応じて、館内での来館者サービスや、広報などの博物館運営に携わることで、自らの学びを深めることにもつなげるしくみを検討します。

新県立博物館整備に係る「7項目」の取組状況について

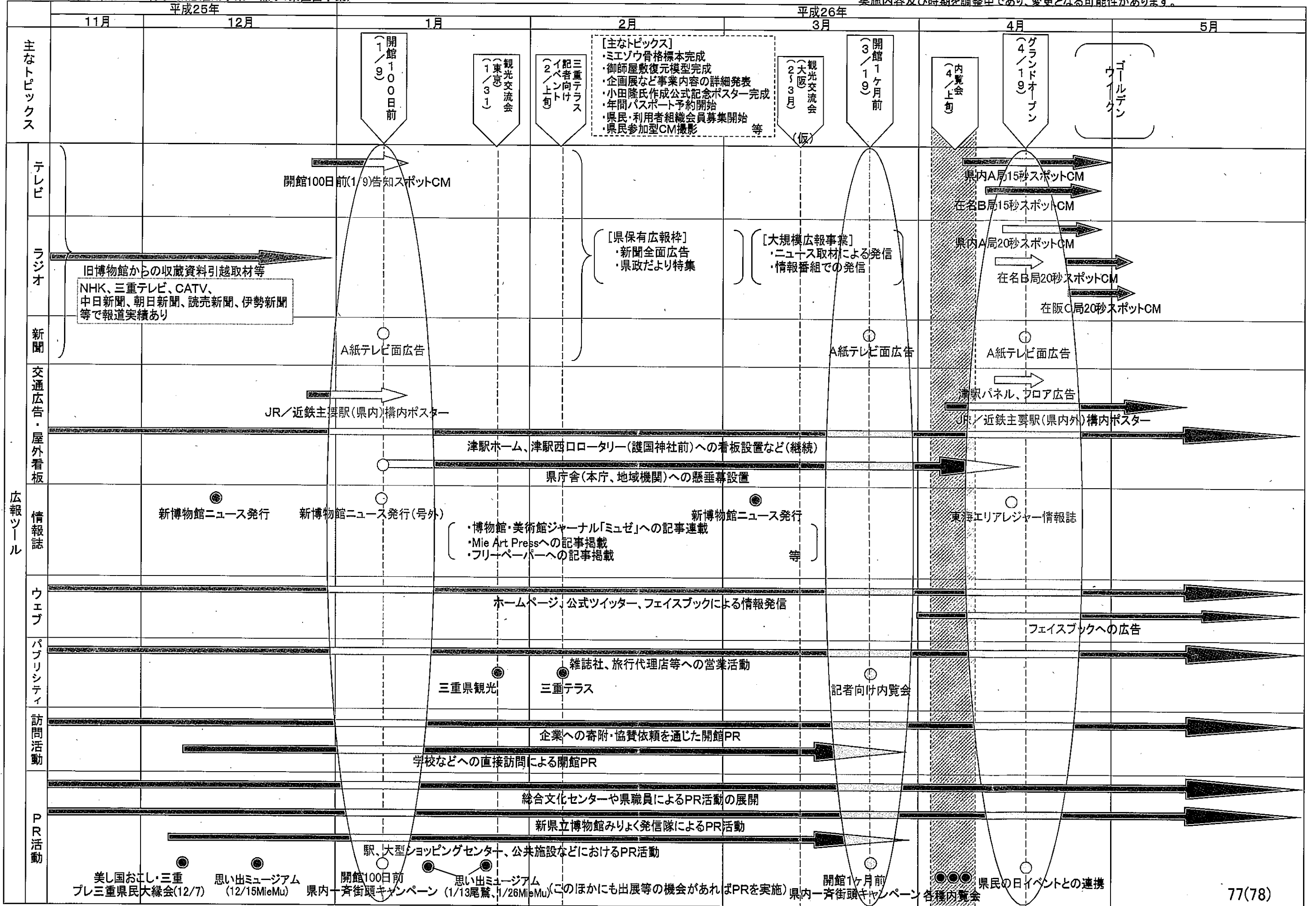
項目	取組状況
①総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月の常任委員会でお示した「収支計画」の実現に向け、多様な収入の確保に向けた企業等への寄附・協賛依頼を実施中 ・平成25年11月30日現在、201社を訪問。多くの企業で検討いただいているところであり、寄附21件(20,900千円)、パートナーシップ会員43件(4,030千円)の申込あり ・引き続き、訪問済企業のフォローと参加企業の新規拡大に取り組む
②入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> ・“わたしの博物館”づくりに向けた一環として、県民参画型プロジェクトである「MMMプロジェクト」を展開中(これまでに9プロジェクト約6,300名が参加) ・開館前後の数ヶ月間において集中的かつ効果的に、開館時期、実施事業及び特徴や見どころなどに関する周知を、県内外に広く行うため、大規模広報キャンペーンを実施 (主な実施内容) <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、新聞、情報誌などマスメディアを活用した広報 ・ウェブを活用した広報 ・駅、車両、道路における看板などにおける交通広告 ・パブリシティ活動の展開 ・「三重テラス」を活用したプレスレビューなど、首都圏のマスコミに向けたPR
③外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年10月に第1回を開催以降、昨年度までに4回開催。本年度は4回開催予定。 [第1回：平成25年5月29日] (議題) <ul style="list-style-type: none"> ・三重県総合博物館条例(案)について ・新県立博物館開館後における懇話会の位置づけについて ・戦略的な広報活動の実施に向けた取組状況について ・[第2回：平成25年9月9日] (議題) <ul style="list-style-type: none"> ・開館に向けた戦略的な広報活動に向けた取組状況について ・企業等からの金銭的支援に係る取組状況について ・三重県総合博物館の活動と運営に係る評価体制の構築について ・学習交流スペースの検討状況について ・[第3回：平成25年11月25日] (議題) <ul style="list-style-type: none"> ・三重県総合博物館に対する企業等からの金銭的支援に係る取組状況について ・ミュージアムショップ運営事業者の募集について ・開館に向けた広報展開について ・活動と運営に係る評価項目について ・平成26年度の展示、事業計画について ・[第4回：平成26年1月頃(予定)] (議題(案)) <ul style="list-style-type: none"> ・開館までの取組内容について ・開館後の経営向上懇話会について ・県民参加組織の概要について

④多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附・協賛など資金的な協力だけでなく、展示やイベントでの協働、広報や誘客での連携など、さまざまな観点からの連携実現に向けて、企業訪問やイベントへの出展などの際に参加の呼びかけを実施 ・ 平成 26 年秋に、企業との連携による企画展示を実施予定
⑤現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法その他の法令に基づく都市計画の変更等について、関係機関・部局との協議を継続
⑥自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示室屋根上部への太陽光パネル（当初計画 20kw+追加 100kw）設置を平成 25 年 3 月に完了 ・ 新県立博物館と総合文化センター立体駐車場を結ぶ連絡ブリッジの屋根上部への太陽光パネル（2.5kw）設置を平成 25 年度に実施
⑦金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館評価に係る学識経験者等との勉強会を実施 ・ 地域社会への影響・効果を表すための項目を洗い出し、評価システムの指標に反映するための検討を行っており、平成 25 年度中にとりまとめ

開館に向けた集中広報の実施スケジュール（案）

（赤字：大規模広報事業 青字：緊急雇用事業 黒字：県直営事業）

実施内容及び時期を調整中であり、変更となる可能性があります。



4 三重県大気環境の保全に関する流入車対策について

1 検討の経緯

(1) 国の新たな方針への対応

これまで、平成13年6月に公布された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「NO_x・PM法」という。）に基づき、関係者が各種対策に取り組んできた結果、対策地域内の大気環境は改善されてきました。

一方、国は平成23年3月に、平成27年度に全測定局で、また、平成32年度までにNO_x・PM法対策地域内全域で、二酸化窒素の環境基準を達成することを目標とする新たな方針を示したことから、県は、その目標達成の可能性を予測するためのシミュレーション調査を行ったところ、いずれも環境基準を超過することが予測されました。

このことから、環境省の求める方針を達成するためには、新たに流入車対策を実施することが必要だと判断してきました。

これを受け、昨年11月から三重県流入車対策検討会議（以下「検討会議」という。）を開催し、対策地域内の荷主等が運送業者等に国道23号を「車種規制非適合車」では走らないことを要請する等の対策を三重県流入車対策要綱（案）としてとりまとめてきました。

(2) 平成24年度における判断

平成23年度の二酸化窒素の環境基準は達成していましたが、運送業界によると物流量は東日本大震災前の状況まで回復していないとのことから、この結果は一時的なものと考え、流入車対策を実施することが必要だと考えていました。

(3) 平成25年度における判断

今年度に入り、平成23年度に続き、平成24年度も二酸化窒素の環境基準を達成（確定日H25.8.8）し、平成25年度の状況についても、9月末時点でみると、これまでの傾向から達成する見込みであることがわかってきました。

対策地域外から流入する車種規制非適合車の割合は、平成22年度は20%、平成23年度は15%、平成24年度は10%と想定以上に減少していることが環境基準達成の1つの要因と考えられ、車両の老朽化等で車両代替が年々進むことを考慮すれば、景気動向による交通量に大きな変化がない限り、今後、二酸化窒素の環境基準を達成する可能性は高いと判断されるため、三重県流入車対策要綱（案）の実施延期を検討会議で協議しました。

(4) 検討会議の結果

平成 25 年 10 月 31 日に開催した第 7 回検討会議において三重県流入車対策要綱(案)の実施延期が了承されました。

なお、環境基準を達成・維持するためには、関係者の環境改善への継続した取組が重要であることから、行政、事業者等が連携して、環境改善に向けて取組んでいくこととしました。

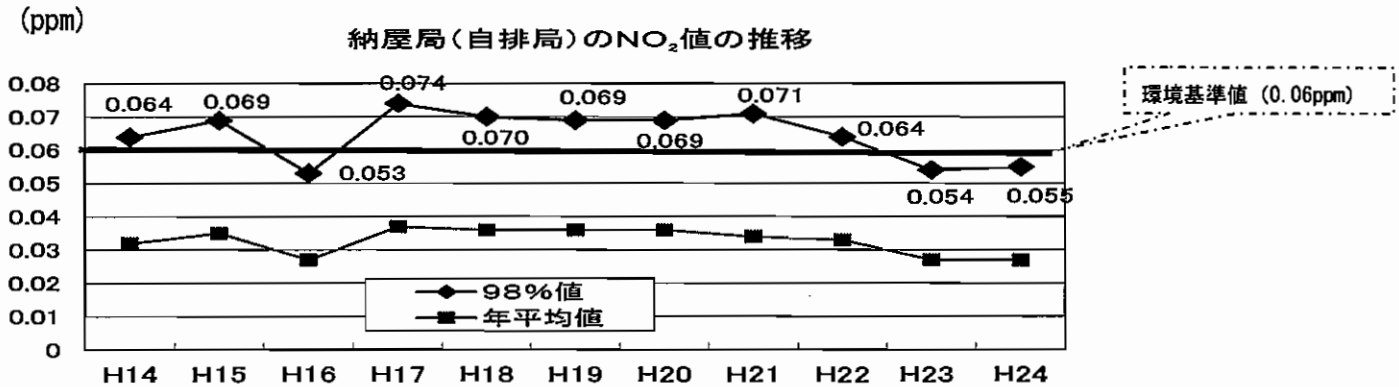
2 今後の対応

現在、対策地域内の環境基準は達成されていることから、三重県流入車対策要綱(案)の実施は延期することとなりましたが、環境基準の達成状況は景気動向による交通量の影響を受ける場合があるため、環境基準を達成できないおそれが出てきた場合には、再度その対策を検討していきます。

① 四日市納屋局のNO₂濃度変化

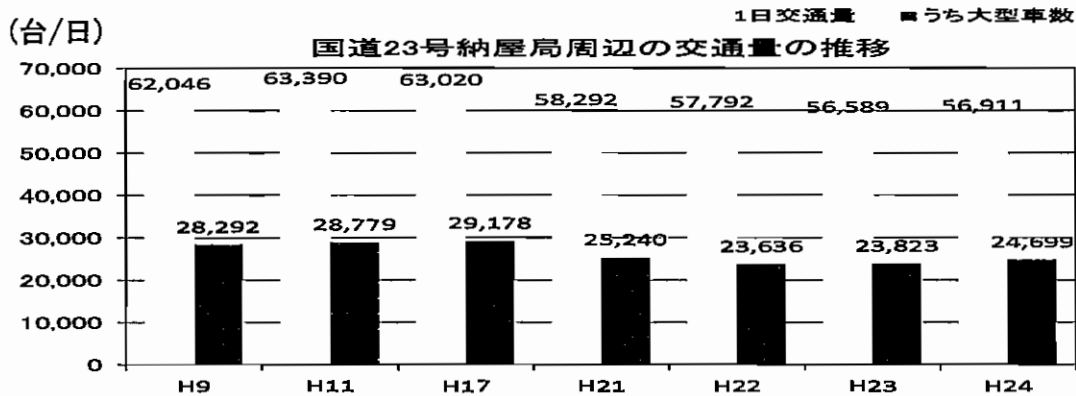
平成 16 年度と平成 23, 24 年度は、NO₂環境基準が達成しています。

また、平成 25 年度の NO₂環境基準超過日数は、9 月末時点で 1 日のみであり、過去のデータの推移をみると、大きな変化がない限り平成 25 年度も環境基準を達成する見込みです。



② 国道23号納屋局周辺の交通量変化

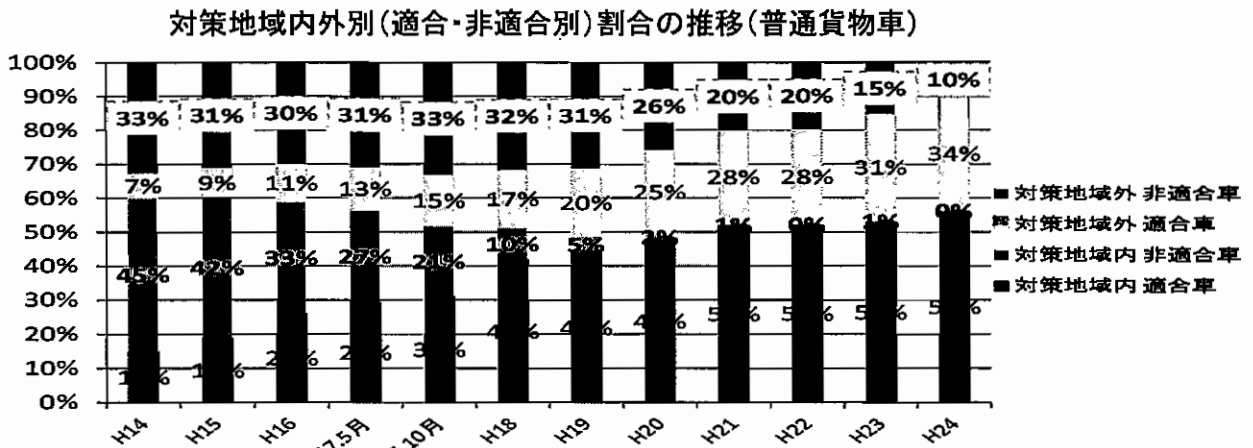
納屋局周辺の 1 日交通量は、平成 21 年度以降は、微減又は前年度と同程度の傾向が見られます。一方、そのうち大型車の交通量は約 4 割程度を占め、高止まりの傾向にあります。



出典：H24 年度環境省自動車交通環境影響総合調査

③ 三重県 NO_x-PM 対策地域内における対策地域内外別(適合・非適合車別)割合の推移

大型車の中で最も排出量割合が大きい普通貨物車の対策地域内外別(適合・非適合別)の推移をみると、対策地域外の非適合車は、平均使用年数経過による車両代替により年々減少していますが、平成 24 年度は 10%です。



出典：H24 年度環境省自動車交通環境影響総合調査

5 人権問題に関する県民意識調査結果（概要）について

人権問題への取組を進めるための基礎資料とするため、概ね7年ごとに人権問題に関する県民意識調査を行ってきており、平成25年1月に調査を実施しました。今年度は調査の結果について、学識経験者から意見をいただきながら、分析を行ってきました。

1 調査の概要

(1) 目的

同和問題をはじめとした人権問題に関する県民意識を把握し、今後の人権施策推進のための基礎資料として活用するため、昭和59年から概ね7年毎に実施しており、今回で5回目となります。平成24年度に調査の実施とデータ集計を行い、平成25年度に詳細分析を実施しました。

(第1回:昭和59年 第2回:平成3年 第3回:平成10年 第4回:平成16年)

(2) 調査期間 平成25年1月10日～1月25日

(3) 調査対象 県内居住の20歳以上の男女3,000人（外国人を含む）

※住民基本台帳から無作為抽出

(4) 調査方法 郵送による配布・回収（調査票による本人記入形式）

(5) 回答状況 有効回答数1,209人（回答率40.4%）

(6) 調査項目 三重県人権施策基本方針に掲げる各人権課題とともに、新しい人権課題についても調査項目として設定。前回調査結果との経年変化を把握するため、できる限り前回調査と同一項目にして実施しました。

(7) 分析

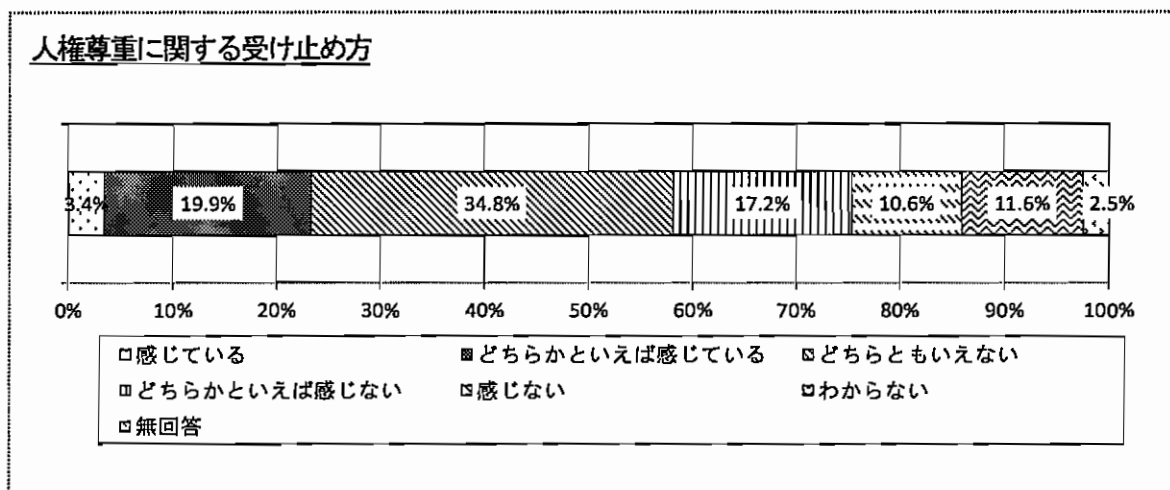
次の学識経験者からの意見を聞くとともに、質問間のクロス分析などを行いました。

- ・近畿大学人権問題研究所教授 奥田均
- ・四日市大学経済学部准教授 柴田啓文
- ・皇學館大学名誉教授 宮城洋一郎

2 結果の概要

(人権尊重社会の実感)

- ・「三重県は人権が尊重されている社会になっている」と感じるかとの質問について、「感じている」、「どちらかといえば感じている」を合わせた割合は23.3%となっている。「感じない」、「どちらかといえば感じない」を合わせた割合は27.8%となっており、感じない割合のほうが高くなっている。



- ・「最近5年間の県や市町などが主催する人権に関する講演会・研修会の参加経験」、「人権問題の解決に熱心に取り組む人との出会い」、「人権問題についての家族や友人との話し合い」とのクロス集計では、講演会・研修会の参加経験のある人や取り組む人との出会いがある人、家族や友人と話し合うことがある人は、ない人よりも「三重県は人権が尊重されている社会になっている」と「感じている」割合が高くなっている。
- ・「人権宣言や条約・法律・条令等の知識」についての質問とのクロス集計では、人権に関する宣言や条約等の内容を知っている人は、知らない人よりも人権尊重社会になっていると感じる割合が高くなっている。

(人権・差別をめぐる考え方)

- ・「差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである」という考え方に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は88.1%と高い割合になっており、県民の多くが差別を否定する意識を持っている。その意識を行動に移していけるよう、さらに啓発を進める必要がある。

- ・「差別は法律で禁止する必要がある」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は63.1%となっており、また「あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は80.7%となっている。法律による差別禁止が必要であると考えるとともに、行政の差別解消への努力に対し、期待が高くなっていると考えられる。
- ・「人権問題とは差別を受ける人の問題であって、自分には関係がない」という考え方に対して、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合は71.1%となっており、県民の多くは人権問題について自らも考えたり、向き合うべき問題との認識を持っていると考えられる。
- ・「最近5年間の県や市町などが主催する人権に関する講演会・研修会の参加経験」とのクロス集計では、「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」という考え方に「そう思う」と回答した割合は講演会・研修会の参加経験が、3回以上の人は78.1%、1～2回の人は67.1%、ない人は52.0%と大きな差が見られる。他の項目のクロス集計結果からも講演会・研修会の参加経験が人権意識の醸成に役立っていると考えられる。

「人権・差別をめぐる考え方（抜粋）」と「人権に関する講演会・研修会の参加経験」のクロス集計

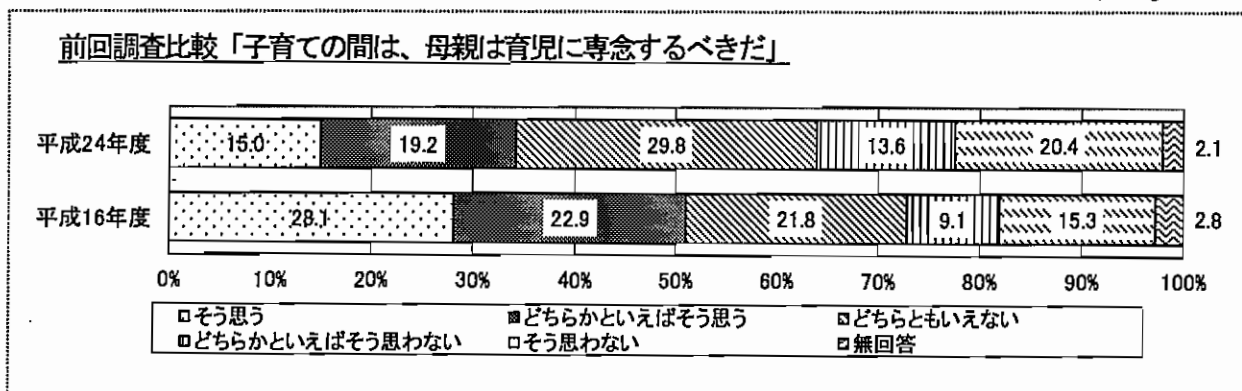
		問3 人権・差別をめぐる考え方					
		そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらともい えない	どちらかとい えばそう思わ ない	そう思わない	無回答
問 2 2 1 講 演 会 や 研 修 会 へ の 参 加		A. 差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである					
	3回以上	78.1%	14.1%	6.3%	0.0%	0.0%	1.6%
	1-2回	67.1%	26.3%	4.2%	0.0%	0.0%	2.4%
	なし	52.0%	35.3%	8.1%	1.4%	1.7%	1.5%
		C. 差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない					
	3回以上	6.3%	14.1%	29.7%	17.2%	32.8%	0.0%
	1-2回	10.2%	19.8%	25.7%	19.2%	22.8%	2.4%
	なし	11.6%	22.0%	34.9%	14.8%	14.4%	2.2%
		D. 差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある					
	3回以上	64.1%	25.0%	10.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	1-2回	62.3%	29.9%	4.8%	0.0%	0.6%	2.4%
	なし	51.4%	34.4%	9.7%	0.9%	1.7%	1.9%
		G. 誰もが自分の人権についてもっと学ぶ機会をもつべきだ					
	3回以上	50.0%	35.9%	10.9%	1.6%	1.6%	0.0%
	1-2回	45.5%	38.3%	11.4%	0.6%	1.8%	2.4%
	なし	35.0%	41.1%	18.0%	2.5%	1.2%	2.2%
		H. 人権問題とは、差別を受ける人の問題であって自分には関係がない					
	3回以上	1.6%	1.6%	9.4%	6.3%	81.3%	0.0%
1-2回	1.2%	4.8%	15.6%	19.2%	56.9%	2.4%	
なし	1.6%	3.7%	22.5%	21.0%	48.7%	2.4%	

(人権問題についての話し合い)

- ・人権問題について、家族や友人と話し合うことがあるかどうかの質問で、「よくある」と「ときどきある」を合わせた割合が、最も高かった項目は「児童虐待について」で79.6%、2番目が「原子力発電所事故による放射線被ばく風評被害について」で71.1%となっている。児童虐待や東日本大震災に伴う原子力発電所事故は調査時点で報道されることが多く、会話の話題となりやすい状況があったと考えられる。
- ・「最近5年間の県や市町などが主催する人権に関する講演会・研修会の参加経験」とのクロス集計では、家族や友人と人権問題について話し合うことが「よくある」と回答する割合は、参加経験がある人のほうがない人より高くなっており、講演会や研修会への参加が、家族や友人と人権問題について話し合うきっかけとなっていることが考えられる。

(人権問題に関する意見)

- ・「部落差別は、いけないことだが私とは関係のない話だ」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は25.8%となっており、同和問題を自らの課題として理解と認識を深められるような啓発が必要と考えられる。
- ・「部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にもプラスになる」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は57.1%となっている。
- ・「外国人は仕事をするうえで少々待遇が悪くても仕方がない」について、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合は56.3%となっており、半数以上が外国人に対する差別待遇に批判的な意見を持っている。
- ・「子育ての間は、母親は育児に専念するべきだ」という男女の役割分担意識を肯定する回答は、前回から大きく減少しており、男女共同参画の考え方が広がっていると考えられる。

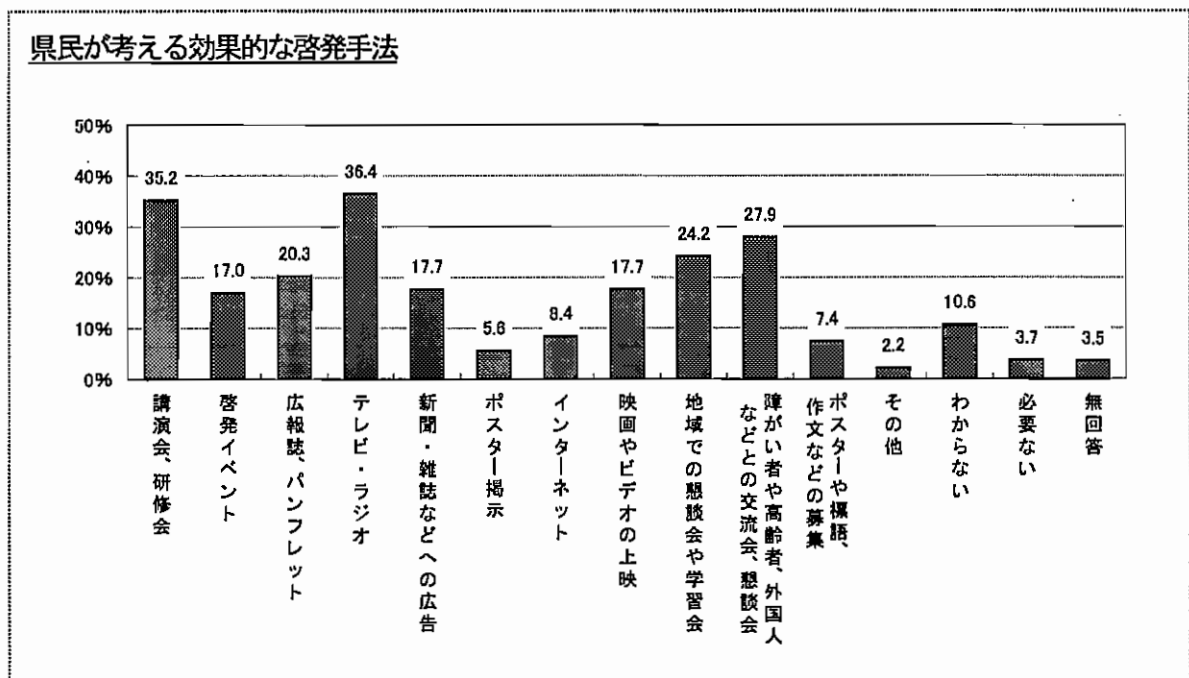


- ・「障害者基本法」を知っているかどうかとのクロス集計では、「内容を知っている」と回答した人は、「身体障がい者が利用できるようにすべての公共の建物を改造するべきだ」について、「そう思う」と回答した割合は、「知らない」と回答した人よりも高くなっている。

- ・「男女共同参画社会基本法」を知っているかどうかとのクロス集計では、「内容を知っている」と回答した人は「知らない」と回答した人よりも、「子育ての間は母親は育児に専念するべきだ」について「そう思わない」と回答した割合が高く、「国会で女性議員の割合が低いのは問題だ」について「そう思う」と回答した割合が高くなっている。

(人権問題についての啓発)

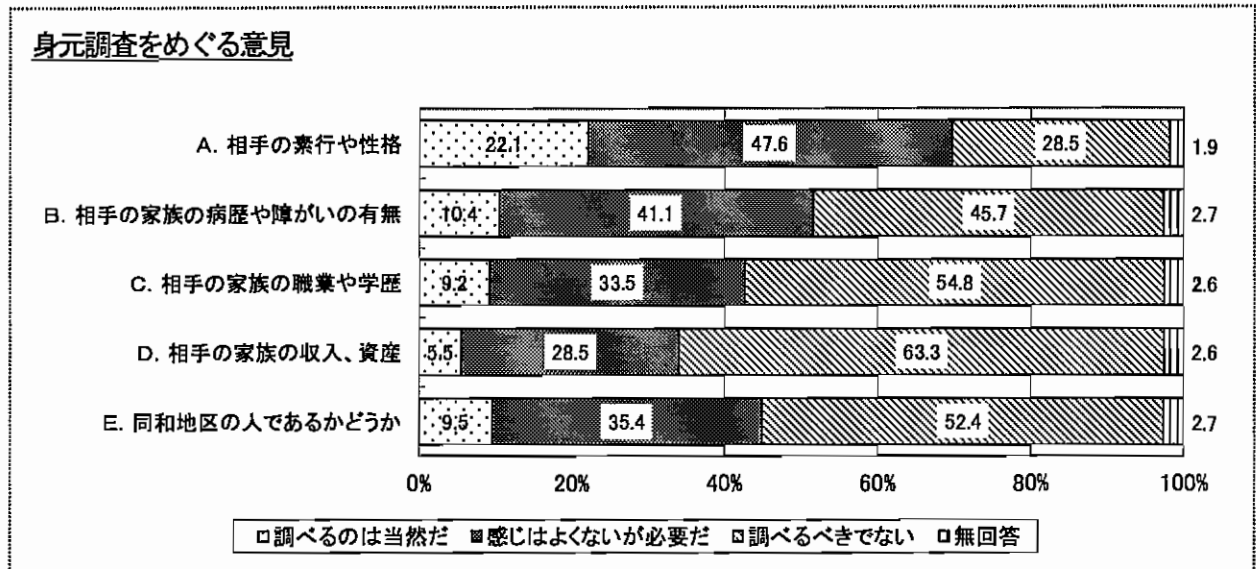
- ・人権問題に関する正しい理解と知識を深めるために効果的と思う啓発手法について、「テレビ・ラジオ」(36.4%)、「講演会・研修会」(35.2%)が高い割合になっているが、最近5年間の県・市町などが主催する講演会・研修会への参加状況の質問においては、「一度も参加したことがない」が77.8%となっている。その理由は「講演会・研修会が開催されていることを知らなかった」(41.6%)、「関心がない」(26.1%)、「時間や場所の問題で参加できなかった」(14.1%)の順となっている。講演会への参加を促す取組や参加しやすい時間帯での開催などの開催方法の工夫が必要である。



- ・人権問題に関する正しい理解と知識を深めるために効果的と思う啓発手法について、最近5年間に県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加した経験のある人は、「講演会・研修会」、「地域での懇談会・学習会」、「障がい者・高齢者・外国人などとの交流会・懇談会」など、自ら参加する形態の啓発手法を効果的と考える傾向があると考えられる。

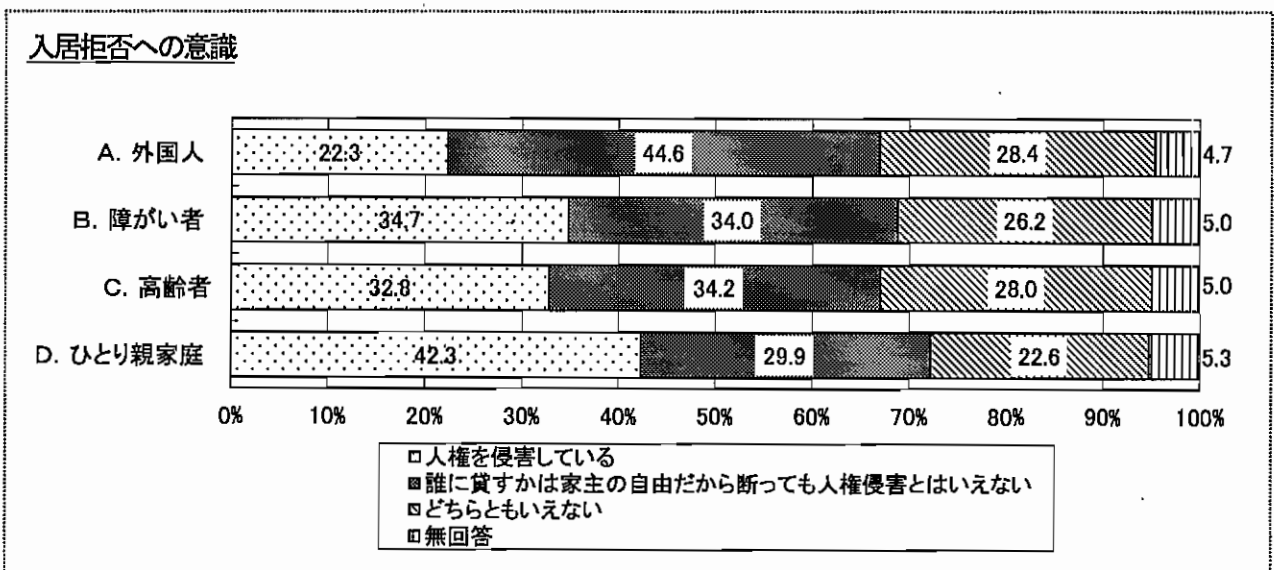
(結婚相手の調査)

- ・身内に結婚の話があったときの身元調査について、「調べるべきでない」と回答した人の割合は、「A. 相手の素行や性格」、「B. 相手の家族の病歴や障がいの有無」、「C. 相手の家族の職業や学歴」、「D. 相手の家族の収入、資産」、「E. 同和地区の人であるかどうか」のすべての項目で前回調査結果よりも増加している。



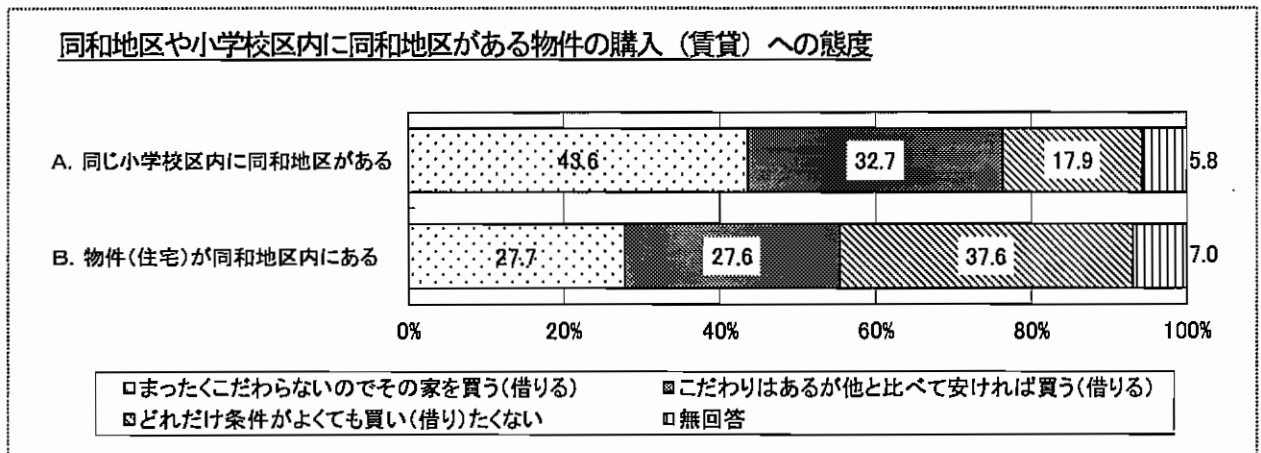
(不動産取引における人権問題)

- ・家主が賃貸マンションを貸す際に、外国人、障がい者、高齢者、ひとり親家庭であることを理由に断ることについて、「人権を侵害している」とする割合は 22.3~42.3% となっており、特に外国人に対しては低い割合となっている。
- ・一人ひとりがそれぞれの個性や多様性を認め合い、地域で共に暮らす共生社会の実現に向けた啓発が必要と考えられる。



(同和問題に関する意識)

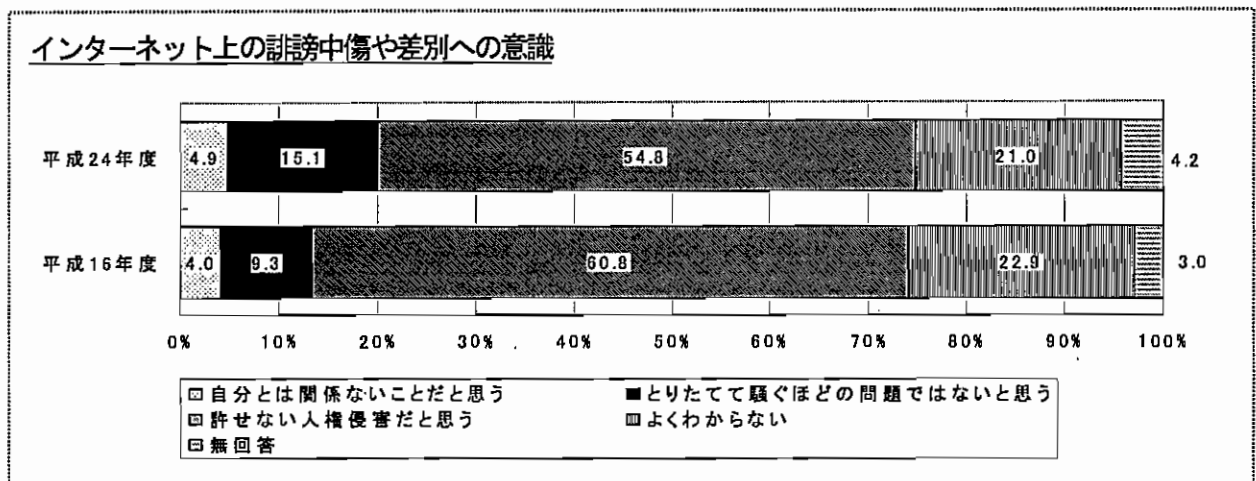
- 同和地区周辺の不動産購入にかかる土地差別についての質問では、同和地区内の物件をどれだけ条件がよくても買いたくないと回答した割合は37.6%となっており、同じ小学校区内にある物件では17.9%となっている。



- 同和問題についての学習経験とのクロス集計では、同和問題についての学習を受けたことがある人は受けていない人よりも、同和地区周辺の住居購入について「まったくこだわらないのでその家を買う」と回答する割合が高く、特に住民対象の講座を受けた人と受けていない人の間で大きな差が見られる。
- 同和地区出身者かどうかの身元調査、同和地区周辺の不動産の購入、子どもの結婚希望相手が同和地区出身者だった場合の態度の3項目と、知的障がい者の生活施設建設に対する住民反対運動への意識、賃貸マンションにおける家主による障がい者及び外国人に対する入居拒否の3項目とのクロス集計の結果から、同和問題について差別しない意識を持つことは、障がい者や外国人に関しても差別を許さない意識を持つことにつながると考えられる。
- 「最近5年間の県や市町などが主催する人権に関する講演会・研修会の参加経験」とのクロス集計では、子どもの結婚希望相手が同和地区出身者であった場合に問題にしないと回答した割合が、講演会・研修会への参加経験のある人のほうがない人よりも高くなっている。
- 同和問題の解決に熱心に取り組む人との出会いとのクロス集計では、子どもの結婚希望相手が同和地区出身者であった場合に問題にしないと回答した割合は、出会いがあると回答した人のほうがない人よりも高くなっている。

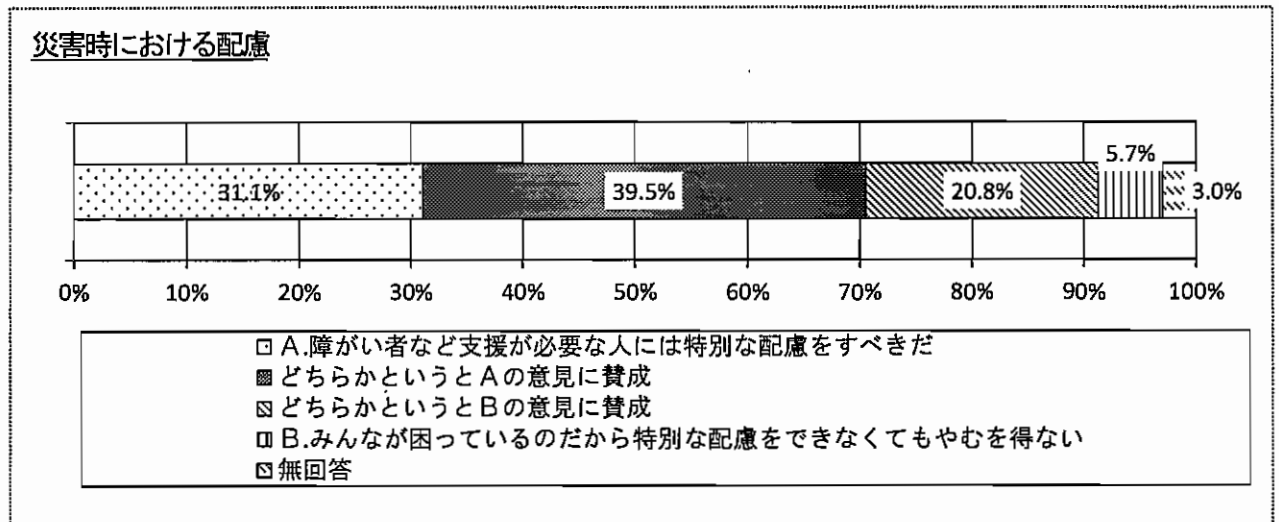
(人権問題に関する意識)

- ・知的障がい者の生活施設建設に対する住民反対運動への意識などの障がい者の人権に関する質問についてのクロス集計では、障がい者の人権問題の解決に熱心に取り組む人との出会いがある人や障がい者との付き合いがある人、最近5年間で講演会・研修会の参加経験のある人は、施設建設への反対運動や障がい者に対する賃貸マンションの入居拒否について「人権を侵害している」と回答する割合が高くなっている。
- ・他人に対する誹謗中傷や差別を助長する表現のインターネット上への掲載についての意識を問う質問では、半数以上が「許せない人権侵害だと思う」と認識しているが、前回調査結果と比較するとその割合は減少しており、「自分とは関係ないことだと思う」「とりたてて騒ぐほどの問題ではないと思う」を合わせると20.0%となっており、前回よりも増加している。年齢別では、「騒ぐほどの問題ではないと思う」と回答する割合は20歳代(27.5%)と30歳代(21.3%)の割合が高くなっている。



- ・インターネット上の人権侵害について、「人権問題についての家族や友人との話し合い」とのクロス集計では、話し合うことがよくある人は、インターネット上の差別表現などについて、「許せない人権侵害である」と回答する割合が、話し合うことがない人に比べて高くなっている。
- ・犯罪被害者に対する報道のあり方については、被害者の人権を侵害しないよう取材・報道を自主規制すべきとの意見の割合は75.9%と高く、犯罪被害者への理解が進んでいると考えられる。
- ・犯罪被害者やその家族のプライバシーの侵害について、「人権問題についての家族や友人との話し合い」とのクロス集計では、話し合うことがよくある人は、犯罪の取材・報道について被害者の人権のために自主規制すべきという割合が、話し合うことがない人に比べて高くなっている。

- ・災害発生時の避難所での障がい者や高齢者、外国人などの支援が必要な人に対して、「特別な配慮をすべきだ」とする回答は70.6%と割合は高いが、26.5%が「特別な配慮ができなくてもやむを得ない」と回答しており、支援が必要な人への理解をさらに深める必要がある。



- ・災害発生時の避難所での配慮について、「人権問題についての家族や友人との話し合い」とのクロス集計では、「女性差別」、「障がい者差別」、「高齢者虐待」の避難所で特別な配慮が必要な人に関する人権侵害の項目について、家族や友人と話し合うことがある人は、避難所で特別な配慮をすべきだとする割合が高くなっている。

(人権侵害経験)

- ・最近5年間で人権侵害を受けたと感じた県民の割合は12.6%であるが、その時の対応として「家族や友人に相談した」が最も高く、「何もせずがまんした」が2番目に高い割合となっており、相談体制の充実とともに相談窓口の周知が必要と考えられる。

◎まとめ

- ・最近5年間の県や市町などが主催する人権に関する講演会・研修会の参加経験のある人、人権問題の解決に熱心に取り組む人との出会いのある人、人権問題について家族や友人と話し合うことがある人は、「三重県は人権が尊重された社会になっている」と感じる割合が高く、また、個別の人権課題に関する質問においても、人権を尊重する意見を選択する割合が高くなっている。このことから、講演会等への参加を促し、熱心に取り組む人との出会いや家族等と話し合うきっかけを提供することが人権尊重の意識を高めるために重要であると考えられる。
- ・「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」と回答する割合は約9割となっているのに対し、個別の人権課題に関する質問では差別を肯定する態度や意識が見られる。差別をなくすためには、県民一人ひとりが差別について考え、多様な文化や個性を認め合う意識を高めていく必要があると考えられる。
- ・講演会・研修会への参加経験のない人に参加してもらえよう開催告知の方法や参加しやすい時間や場所を設定するなどの開催方法の工夫をするとともに、人権問題に関心のない人に講演会・研修会に参加してもらうため、人権を自分の問題として考えることができるような啓発を行う必要があると考えられる。
- ・同和問題については、結婚相手の身元調査を必要とする意識や結婚差別、土地差別など同和地区への偏見や差別意識が依然として残っていることがうかがえる。同和問題についての正しい理解と認識を深めるため、様々な手法を工夫しながら、啓発に取り組んでいく必要がある。
- ・インターネット上の人権侵害や災害発生時の人権問題など近年問題となっている人権課題について、啓発していく必要がある。

6 食材の不適切表示について

全国各地の宿泊施設、百貨店等で不適切な表示を行っていることが公表されていますが、本県においても宿泊施設等において同様の事案が発生しています。

県では、立入調査など実態の把握に努めるとともに、関係団体に対し適切な表示について注意喚起を行いました。今後、再発防止に向けて、関係団体と連携し、研修会で景品表示法の趣旨を改めて周知徹底するとともに、事業者の自己点検など適切な対応が行われるよう取り組みます。

1 経緯

(1) 県内での公表事案

県内では、プライムリゾート賢島、青蓮寺レークホテル、戸田家、合歓の郷ホテル&リゾート、グリル de キッチン、プラザ洞津、神湯館において、景品表示法上疑義のある事案が公表されています。

県では、その事実確認等のため、立入調査など調査を実施しています。

(平成 25 年 12 月 4 日現在)

項目	施設名	メニュー表示	使用食材等
1	プライムリゾート賢島	車海老	ブラックタイガー又はバナメイエビ
2	青蓮寺レークホテル	伊勢芋	山芋
3	戸田家	伊勢海老	外国産イセエビ
4	合歓の郷ホテル&リゾート	ステーキ	牛脂注入牛肉
		車海老	ブラックタイガー
		伊勢海老	ロブスター
5	グリル de キッチン	サーロインステーキ	加工肉
		てこねハンバーグ	系列店のハンバーグ
6	プラザ洞津	伊勢海老	外国産イセエビ
7	神湯館	秋鮭	トラウトサーモン
		和牛牛舌・牛すじ	国産又は外国産牛のものを使用
		鯛の子	助子
		有機野菜	有機でない野菜

(2) 県の対応

①注意喚起

関係団体へ、注意喚起や自己点検を要請する文書を発出しました。

11月5日 三重県旅館ホテル生活衛生同業組合に文書発出

11月15日 公益財団法人 三重県生活衛生営業指導センター、一般社団法人 三重県食品衛生協会、中部百貨店協会に文書発出

②市町との情報共有

11月11日 市町担当者会議開催（状況及び景品表示法説明、相談対応・啓発協力依頼）

③国への提言・提案

緊急提言「食材の不適切表示対策にかかる緊急提言」（11月14日）

- 事業者にわかりやすい食材表示
- 財政的支援
- 国と都道府県の体制の強化

④調査・指導体制の強化

消費生活センター班は、消費生活監のほか、職員4名、不当商取引指導専門員2名で調査を行ってきました。

今後、増加が予想される調査や事業者からの相談対応などに迅速で的確に対応していくため、12月1日から、消費生活センター班に不当商取引指導専門員2名を追加配置しました（3月31日まで）。

2 再発防止に向けた取組

(1) 景品表示法にかかる研修会

三重県旅館ホテル生活衛生同業組合、公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターと共催し、県内の旅館、ホテル、飲食関連事業者等を対象に、景品表示法等について研修会を開催しました。

① 日時：11月27日（水）13：30～15：00

場所：鳥羽商工会議所（鳥羽市）

参加者：110名

② 日時：12月3日（火）13：30～15：00

場所：三重県合同ビル（津市）

参加者：102名

(2) 自己点検

事業者自らメニュー等の適切な表示に取り組むよう、三重県旅館ホテル生活衛生同業組合（組合員数：210）と連携し、組合員である事業者の自己点検を促進しています。事業者はメニューと仕入食材などが適合しているかをチェックし、その結果を組合がとりまとめて県へ提出します。不適切な表示があった場合は、事業者自ら公表し、県へ報告を行うとともに、適切な表示に改め、原因究明と再発防止策を講じることとなります。

7 廃棄物系バイオマスに係る再資源化等事業化検討について

1 趣旨・経緯

本県では、産業廃棄物の資源化率が平成 22 年度推計値で全国平均（53%）より低い状況（37%）にあり、循環型社会の構築に向け、廃棄物の資源化を進めることが課題となっています。

廃棄物系バイオマス（動植物性残さ、食品廃棄物、木質廃棄物等）は、未利用のものが多く、また、再生可能エネルギーの利用拡大という観点からも、その利活用が注目されているところです。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年度から、廃棄物系バイオマスの再資源化等の利活用について、民間活力を活かした地域内循環の核となる事業化を促進するため、事業案の策定から事業計画の策定、実証実験の実施に至る総合的な支援に取り組んでいます。（図 1）。

平成 24 年度は、県内の地域特性や地域の課題等を踏まえ、5 地域でバイオマス利活用にかかる事業化の可能性について採算性等に関する予備調査を行い、学識経験者等からなる検討委員会において、事業化により見込まれる効果や課題を把握しました（表 1）。

2 本年度の取組状況

平成 24 年度の調査結果を踏まえ、食品工場から排出される動植物性残さや有機性汚泥のエネルギー利用等の処理の多様化が課題となっている津地域と、水産加工業から発生する水産加工残さや宿泊施設から排出される食品残さの循環利用が課題となっている鳥羽志摩地域の 2 地域において研究会を設置し、地域の事業者等とともに廃棄物系バイオマスの再資源化について具体的な事業案と地域循環の仕組みづくり等の事業化検討を進めています（表 2）。

また、本年度も、学識経験者等からなる検討委員会を設置し、研究会での検討内容や具体的な事業案への助言等を求めながら、研究会での検討を深めています（図 2）。

（1）津地域の検討状況

- 津地域周辺の食品工場から排出される有機性汚泥や動植物性残さ、下水汚泥の新たなエネルギー利用を含めた資源化方法を検討
- 排出事業者（食品工場等）、廃棄物処理業者、プラントメーカー、環境ベンチャー、津市等の参加を得て研究会を 3 回開催
- 資源化方法として、燃料化やメタン発酵技術による事業案について、排出事業者から発生する廃棄物の利用可能性を検討

(2) 鳥羽志摩地域の検討状況

- 水産加工業の水産加工残さ、宿泊施設や大規模小売店舗等の厨芥類等の未
利用資源、下水汚泥の循環利用の方法を検討
- 排出事業者（水産加工業者、菓子製造、宿泊施設、大規模小売業）、廃棄
物処理業者、環境ベンチャー、鳥羽市、志摩市等の参加を得て研究会を2
回開催
- 資源化方法として、メタン発酵技術による事業案について、原料の調達か
ら利用までの地域循環の仕組み作り等を検討

3 今後の取組方向

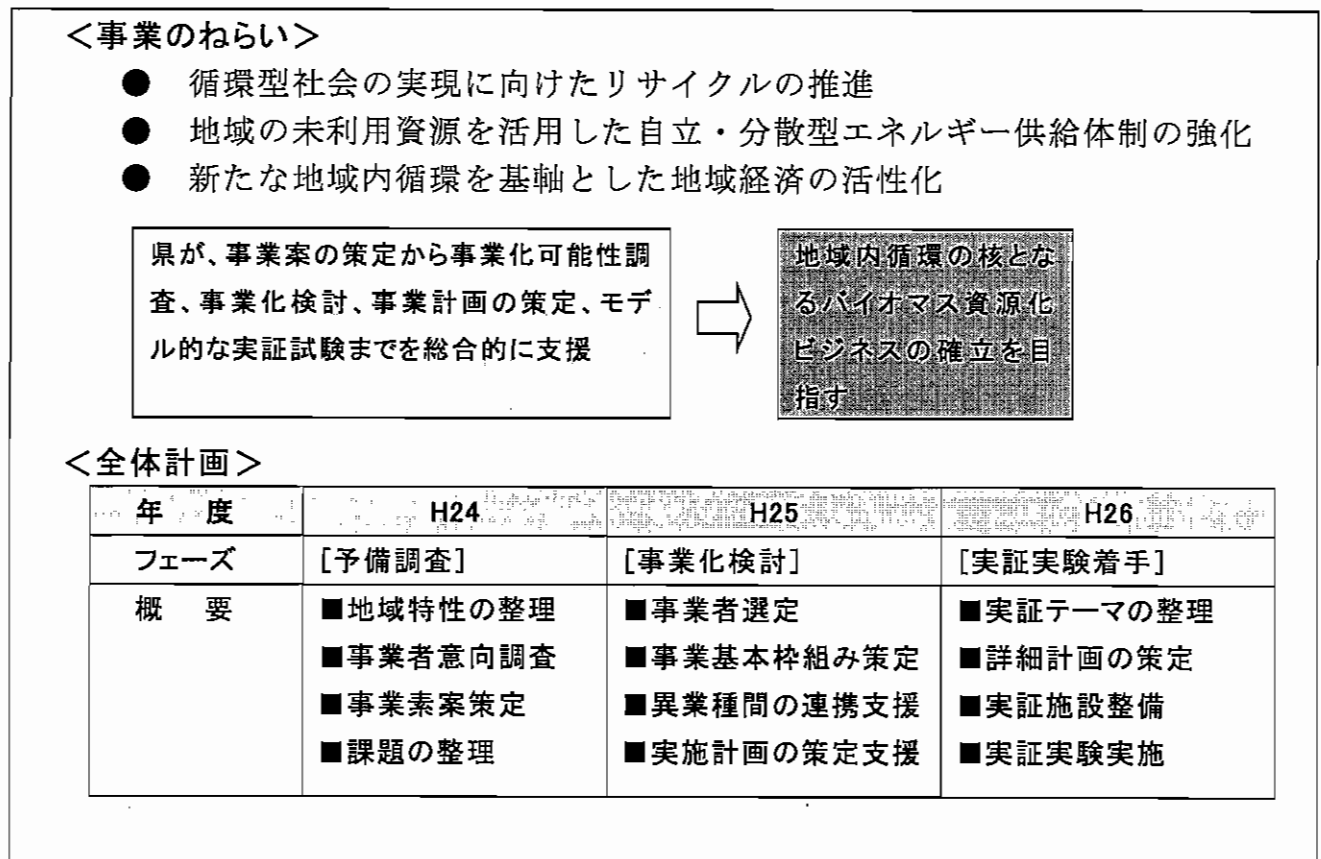
研究会において、引き続き事業化に向けた事業者間の連携や採算性等の具
体的な検討を進め、検討委員会の意見を踏まえ、資源化効果や事業性等が高
いと認められる事業案について、実証実験に向けた基本計画を策定します。

そのうえで、実証実験の実施までを総合的にサポートし、県内における廃
棄物系バイオマスの利活用を促進していきます。

<今後のスケジュール>

- | | |
|--------|---|
| 12月15日 | 三重県バイオマスシンポジウムの開催 |
| 12月16日 | 第2回検討委員会（事業案の評価項目の検討等） |
| 1月中旬 | 第4回津地域研究会（事業者連携に関する条件等の整理等）
第3回鳥羽志摩地域研究会（事業案の採算性検討等と事業実施地
域の比較） |
| 2月中旬 | 第4回鳥羽志摩地域研究会（事業案に関する条件等の整理等） |
| 2月下旬 | 第3回検討委員会（事業案の総合評価等） |
| 3月 | 実証実験基本計画の策定 |

【図1：廃棄物系バイオマスの再資源化等事業化検討の概要】



【表1：事業化可能性調査の結果概要】

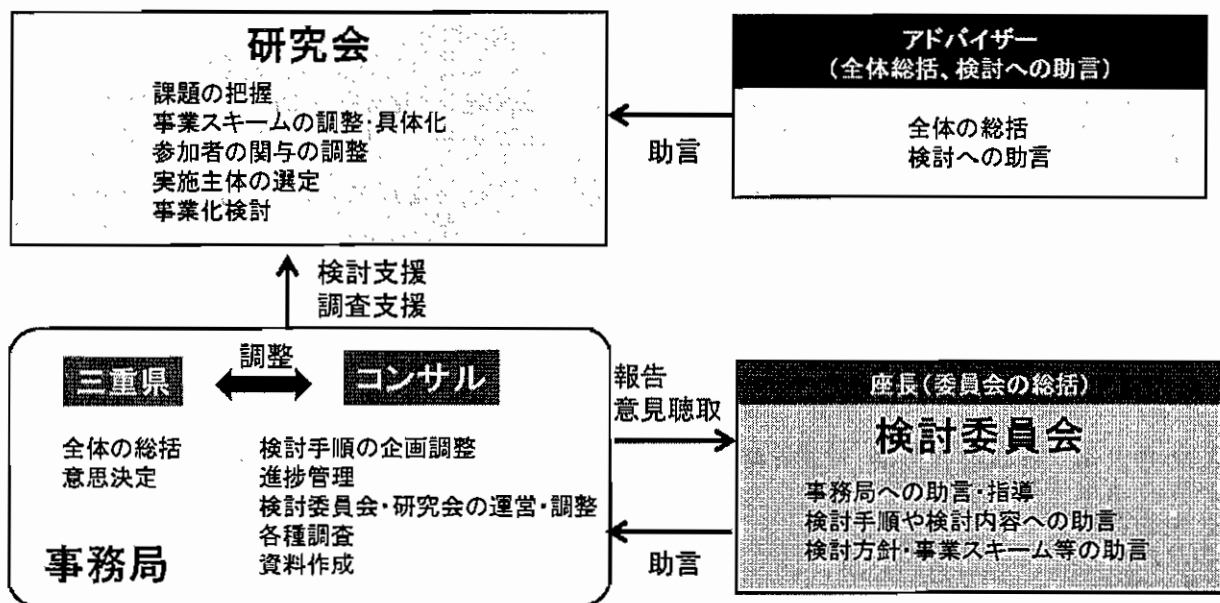
事業素案	ねらい	バイオマス	利用技術	資源化効果	付加価値	個別の課題
食品廃棄物の地域内循環利用(津)	再生利用困難物である包装済食品廃棄物の資源化	動植物性残渣 有機性汚泥	固形燃料化	県外等で処理されていた廃棄物の新たな域内循環への移行	地域活性化	・技術的課題 ・設備コスト ・需要者の確保
観光地での食品廃棄物の資源化(伊勢・志摩)	再生利用の進んでいない厨芥類の資源化	厨芥類、 水産加工残渣	メタン発酵 堆肥化	事業系一廃や水産加工残さの新たな域内循環の促進	観光、農業との連携効果	・地域循環の仕組みづくり ・設備コスト ・残渣物の需要確保
木質バイオマスと畜産廃棄物の混合利用(松阪)	未利用間伐材の有効利用と家畜糞尿の高度利用	木くず、 家畜糞尿	直接燃焼	既存の木材チップ化等の資源化ルートが強化	林業の再生	・収集体制の整備 ・熱需要者の開拓
農畜産廃棄物の地域内循環利用(熊野)	農業廃棄物と家畜糞尿の高度利用	家畜糞尿、 廃果	メタン発酵 堆肥化	家畜糞尿の利用形態の多様化による新たな資源化ルートの確立	畜産振興	・収集・運搬方法 ・設備コスト ・残渣物の需要確保
焼却施設の廃熱の地域供給型熱利用(伊賀)	焼却施設の廃熱の有効利用	産業廃棄物	可搬型熱供給	焼却施設の廃熱の利用範囲の拡大	地域活性化 技術の汎用	・採算性 ・需要者の確保
共通の課題						
①核となる事業者の発掘、②地域循環の仕組みづくり、③設備コストの低減による事業採算性の改善、④法規制への対応、⑤地域活性化メリットの創出						

【表 2 : 現在の検討状況】

津地域 研究会	
ねらい	津地域周辺の食品工場から排出される有機性汚泥や動植物性残さ、下水汚泥の新たなエネルギー利用を含めた資源化方法を検討
参加事業者	排出事業者(食品工場等)、廃棄物処理業者、プラントメーカー、環境ベンチャー、津市等
検討事業案	有機性汚泥や下水汚泥の燃料化 動植物性残さのメタン発酵
検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ●事業案の掘り起し ●事業案の採算性の比較検討 ●排出廃棄物と処理事業案のマッチングと課題整理 ●事業化に向けた実証実験の可能性と基本計画の策定

鳥羽志摩地域 研究会	
ねらい	水産加工業の水産加工残さ、宿泊施設や大規模小売店舗等の厨芥類等の未利用資源、下水汚泥の循環利用の方法を検討
参加事業者	排出事業者(水産加工業者、菓子製造、宿泊施設、大規模小売業)、廃棄物処理業者、環境ベンチャー、鳥羽市、志摩市等
検討事業案	水産加工残さや食品廃棄物等のメタン発酵
検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ●原料の調達から利用までの地域循環の仕組み作り ●効率的な事業範囲と事業採算性 ●事業実施主体の掘り起し ●事業化に向けた実証実験の可能性と基本計画の策定

【図 2 : バイオマス事業化の検討体制】



8 RDF焼却・発電事業について

1 収支計画の見直しとRDF処理委託料の改定等について

RDF焼却・発電事業における収支計画の見直し等については、県と関係市町等（6製造団体、14市町）で構成する三重県RDF運営協議会（以下、「協議会」という。）において協議を行い、運営を続けています。

平成25年11月29日に開催されました協議会総会において、収支計画の見直しやRDF処理委託料の改定等が決定されたことから、平成25年度分から処理委託料を引き下げ、市町の負担軽減を図ることになりました。

(1) 収支計画の見直し

① 売電収入の増収等に伴う見直し

三重ごみ固形燃料発電所は、平成24年11月から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネ法）」に基づく固定価格買取制度での売電を開始したことにより、売電収入の増収が見込まれることとなりました。

RDF焼却・発電事業の収支計画は、平成20年11月の協議会総会決議により3年ごとに見直すこととなっており平成26年度が見直し時期でしたが、売電収入の増収等に伴い1年前倒して、平成25年度に実施することが協議会総会で決定しました。

② 収支計画の見直し結果

見直した収支計画（平成20年度～28年度）における収支不足見込額は、旧収支計画の23億1千万円から、10億2千万円改善し、12億9千万円となりました。

なお、本収支不足見込額については、県と市町で半分ずつ負担することになっています。

項目	新計画	旧計画	差
処理量 (ト)	420,654	414,881	5,733
収入額 (千円) (a)	6,997,654	5,906,665	1,090,989
費用額 (千円) (b)	8,289,852	8,218,622	71,230
収支不足額 (千円) (b-a)	1,292,198	2,311,957	△1,019,759

(2) RDF処理委託料の改定（別添資料）

収支不足見込額の改善に伴い、平成25年度からRDF処理委託料の減額改定を行い、平成28年度に収支が均衡するよう、年度ごとに段階的に処理委託料を設定しました。

本改定にあたっては、平成29年度以降の市町の負担軽減を図るため、1,000円/tを上乗せすることとしました。

この結果、下表のとおりRDF処理委託料を1,500円/tから2,000円/t程度引き下げることとしました。

なお、上乘せされた1,000円/tの取り扱いについては、今後、協議会で協議していくことになりました。

(税抜き)

	改定処理委託料(a)	旧処理委託料(b)	差額(a-b)
平成25年度	6,500円/t	8,479円/t	△1,979円/t
平成26年度	7,372円/t	9,358円/t	△1,986円/t
平成27年度	8,244円/t	10,237円/t	△1,993円/t
平成28年度	8,889円/t	10,389円/t	△1,500円/t

(3) 平成29年度以降の処理委託料の設定

平成29年度から事業終了年度(平成32年度)までの処理委託料については、年度ごとに段階的な引き上げは行わずに、4年間を一定の単価に設定することになりました。

2 RDF焼却・発電事業に係る確認書について

「RDF焼却・発電事業に係る確認書」(以下、「確認書」という。)は、平成23年4月5日の協議会総会で確認された事業継続期間中の離脱ルールの基本的な考え方をもとに、その詳細を文書化し、平成24年3月28日の協議会理事会において承認されました。

平成25年10月18日の協議会理事会において、確認書第4条「運営体制からの脱退等」を具体的に適用するにあたっての取り扱いが承認され、平成25年11月29日の協議会総会で報告されました。

3 RDF焼却・発電事業終了後に向けたごみ処理体制について

市町等においては、RDF焼却・発電事業終了後のごみ処理体制について、それぞれの実情に応じ、新施設の整備、民間処理業者への委託処理、新たな枠組み構築等の検討を、委員会の設置をするなどして進めているところです。県としても、ごみ処理体制の構築は重要な事項であることから、ごみ処理体制の構築に必要な情報提供や市町等の設置する委員会等に参画するなど、市町の検討に協力しています。

なお、協議会理事会(平成25年10月18日開催)においても、現在の検討状況について情報交換が行われました。

4 今後の対応

RDF焼却・発電事業の運営にあたっては、改定された収支計画に基づき適切に行うとともに、平成29年度以降の収支計画や処理委託料については、今後、協議会において検討していきます。

また、市町のごみ処理が滞りなく行われることが重要であることから、安全で安定したRDF処理に努めるとともに、事業終了後の市町のごみ処理体制が確実に構築されるよう、引き続き市町の委員会等に参画し、市町とともに枠組みや処理方式等の具体的な検討を進めていきます。

RDF処理委託料の改定(平成25年度改定) 【税抜】

H25.11.29

別添資料

1. 新収支計画の収支不足見込額:1,292,198千円(20年度~28年度)
(現収支計画:2,311,957千円)
2. 20年度~28年度の収支不足見込額を県と市町で折半(それぞれ約6.46億円を負担)
3. 29年度以降の負担を軽減するため、25年度以降の処理委託料に1,000円を上乗せする。(志摩市を除く)

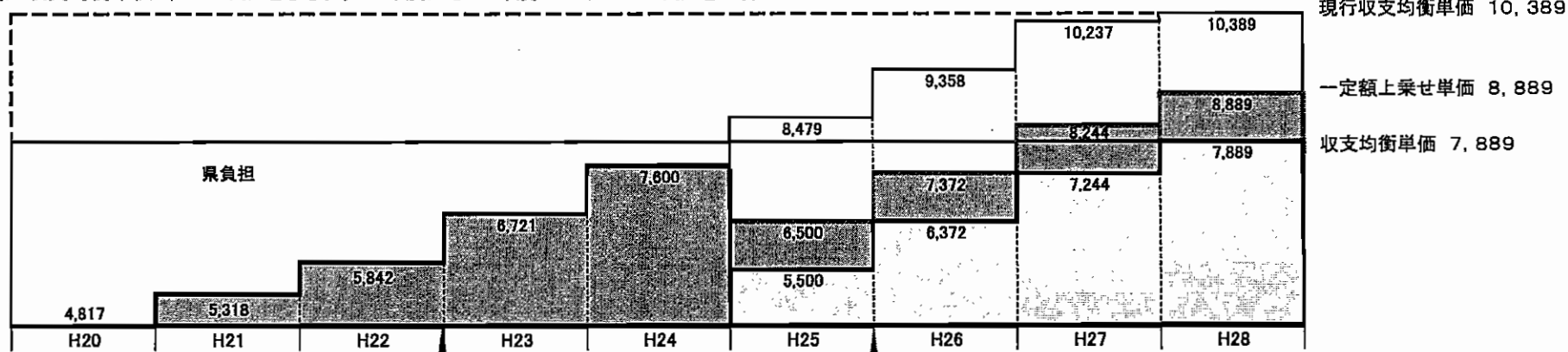
<市町負担額>

年度	新計画				現行						
	改定後(1000円上乗せ分含む)		収支均衡単価		RDF処理量		追加負担額				
	RDF処理量(t/年)	追加額(円/t)	(参考)処理委託料(円/t)	追加負担額(千円)	追加額(円/t)	(参考)処理委託料(円/t)	追加負担額(千円)	RDF処理量(t/年)	追加額(円/t)	(参考)処理委託料(円/t)	追加負担額(千円)
20年度	48,462	0	4,817	0	0	4,817	0	48,462	0	4,817	0
21年度	46,108	501	5,318	23,100	501	5,318	23,100	46,108	501	5,318	23,098
22年度	48,055	1,025	5,842	49,256	1,025	5,842	49,256	46,426	1,025	5,842	47,576
23年度	48,270	1,904	6,721	91,906	1,904	6,721	91,906	46,564	1,904	6,721	88,649
24年度	47,850	2,783	7,600	133,167	2,783	7,600	133,167	46,334	2,783	7,600	128,941
25年度	47,536	1,683	6,500	80,003	683	5,500	32,467	46,071	3,662	8,479	168,708
26年度	44,564	2,555	7,372	113,861	1,555	6,372	69,297	44,888	4,541	9,358	203,834
27年度	44,961	3,427	8,244	154,081	2,427	7,244	109,120	45,084	5,420	10,237	244,355
28年度	44,848	4,072	8,889	182,621	3,072	7,889	137,773	44,944	5,572	10,389	250,402
計	420,654			827,995			646,086	414,881			1,155,563

*各年度のRDF処理委託料は平成20年度料金(4,817円/t)に追加加算した額

- ・25年度単価を8,479円から2,979円引き下げて、5,500円とし、26年度から27年度まで毎年一定額872円/t(現行879円/t)を加算
- ・28年度が収支均衡単価7,889円/tとなるよう27年度から28年度にかけて645円/tを加算

(円/t)【税抜】



9 産業廃棄物の不適正処理事案について

1 趣旨

産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある事案については、原因者へ対策を講じるよう措置命令の発出等を行っていますが、履行される見込みがない場合は、県が代わって対策を講じることにより、県民の安全・安心を確保していく必要があります。

本県では、4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について県が対策を講じることとしており、産廃特措法に基づく国の財政的支援が得られるよう、実施計画にかかる環境省との協議を行い、平成25年4月9日までに4事案全てについて大臣同意が得られたことから、順次、恒久対策を実施していきます。

2 本年度の取組状況

(1) 四日市市大矢知・平津事案

【計画内容】

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策（調整池3箇所含む）を実施するものです。

【取組状況】

- ・本年度は、覆土等の本体工事にかかる詳細設計を実施しました。地質調査及び用地測量は引き続き実施しています。
- ・本年度内に、処分場入口側の調整池及び処分場天端部への進入路の設置工事に着手する予定です。
- ・また、対策後の跡地利活用方法の調査業務委託に着手しており、今後、地元との意見交換等を通じて、調査・検討を行っていきます。

(2) 桑名市源十郎新田事案

【計画内容】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施するものです。

【取組状況】

- ・本年度は、廃油の拡散のリスクの高い部分（藤川右岸の一部）について、鋼矢板の設置を先行して実施しました。
- ・今後、鋼矢板の追加設置及び一部掘削を伴う廃油の回収・処理の本体工事に着手する予定です。
- ・既設の集油管等を利用した廃油回収を引き続き実施しています。

(3) 桑名市五反田事案

【計画内容】

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所掘削・除去を実施するものです。

【取組状況】

- ・本年度は、工事用車両が対策区域に進入するための仮橋設置工事及び発生廃棄物等の選別・ストックヤードの設置工事を実施しています。
- ・今後、汚染物質の高濃度区域において廃棄物等を掘削・除去する本体工事に着手する予定です。
- ・水処理施設による浄化を引き続き実施し、汚染地下水の拡散防止を図っています。

(4) 四日市市内山事案

【計画内容】

霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施するものです。

【取組状況】

- ・注入設備設置工事の完了以降、霧状酸化剤の注入を本格的に実施したことにより、廃棄物層内の硫化水素濃度は低下しています。このことから、本年度内に整形覆土工等の本体工事に着手する予定です。

3 今後の取組

平成 25 年度から、産業廃棄物が不適正処理された 4 事案の恒久対策に着手しているところであり、産廃特措法の期限である平成 34 年度までに完了するよう、着実に工事を実施していきます。

工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

また、引き続き排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者からの費用徴収を行っていきます。

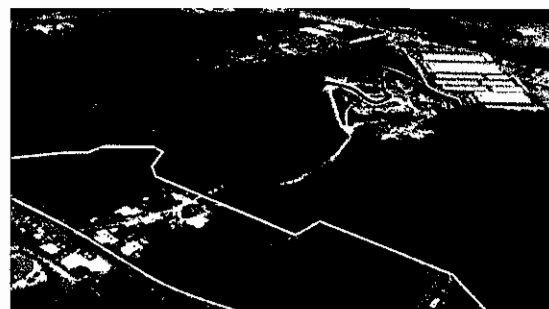
産廃特措法対象の4事案の概要

1 四日市市大矢知・平津事案

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて不適正処理を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあることが判明しました。

恒久対策として、平成25年度から覆土及び排水対策を実施していく計画です。

- ①原因者：(有)川越建材興業
(平成21年5月～清算法人に移行)
- ②時期：昭和56年3月から平成6年10月
- ③場所：四日市市大矢知町字大谷3074-1
ほか
- ④支障等：雨水浸透による有害物質の浸出や
の状況 廃棄物の飛散・流出等のおそれがある。



青：許可区域 赤：処分場関係区域
黄：隣接区域

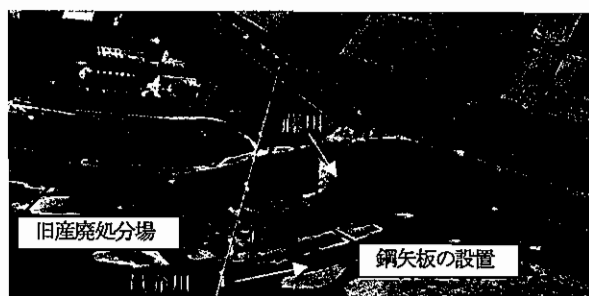
2 桑名市源十郎新田事案

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所地中から回収した廃油にPCB等の有害物質が含まれていることが判明しました。

緊急対策として、鋼矢板の設置(河川隣接部分)や藤川の瀬替え工(流路の変更)等を平成24年4月までに実施し、河川への廃油の滲出は抑止されています。

恒久対策として、平成25年度から鋼矢板の追加設置及び一部掘削を伴う廃油の回収処理の本体工事を実施していく計画です。

- ①原因者：不明(調査中)
- ②時期：昭和48年から昭和51年と推定
(PCB廃棄物)
- ③場所：桑名市大字五反田字源十郎新田
(河川区域内)
- ④支障等：VOC(揮発性有機化合物)やPCB
の状況 を含む廃油が地下水や員弁川に
流入した場合には、水道水源や
内水面漁業に支障を生じるおそれがある。

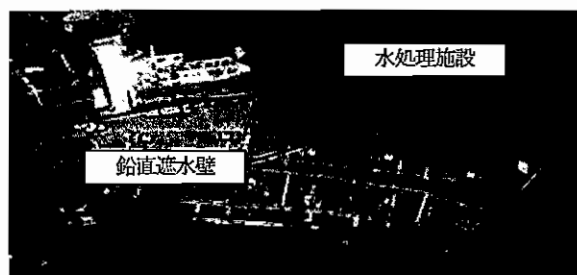


3 桑名市五反田事案

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に、周辺地下水等がVOCにより汚染されていることが判明しました。そのため、平成13年度に行政代執行に着手し、平成19年度までに汚染地下水の浄化等の目標を達成しました。

しかし、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明したことから、平成23年度から促進酸化設備を整備し、地下水浄化による1,4-ジオキサンの汚染拡散防止措置を講じています。恒久対策として、平成25年度から汚染物質の高濃度箇所掘削・除去工事を実施していく計画です。

- ①原因者：株式会社七和工業
- ②時期：平成7年4月から平成8年3月頃
- ③場所：桑名市大字五反田字多々星
1701番
- ④支障等：1,4-ジオキサンにより地下水が
の状況 汚染され、拡散により嘉例川及
び員弁川に流入した場合、水道
水源や農業用水の利水、内水面
漁業に支障を生じるおそれがある。



4 四日市市内山事案

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明しました。県は、平成19年2月、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行に着手し、硫化水素ガス濃度は低下しています。

平成24年11月から霧状酸化剤（過酸化水素水）注入による硫化水素発生抑制対策を実施しており、平成25年度から整形覆土工等の本体工事を実施していく計画です。

- ①原因者：(株)シーマコーポレーション
(旧 成豊(株) 平成19年清算終了)
(有)功進 (平成15年清算終了)
- ②時期：平成元年3月から平成11年9月
- ③場所：四日市市内山町字高砂
- ④支障等：廃棄物内部に設置した井戸から硫化
の状況 水素ガスやメタンガスが発生してお
り、周辺へ悪臭の漏洩や火災の発生
のおそれがある。



青：許可・届出区域 赤：廃棄物埋設区域
黄：中間処理場

10 三重県飲酒運転根絶に関する基本計画（仮称）中間案について

1 経緯

7月1日より「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下、「条例」という。）が施行されました。平成26年1月1日からは、飲酒運転違反者に対する再発防止策として、アルコール依存症に関する受診義務が課されることとなります。

この条例の趣旨に則り、県、県民等が一体となって協力し飲酒運転を根絶するための取組を行っていく体制づくりが必要となっています。

このため、条例第6条に基づき、「三重県飲酒運転根絶に関する基本計画（仮称）」の策定へ向け、庁内検討会議や三重県交通対策協議会飲酒運転^{ゼロ}部会での検討を経て、中間案をとりまとめました。

2 計画の概要

計画の概要は別紙1のとおりです。

この計画をふまえ、規範意識の定着のための教育及び知識の普及や、再発防止のためのアルコール依存症に関する取組を推進していきます。

なお、計画期間において飲酒運転根絶を着実に進めるため、主要な取組については別紙2のとおり目標を設定して取り組んでいくこととしています。

※「三重県飲酒運転根絶に関する基本計画（仮称）中間案」は別冊のとおりです。

3 今後のスケジュール（予定）

今後は、12月中旬からパブリックコメントを実施し、意見等の集約・反映を行い、3月の本委員会に最終案を報告します。

12月12日	環境生活農林水産常任委員会に基本計画中間案を報告
12月～1月	パブリックコメント実施
1月1日	「アルコール依存症に関する受診義務」規定の施行
1月～2月	最終案の検討 ・庁内検討会議 ・三重県交通対策協議会飲酒運転 ^{ゼロ} 部会
3月	環境生活農林水産常任委員会に最終案を報告 基本計画策定

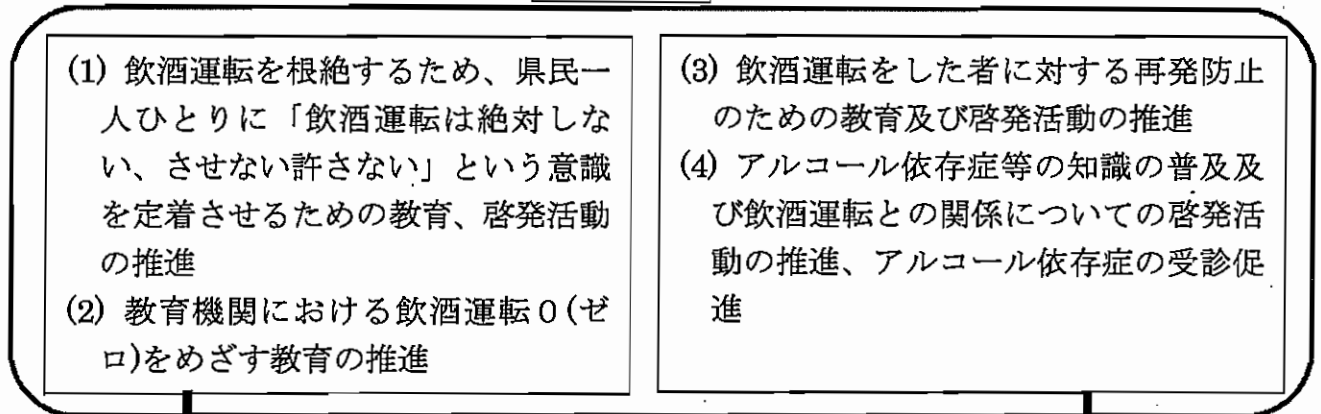
三重県飲酒運転根絶に関する基本計画（仮称）中間案の概要

第1 はじめに

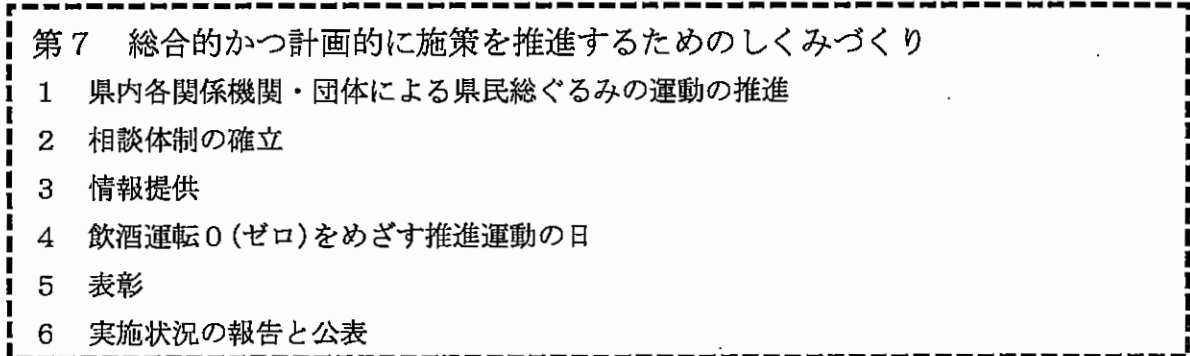
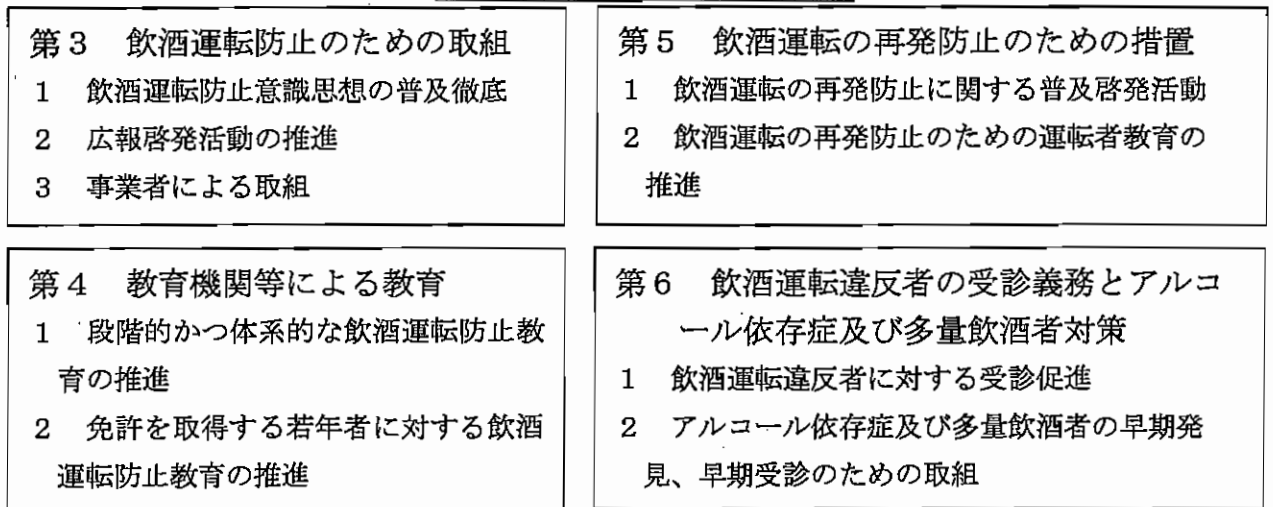
計画期間：平成 27 年度までの 2 年間

第2 基本方針と推進体制

基本方針



第3～第7 施策の取組方向



三重県飲酒運転根絶に関する基本計画（仮称）中間案の目標

計画期間においては、県、警察、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業者、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、次に掲げる目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

飲酒運転事故件数	現状値 (平成25年見込)		73件
【設定の考え方】飲酒運転事故が0となることをめざして、毎年10件の減少をめざします。	目標値	平成26年	63件以下 (年間)
		平成27年	53件以下 (年間)
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科又は特別活動等)	現状値		—
【設定の考え方】小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の100パーセント実施をめざします。	目標値	平成26年度	小・中・高等学校 100%
		平成27年度	小・中・高等学校 100%
ハンドルキーパー推進店等の指定等	現状値 (平成25年度見込)		2,400 店(事業所)
【設定の考え方】全ての飲食店・酒類販売店等が指定等を受けていることをめざして、年間1,500店以上の指定等をめざします。	目標値	平成26年度	3,900 店(事業所)以上
		平成27年度	5,400 店(事業所)以上
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	現状値		—
【設定の考え方】受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ100パーセント実施をめざします。	目標値	平成26年度	100%
		平成27年度	100%

1 1 各種審議会等の審議状況について

(平成25年9月13日～平成25年11月21日)

1 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	全体会：平成25年11月6日 文化交流ゾーン検討部会：平成25年10月25日
3 委員	会長：速水 亨 副会長：豊田 長康 委員：秋吉 久美子 他12名 (検討部会) 部会長：豊田 長康 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	全体会：「新しいみえの文化振興方針(仮称)」骨子(たたき台)及び「施策の具体的な展開のあり方」について意見交換が行われた。 検討部会：「文化交流ゾーンを構成する施設の運営手法のあり方」について意見交換が行われた。
6 備考	

2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成25年9月20日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉加代子 委員 岸 葉子 他6名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県立図書館改革実行計画・平成25年度アクションプログラムについて協議、意見交換が行われた。
6 備考	